

平成31年 3 月 定例会 厚生常任委員会記録

平成31年 3 月 6 日（水）

平成31年 3 月 7 日（木）

平成31年 3 月 8 日（金）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成31年 3 月 6 日（水）	5 頁
平成31年 3 月 7 日（木）	101 頁
平成31年 3 月 8 日（金）	179 頁

平成31年 3 月 定例会 審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3 月 6 日（水）	開会 審査日程の決定、その他 健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第 1、8 号 議案甲第 5、10、21、23～26、6、8 号 〔説明、質疑〕
第 2 日	3 月 7 日（木）	市民環境部関係議案審査 議案乙第 1～3 号 議案甲第 7、1、9、11号 議案乙第 8～10号 〔説明、質疑〕
第 3 日	3 月 8 日（金）	自由討議 議案審査 議案乙第 1～3、8～10号 議案甲第 1、5～11、21、23～26号 〔総括、採決〕 報 告（市民環境部税務課、国保年金課） 鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について 〔報告、質疑〕 閉会

3 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔平成31年3月4日付託〕

議案乙第1号	平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）	〔可決〕
議案乙第2号	平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〔可決〕
議案乙第3号	平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〔可決〕
議案乙第8号	平成31年度鳥栖市一般会計予算	〔可決〕
議案乙第9号	平成31年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算	〔可決〕
議案乙第10号	平成31年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算	〔可決〕
議案甲第1号	鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第5号	鳥栖市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第6号	鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第7号	鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第8号	鳥栖市保健センター条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第9号	鳥栖市衛生処理場設置及び使用料条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第10号	鳥栖市休日救急医療センター設置条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第11号	鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第21号	鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第23号	鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第24号	鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第25号	鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第26号	鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例	〔可決〕

〔平成31年3月8日 委員会議決〕

2 報 告

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について（市民環境部税務課）

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について（市民環境部国保年金課）

平成31年 3 月 6 日（水）

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 小柳 秀和

社会福祉課参事 武富美津子

社会福祉課長補佐兼地域福祉係長 庄山 裕一

社会福祉課高齢者福祉係長 佐藤 直美

社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 高島 香織

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

こども育成課長補佐兼子育て支援係長 林 康司

こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 久保みゆり

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐 名和 麻美

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈 由美

文化芸術振興課長 松隈 義和

文化芸術振興課文化芸術振興係長兼市民課係長 大石 昌平

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 古賀 達也

スポーツ振興課スポーツ振興係長 時田 丈司

市民環境部長 橋本 有功

市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市民課長	村山 一成
国保年金課長	古賀 友子
税務課長	青木 博美
環境対策課長兼衛生処理場長	佐々木利博

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係長 横尾 光晴

5 審査日程

審査日程の決定、その他

健康福祉みらい部関係議案審査

- 議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）
- 議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算
- 議案甲第5号 鳥栖市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例
- 議案甲第10号 鳥栖市休日救急医療センター設置条例の一部を改正する条例
- 議案甲第21号 鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例
- 議案甲第23号 鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例
- 議案甲第24号 鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例
- 議案甲第25号 鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例
- 議案甲第26号 鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例
- 議案甲第6号 鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案甲第8号 鳥栖市保健センター条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

それでは、議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）のうち、健康福祉みらい部関係について説明をいたします。

委員会資料に沿って説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

資料の2ページをお願いいたします。

款13分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金、節1社会福祉費負担金につきましては、主なものといたしましては、環境、経済上の理由により、養護老人ホームに入所する高齢者から徴収する老人保護措置費負担金で、入所者が見込みより多かったため、補正を行っております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2児童福祉費負担金でございます。

保育所保育料につきましては、前年度実績に基づき、当初予算を積算しておりますが、今年度実績が当初の見込みより少なかったことによる減額補正でございます。

主な理由といたしましては、保育料減額の対象となります第2子、第3子、あるいは非課税世帯等の児童数が前年度より多かったことなどによるものでございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

款14使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節1社会福祉使用料の主なものは、社会福祉会館使用料の補正でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

次に、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料につきましては、休日救急医療センターにおける診療報酬及び窓口収入の決算見込みによる増額をいたしております。

松隈義和文化芸術振興課長

続きまして、目5教育使用料、節1社会教育使用料につきましては、市民文化会館使用料、定住・交流センター使用料及び都市広場使用料の決算見込みによる補正でございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

節2保健体育使用料につきましては、スタジアムを初めといたします体育施設の決算見込みに伴います補正でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

続きまして、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金につきましては、主なものといたしましては、国保被保険者の保険税軽減に係る国民健康保険基盤安定負担金及び障害者に関する福祉サービス給付に係る障害者自立支援給付費負担金、いずれも決算見込みによる補正でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節２児童福祉費国庫負担金の主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金につきましては、子ども・子育て支援新制度に基づき、私立保育所に支払われる給付費の単価が保育士の処遇改善分の加算などを含んで増額されたことに伴う国庫負担金の増額補正でございます。

児童手当費負担金につきましては、児童数の減少による国庫負担金の減額補正でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

節３生活保護費国庫負担金につきましては、生活保護費の決算見込みによる補正でございます。

続きまして、項２国庫補助金、目２民生費国庫補助金、節１社会福祉費国庫補助金でございますが、地域生活支援事業費補助金につきましては、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスに対する補助金で、交付決定額による減額補正でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

項３委託金、目３衛生費委託金、節１保健衛生費委託金は、アスベスト健康調査委託金でございまして、受診者が見込みより少なかった等の理由により減額をいたしております。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

続きまして、款１６県支出金、項１県負担金、目１民生費県負担金、節１社会福祉費県負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金及び障害者自立支援給付費負担金の県負担金の決算見込みによるものでございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節２児童福祉費県負担金のうち、施設型等給付費負担金については、私立保育所に支払われる給付費の単価が増額されたことに伴う県負担金の増額補正でございます。

児童手当費負担金については、児童数の減少による県負担金の減額補正でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、節３生活保護費県負担金につきましては、居住地がないなど、被保護者の保護費、保護施設費、事務費に要する県負担金の決算見込みによる補正でございます。

続きまして、項２県補助金、目２民生費県補助金、節１社会福祉費県補助金のうち、主なものといたしましては、地域生活支援事業補助金でございますが、交付決定額による減額補正でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節２児童福祉費県補助金のうち、１行目の保育対策総合支援事業費補助金に

つきましては、今年度、保育補助者雇上強化事業に取り組んだ園が6カ園ございますが、保育補助者の雇い上げ期間や時間数などの実績見込みが予定より少なかったことによる歳出減が見込まれるため、県補助金の減額補正となっております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

目3衛生費県補助金、節1保健衛生費県補助金のうち、健康増進事業補助金につきましては、健診等の実績による減額でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、款18寄附金、項1寄附金、目3民生費寄附金、節2児童福祉費寄附金の児童福祉費寄附金につきましては、子どもの医療費に対する指定寄附でございます。個人の方からの寄附で、昨年度も同じ方から同額の寄附をいただいております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金、節1国民健康保険特別会計繰入金につきましては、健康増進課分といたしまして、国民健康保険事業2種交付金152万1,000円でございます。これは、主にかん検診や、若い方を対象とした健康診査、妊婦歯科検診及びフッ化物応用虫歯予防事業によるものでございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、款21諸収入、項6雑入、目4雑入、節1生活保護費雑入につきましては、生活保護費の支給後に年金等の収入があった場合に生活保護費の返還を受けたものでございます。

同じ目の節4雑入につきましては、主なものとして、高齢者福祉施設の空調熱源更新工事に係る負担金を受け入れたものでございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

子どもの医療費雑入は、子どもの医療費助成金として支払ったもののうち、高額医療の対象となったことによる返還金でございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

節4雑入のスタジアムネーミングライツ料につきましては、12月での委員会での御意見や、問い合わせ等の状況から、Jリーグの開幕までに新たに決定したいと考えまして、本年1月7日から20日まで、年額3,000万円以上、3年以上で募集を行い、4社から応募がございまして、応募金額、期間、地域貢献、経済的安定性などを総合的に内部の選考委員会で選定し、2月1日から、消費税等別で3年間総額9,200万円で株式会社駅前不動産ホールディングスと契約いたしましたところでございます。

今回、平成31年2月、3月の2カ月分、576万7,000円の補正を行っております。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

続きまして、款22市債、項1市債、目1民生債、節1社会福祉債は、高齢者福祉施設空調設備改修事業の入札に伴い、市債を減額するものでございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

節2児童福祉債、鳥栖いづみ園改修事業は、工事費の額の確定に伴う市債の減額補正でございます。

松隈義和文化芸術振興課長

続きまして、目6教育債、節3社会教育債につきましては、定住・交流センター空調設備改修事業の入札に伴う市債の減額でございます。

以上で、健康福祉みらい部の歳入に関する説明を終わります。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

続きまして、歳出の説明に移ります。

資料の8ページをお願いいたします。

まず、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の主なものについて説明をいたします。

節2給料から節4共済費までにつきましては、人事院勧告等によります補正でございます。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金につきましては、各種団体や補助事業の決算見込みに伴う補正でございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、平成28年度に実施いたしました臨時福祉給付金事業の余剰分を返還するものでございます。

節28繰出金につきましては、国民健康保険特別会計の繰出金で、保険基盤安定のための繰り出しなどによる補正でございます。

次の、目2障害者福祉費でございます。

その主なものにつきましては、節20扶助費でございます。障害者自立支援給付費の増加に伴う補正が主なものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

目3老人福祉費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、地域支援事業費の決算見込みに伴います補正で、事業費支弁人件費を目1社会福祉費総務費から組み替えておるものです。

節8報償費の主なものにつきましては、敬老祝い金及び在宅寝たきり老人等の介護見舞金の決算見込みによるものでございます。

節13委託料の主なものにつきましては、食の自立支援事業、緊急通報システム事業及び介護予防事業等の決算見込みによるものでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、その主なものといたしまして、広域市町村圏組合介護保険負担金の決算見込みによるものでございます。

節20扶助費につきましては、紙おむつ支給事業の減額でございまして、死亡や入院などの理由により、対象者が減少したものでございます。

次に、目4老人福祉センター費のうち、主なものについて申し上げます。

節13委託料及び節15工事請負費につきましては、高齢者福祉施設の空調熱源更新工事に係る入札残によるものでございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、11ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費について申し上げます。

節13委託料は、子ども・子育て支援事業計画調査委託料の入札残の減額でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金は、中原特別支援学校の放課後児童クラブ運営に係る負担金でございます。負担額は、利用者案分で計算されますが、本年度は、当初の見込みより利用者数が3名多かったため、増額補正となっております。

続きまして、目2保育園費について主なものを申し上げます。

節2給料から節4共済費につきましては、保育所職員44人分の決算見込みに伴う減額でございます。

節7賃金につきましては、主に延長保育、一時預かり、障害児保育などの特別保育事業に係る保育士賃金の減額補正でございます。理由といたしましては、利用が見込みより少なかったこと及び一時預かりと障害児保育に関しましては、嘱託保育士の確保ができなかったことによるものでございます。

節11需用費の主なものにつきましては、給食費の決算見込みに伴う減額でございます。

節15工事請負費につきましては、鳥栖いづみ園改修工事費の額の確定に伴う減額でございます。

節18備品購入費につきましては、鳥栖いづみ園の冷蔵庫購入に係る入札残の減額でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、施設型等給付費につきましては、私立保育所に支払われる給付費の単価が保育士の処遇改善分の加算などを含んで確定したことに伴い、予算の不足分を増額補正するものでございます。

一行飛びまして、保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、保育士の離職防止と人材確保を目的に、保育所において保育士資格を持たない者が短時間の保育業務補助を行うに

当たり、その雇用を助成するものでございます。

今年度は、6カ園の私立保育所が取り組み、実際に雇用した期間や時間数などの実績が見込みより少なかったため、歳出額を減額するものでございます。

私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、私立保育所が実施する延長保育や一時預かり、子育て支援センター事業、障害児保育事業等に係る補助でございます。今年度は、障害児保育事業の実績が当初の見込みより大きく増加したため、予算の不足分を増額補正するものでございます。

節23償還金、利子及び割引料の平成29年度県補助金返還金は、平成29年度、保育補助者雇上強化事業補助金の実績に伴う精算額の差額分を返還するものでございます。

次に、目3児童手当費、節20扶助費につきましては、3歳から就学前までの児童手当支給対象児童数が当初の見込みより少なかったため、決算見込みによる減額をお願いしております。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

続きまして、項3生活保護費、目1生活保護総務費でございます。

節2給料から節4共済費までは、人事院勧告等によります補正でございます。

節20扶助費につきましては、住宅確保給付費の支給が見込みより少なかったことから減額補正をするものでございます。

目2扶助費、節20扶助費につきましては、医療扶助の決算見込みによる補正でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の主なものを御説明します。

節2給料から節4共済費は、育児休業に入っている職員等の減額補正でございます。

節13委託料につきましては、妊婦健診及び乳児健診の受診者数が見込みより少なかったために減額をお願いしております。

節20扶助費につきましては、不妊治療費の償還払いの申請件数の増加に伴い、増額をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

続きまして、目2予防費の主なものを御説明いたします。

節13委託料のうち、予防接種委託料につきましては、接種者数が見込みより多かったために増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費、節19負担金、補助及び交付金

につきましては、幼稚園就園奨励費補助金の減額補正でございます。3歳から就学前までの補助対象児童数が見込みより少なかったため、決算見込みにより減額をお願いするものでございます。

松隈義和文化芸術振興課長

続きまして、15ページをお願いいたします。

項4社会教育費、目6文化振興費の主なものについて申し上げます。

節2給料から節4共済費までは、人事院勧告等による補正でございます。

次に、節11需用費は、市民文化会館の光熱水費の決算見込みによる補正でございます。

続きまして、目7定住・交流センター費の主なものについて申し上げます。

節18備品購入費は、公用車購入入札残による補正でございます。

以上でございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

16ページをお願いいたします。

項5保健体育費、目1保健体育総務費の節1報酬、節9旅費から節19負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みに伴います減額補正でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、給与改定に伴う人件費の補正でございます。

節25積立金につきましては、平成31年度のスポーツ振興奨励金に備え、スポーツ振興基金に積み立てるものでございます。

目2体力づくり運動推進事業費につきましては、決算見込みに伴います減額補正でございます。

17ページをお願いいたします。

目3体育施設費につきましては、決算見込みに伴います補正でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

平成30年度の繰越明許費について説明をいたします。

款3民生費、項1社会福祉費の地域医療介護総合確保基金事業は、申請の手続きに不測の日数を要したことによりまして、年度内の完成が困難となりましたことから、繰越明許費の計上を行うものでございます。

以上で、健康福祉みらい部分の説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

執行部の説明が、今、終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございますか。

牧瀬昭子委員

2 ページの、分担金及び負担金、項 2 負担金、目 2 民生費負担金の節 2 児童福祉費負担金についてなんですが、この分の保育所保育料1,320万3,000円についてなんですが、すいません、もう一度ここについて、この減額になったのを教えていただけますでしょうか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

保育料を積算するときは、前年度の実績を見て積算をしております。来年度、どれぐらいの保育料の方が何人入ってくるというのはつかめませんので。

それで、実績に伴って上げているんですけども、平成30年度は、特に保育料が半額、あるいは0円になる第2子、第3子、また非課税世帯やひとり親家庭の児童の方が、前年度よりは若干人数が多かったために保育料が見込みより少なかったということでございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

牧瀬昭子委員

ということは、人数自体はそんなに変化はないんですかね。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

受け入れの人数、全体の人数は大して差はございませんでした。

中川原豊志委員長

ほかは、ございますか。

成富牧男委員

ちょっと、小さいことを聞かせていただきたい。

2 ページ、補正予算、歳入です。

まず、款13、項2、目2、節1 社会福祉費負担金の老人保護措置費負担金ですけど、少し現状を、さらっとどういう人たち、対象についてはさらっと言われましたけれども、現状ですね。今回、補正増になっておりますけど、最近ふえているのか減っているのかとか、そこから辺も少し加えて説明をお願いしたいと思います。

どういう人たちが対象になるのかも、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

経済上の理由等によりまして、養護老人ホームに入所をする高齢者から徴収する負担金ということになっておりますが、平成30年度末で見込んでおります措置者数が39人を予定して見込んでおるところでございます。

ちなみに、平成29年度末では35人で行っていました。今回は、4人新規がふえたということ

でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

これ、数字は4人ふえたっていうことでしょうけど、例えばその中身としては、お亡くなりになったりとかそういうことも、新規で単純に4人ふえたということでもいいですか、今回は。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

平成30年度の退所者は0人ございまして、新規で4人ふえたということでございます。

成富牧男委員

平成29年度は35人、今後のこの見込みっちゃうか、今後の、平成31年度、もし差し支えなかったら人数だけ、当初でしょうけど、教えてください。

中川原豊志委員長

要は、傾向。（「傾向、傾向」と呼ぶ者あり）

どういう傾向にあるかということで。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

老人保護措置費の状況といいますと、平成25年度が42人、平成26年度は39人、平成27年度42人、平成28年度35人、平成29年度が35人ということで推移しておりまして、今後、独居の方とかもふえるということも想定されますし、団塊の世代の方の高齢化もどんどん進んでまいりますので、横並びから右肩上がりの方で進んでいくのではないかというふうには考えているところでございます。

成富牧男委員

すいません、当初にひっかかるような質問で。

ほかの、例えば介護保険でいう特養とか、そういうものとはこんなふうに違うんだよと、こういう施設に入るときは大体、そういう対象者の方は、どういうルートといいますか、例えば民生委員さんとか。どういう経路を通じてその措置に至るのか、そこら辺のをお願いします。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

養護老人ホームの対象者の方は、おおむね60歳以上の方で、経済的に、あと在宅でのお一人での生活が難しい方が対象となるんですが、入所の判定を専門の委員さんが判定をさせていただくんですけど、その委員さんっていうのが、現在、福祉事務所長と介護施設長と専門の医師、あと保健福祉事務所長と、あと社会福祉課の職員で構成する入所判定委員会っていうのがございまして、そちらで判定するようになっております。

成富牧男委員

一番、ちょっと関心が、何で尋ねているかっていうと、今、いろいろな理由で入れない、介護保険の施設には入れないとかあるやないですか。

それで、今言われたような方は、私が尋ねたのは、上がってくる前の、役所に上がってきて入所判定委員会で可とかだめとか言うわけでしょう。

だから、経路、そういう人たちは、どういうふうにして把握することに、対象者として把握するようにしてあるのかっちゅうことですな。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

まず、民生委員だったり御家族の方からの御相談でこちらのほうに申請等がありますので、その際に、また職員のほうで面談をさせていただいて、それから先ほどの入所判定委員会にかけて、入所の可否を決定するっていう形になっております。

成富牧男委員

ちょっとイメージがつかみにくいんですね。いわゆる、介護保険なんかのいろいろな施設、それと家族の方って言われましたけれども、どっちかって言うたら、家族っていうのは、その人の子供とか、この対象者ちゅうのは独居とかそういう人たちが多いつちゅうわけでもないわけですか。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

やはり独居の方が多いいのは多いです。

子供さんとかが、引取りが難しいとかっていう方が、やっぱり御相談がふえています。

成富牧男委員

これ質問、ラスト、質問っちゅうか、何で質問したかっていうと、何かイメージ的に言うと、ああ、そんなら、ちょっとあの人も困っとんしゃっけん聞いてみようかなみたいな感じに、今の話だけでは、なるんですよ。

ですから、何かもうちょっと、宣伝すべきことであれば宣伝してもらわんといかんし、広報、告知してもらわんといかんし。

直接的には、一般的にしても、なかなか上がってこんでしょうから、民生委員さんなりそういうルートになるんでしょうけど。

それから、これケアマネさんもなるとかな。

ちょっと、あと1つ確認です。体は元気じゃないといかんとですか、身体的にとか。そこから辺の要件とかはあるんですか。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

基本、自立してある方にはなるんですけど、おおむね要介護1 ぐらいまでの方だったら対

象となっております。

成富牧男委員

オーケーです。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

古賀和仁委員

ページ数でいくと66ページですかね。ネーミングライツについて。

スポーツ振興課ですかね。資料の7ページですけれども、このネーミングライツについては、何社ぐらいが応募されて、大体金額的にそれぞれどういう提示をされたのか。

あと、その応募の条件とかいろいろあると思うんですけれども、それについては、どういうふうな条件を提示されたのかお尋ねします。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

まず、応募の条件といたしましては、金額につきましては、スタジアムのみで3,000万円以上、それから期間につきましては、3年以上の応募条件でございます。

それと、応募企業につきましては、4社ございまして、今回、駅前不動産ホールディングスにつきましては、3年総額、応募につきましては、1億円でございます。

初年度につきましては、看板関係ですね。スタジアム内の看板、それから道路案内標識の看板かけかえ代の費用を20%減額して契約をいたしておりますので、契約としては9,200万円でございますけれども、応募としては1億円。

それで、その他の企業につきましては、9,900万円から9,000万円——3年間ですね——の応募があったところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

どこが応募したっていうのは、それは公表できるんですかね。わかりますか、それぞれが幾らだったのか。そちらから、まずお願いします。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

まず、県外の小売業ですね、福岡県の小売業のところが年額3,301万円でございます。消費税別でございます。

それから、県外の介護福祉施設を経営している会社が年額3,086万1,112円でございます。

それから、県内の製造業の会社が3,000万円でございます。

古賀和仁委員

条件の部分なんですけれども、例えば、スポーツ業界においてはこの業種はだめですよと

か、そういうのあると思うんですけど、そういうのは、今回は条件には入っていないっていうことですかね。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

基本的には、条件の中で、こういう業界についてだめだという部分はないかと思えますけれども、暴力団とかそういう関係とか、そういう部分の制限はありますけれども、業種について、募集に当たっては、制限は設けておりません。

古賀和仁委員

確認ですけれども、募集に関して、担当課でされたということだと思えますけれども、金額で全て決めたというふうに考えていいわけですか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

御説明の中で申し上げましたけれども、応募金額、それから期間、それから地域貢献、冠の大会を行っていたりサガン鳥栖へのスポンサーであったりという地域貢献、それから、経営の安定性など総合的な観点での選定になっております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

ほかはございますか。

樋口伸一郎委員

11ページをお願いします。

保育園費で1個だけ、確認というかお尋ねをさせてください。

まず、保育所職員44名分の決算見込みの減額補正の件で1点ですけど、そこは、当初から44名なのか、この段階で44名になったのかっていうところを確認させてください。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

予算としては45名分を上げておりました、しかし、平成29年度の末に1人、急に退職をしましたので、平成30年度の4月からは44人、正職員44人です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

そうしたら、その下の節7賃金の件でもう一個確認させてください。

理由、いろいろ説明していただいたんですけど、嘱託保育士の確保が想定どおりできなかったということがありましたけど、この3月の時点において2,150万円の減額補正ですけど、これ、新制度移行してから、平成27年度以降でいいんですけど、大体この時期に減額補正になるんじゃないかなという、自分の想定なんですけど。

細かい金額まではわからなくていいんですけど、ここ数年の推移を教えていただければと思うんですけど。ずうっと、多分当初予算で、この時期の減額できているかと思うんですけど、その確認を。

例えば、何年度は増額しています、何年度は減額ですぐらいの感じでもいいので、その推移を教えていただければと。わかる範囲でいいです。

平成27年から、それじゃあちょっとさかのぼり過ぎということであれば、平成29年度、平成28年度からでもいいので、ここ数年の推移を教えてください。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

ちょっと、手元に数年前の資料を持っておりませんので、はっきり申し上げられないんですけど、平成29年度の時点では、もっと大きな金額を減額していたと思います。

失礼しました。平成28年度の決算時には、大きな金額を残した形になったと思うんですけども、平成29年度からは、現実的な数字で予算を上げておりますので、これが、大体公立保育所、あくまでも予算ですけれども、450名の児童の受け入れということで常勤の嘱託の保育士——保育士に限ってですけれども——については、30名分ぐらいを予算として上げております。

平成30年度、25名しか確保ができませんでしたので、5名分を残すことになりました。この分を、減額をしております。

賃金そのものは、常勤の保育士の賃金だけではございまして、調理員の日々代替、あるいは保育士の日々代替等の賃金も上げておりますので、この分も合わせて減額をさせていただいた結果が今回の補正額になっております。

ここ数年の推移につきましては、ちょっと今、数字がございまして申し上げることができません。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ、多分ですけど、大幅な増額はないんじゃないかなあっていうふうに思っているんですけども、仮に増額したこともあったかもしれないですけど、割合では減額補正が多いんじゃないかなと、現状を見てみて、そう思っているんですけど。

人数とかじゃなくて、節2から節7の金額でいくと、保育所職員の部分っていうのは、当初では、2億5,000万円ぐらいの給料、職員手当、共済費で2億5,000万円前後ですけどね。

当初組まれておいて、ここに関しては減額かもしれないですけど大幅な減額ではなくて、むしろ賃金のところ、約半分ですか、1億2,000万円ぐらいの予算規模で補正を迎えているんですけど、金額だけで見ると、節2、3、4で、45名で当初を割ると、大体500万円から600

万円の間になるので、この時期の減額補正が仮に賃金のところで2,000万円単位でずっと推移しているのであれば、金額で見れば、それを全部600万円で割ると3人分の節2、3、4が確保できるかなというふうにも、ちょっと考えたんですけど。

全部そっちにシフトするっていうのは、先ほど説明があったとおり現実的ではないので、せめてこのバランスっていうか、配分を、保育所職員の分に1名、ずっと減っているのであれば1名分、600万円ぐらいを確保すれば減額補正の額も減って、どっちかという安定傾向が見られる保育所職員の45名分のプラス1とかが確保できるんじゃないかなと思ったんですけど。そのあたりの考え方はどうでしょうか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

公立保育所に関しましては、子供さんたちの受け入れに関して、まず、クラスの数がございます。

受け入れた人数とか年齢によってクラスの数が決まってくるわけですが、正職員は、必ずこのクラスの担任として配置をするようにしております。

プラス、フリーで動く保育士、あるいは加配、特に手のかかるお子さんに対する、張りつける加配の保育士。この辺を勘案して正職員の数が決まっております。

したがって、クラスの担任は、全て正職員を配置しております。

嘱託の保育士さんはプラスに入れますが、クラスの担当であって、あくまでもクラスの担当、担任の責任者は正職員を配置しておりますので、今後、保育士の確保が進んで、もっと多くの子供さんを受け入れることができるようになれば、また当然、クラスもふえてまいりますので、その時点でまた正職員の増員ということを考えていかなければならないと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員

また、当初で同じ関連、出てくると思うんで、続きは当初で聞きます。

ありがとうございました。

中川原豊志委員長

そのほかは。

〔発言する者なし〕

いいですか。

じゃあ、私から1つだけ、確認でもう一回よかですか。

12ページの民生費、児童福祉費の保育園の分なんですけどね、保育補助者雇上強化事業、減額で310万円ほどございますけれども、この事業については、平成29年度からスタートして、

平成29年度、2園やったかな、が応募されて、平成30年度に入って、国はやるけど県がやらないと言って、いや、今までやっていた事業ですから、ぜひ県のほうに働きかけて、やってくださいとあって、平成30年度、下期やったかな。

県のほうもやるよということで、40万円か50万円かの補正をつけた事業で、当初2園か3園かだろうということが、実際6園、今、されたというふうなことだったんだけど、時間的なものとかいろいろあって、もう今回、減額になっていますけど。

減額になるに当たって、やっぱりやろうとしても、何かやりづらい事業なのか、原因がどこにあるのかっていうのを何かお聞きされたりしているところがあるのかなと。

それで、本当に必要な事業だったら、やっぱりやっていかないかんでしょうけれども、何かやりづらいところがあれば改善点も必要かもしれませんが、その辺のところ、減額になった理由っていうのは何かおわかりになりますか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

保育士の確保同様、保育士の資格がなくても保育補助者としてという人材確保がなかなか難しいというお話を聞いております。

時間も短時間での雇用になりますので、そういった関係で、1つはなかなか人材が見つかりませんというお話を聞いております。

あと、もう一点は、今、保育園、非常に保育士の先生方、忙しいです。

それで、保育士の資格を持たない方がそこに入ってくるとなると、いろいろ指導したりとか、また、この雇上事業で雇うためには、保育補助者の方の研修を行わなければなりませんので、それに費やす時間がなかなか取れないというお話も聞いております。

そういったことが、時間数が少なかった理由ではないかと考えております。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

実際のところ、やっぱり平成29年度やって、効果があったかなあということで、平成30年度、再度補正までしてもらった事業なんですね。

やっぱりやるとすると、そういうふうな問題がいろいろあるっていうことであれば、今後、やっぱり保育士は不足しているっていうのは確かにあるんで、いい事業かなとは思ったんですけど、改善するべきところとか、もしくは、今後、ほかの園が、いや、これやっぱり使いくかけんが、今後は希望せんよとか。そういうふうな考えをお持ちなのかっていうのを含めて、当初予算、まだ見ていないんだけど、当初予算にどういうふうを考えていらっしゃるかというのも、わかれば教えてください。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

平成29年度は2カ園のみでしたけれども、平成30年度は6カ園が実際雇用をされておりますので、平成31年度については、もしかしたら、この方々が継続して確保できる可能性はあるのではないかと、そこから少しずつ実績が進んでいけばと考えております。

今回、当初予算のほうで、この事業については、上げておりませんが、骨格予算ということでございますので、当初予算には上げていなかったということでございます。

今、県議会がまだあっているかと思うんですけども、県の予算の状況に応じて、また検討をしていく予定でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

樋口伸一郎委員

すいません、乗っかります。

すいません、これちょっと、確認ですけど、この補助金の、雇上強化事業の補助金のシステム自体が、例えば申請、6園ありましたと、そこでは6園で、年間働いた分の人数で補助金が支払われるシステムですけど、これ増額になるっていうのは、結構システム上っていうか、なりにくいんじゃないかなあと思っているんですけど。もちろん、集まらないのも、多分お聞きしていますけど。

例えば、年間のシフト表の中でも、多分、ここに当たる方が、正規の職員さんであったり、嘱託の保育士さんであったり、そうした方と同様に働くことができないじゃないですか。

時間的にも、やっぱり外れないといかん時間帯とかって、年間満額で働いた金額で多分、計上はしていると思うんですけど、時間帯で、実際シフトを組んだ人の流れでは、それ満額、満タンで働くことが難しくて、申請はするんですけど、この時期にやっぱり減額で補正するような形になることが多いんじゃないかなって、勝手に思っているんですけど。

どうですか、やっぱりそこを超えて、それ以上に働くこと、そんなケースは、ほぼないんじゃないかなと思っているんですけど。満タンで働くというところ。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

うちで予算として上げるときは、事前に意向調査をいたしまして、保育園がこれぐらいの人数、これぐらいの期間雇い上げをしたいという申請に基づいてうちは予算を上げますので、うちに申請をしていた以上に雇上をされれば、もしかしたら増額の補正予算をお願いしないといけないかもしれないですけども、保育園のほうも、ある程度余裕を見て上げてきていると考えておりますので、どちらかと言うと減額のほうかなと思います。

中川原豊志委員長

ほか、ございましたら。

ます。

なお、毎年度の保育料歳入予算は、前年度分の実績により積算をしておりますが、平成31年度につきましては、10月から幼児教育保育の無償化の実施が予定されております。

したがって、無償化の対象となる3歳、4歳、5歳児分と、非課税世帯の3歳未満児分の保育料につきましては、下半期分は含んでおりませんので、前年度の約半額の歳入予算額となっております。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、款15使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節1社会福祉使用料の主なものにつきましては、地域活動支援センターや老人福祉センターの使用料などがございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

目3衛生使用料、節1保健衛生使用料につきましては、休日救急医療センター使用料といたしまして、診療報酬と受診者の窓口での自己負担分を計上しております。

松隈義和文化芸術振興課長

続きまして、目5教育使用料、節1社会教育使用料につきましては、市民文化会館、定住・交流センターのホール、会議室等の使用料及び都市広場の使用料でございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

その下の段から3ページでございます。

節2保健体育使用料につきましては、スタジアムを初めといたします体育施設、21施設の見込みによる、使用料を計上させていただいております。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金につきましては、主なものといたしまして、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保被保険者の保険税軽減に対する国の負担分でございます、国の負担分は2分の1となっております。

障害者自立支援給付費負担金は、障害者に対する福祉サービス給付に係る国の負担分で、国の負担分は2分の1でございます。

障害者自立支援医療費負担金は、障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る国の負担分で、国の負担分といたしまして、こちらも2分の1となっております。

障害児施設措置費負担金は、障害児の通所や、相談支援事業などに係る国の負担分で、こちらも国の負担は2分の1となっております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2児童福祉費国庫負担金のうち、施設型等給付費負担金につきましては、

子ども・子育て支援新制度で、施設型給付費及び地域型保育給付を受ける施設の運営費に対する国庫負担金でございます。負担率は2分の1でございます。

児童扶養手当費負担金につきましては、扶養する児童が18歳に達する年度末まで、ひとり親家庭の父または母親等に支給される児童扶養手当の国庫負担金でございます。負担率は3分の1でございます。

児童手当費負担金につきましては、中学校修了までの児童を養育している方に支給される児童手当の国庫負担金でございます。負担率は3分の2でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

続きまして、同じ目の節3生活保護費国庫負担金の主なものにつきましては、生活保護費負担金でございますが、生活扶助、医療扶助などの国庫負担金で、国の負担分は4分の3でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、目2教育費国庫負担金、節1教育総務費国庫負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金は、幼児教育無償化に係る経費に対する国庫負担金でございます。

10月から実施される幼児教育の無償化に伴い、幼稚園に通園する3歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を園に対し支払う給付金のうち、国が負担する分でございます。負担率は2分の1でございます。下半期6カ月分の予算となっております。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、4ページの項2国庫負担金、目2民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫補助金の地域生活支援事業補助金は、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスを提供するため、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、相談支援事業に要する費用に対する補助金でございます。国の補助率は2分の1以内となっております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

節2児童福祉費国庫補助金のうち、1行目の母子家庭自立支援事業補助金につきましては、ひとり親の父または母が資格取得をする間の生活費の負担軽減のために支給する高等職業訓練推進給付金に係る国庫補助金でございます。補助率は4分の3でございます。

子ども・子育て支援交付金は、認可保育所等で実施されます延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業などの特別保育事業に要する費用に対する国庫補助金でございます。補助率は3分の1でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金のうち、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金は、がん検診の受診率向上のため、がん検診費用の自己負担分、

受診勧奨、再勧奨に係る事務経費及び子宮がん和乳がん検診の無料クーポン発行経費などを補助するものでございます。補助率は2分の1でございます。

風しん抗体検査事業費補助金は、現在、国が実施している風しん抗体検査事業を拡大することに伴う補助金でございます。歳出のところでまた御説明いたしますけれども、今回、風疹の発生状況を踏まえ、風疹の感染拡大防止のために、抗体保有率の低い男性を対象に、抗体検査及び予防接種を実施することとしたものでございます。

予防接種は、市町が実施主体でございますので、抗体検査のみが国の補助事業となります。

3年間の時限措置で、補助率は2分の1でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

次に、目5教育費国庫補助金、節1教育総務費国庫補助金の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、私立幼稚園に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とした幼稚園就園奨励事業に係る国庫補助金でございます。補助率は3分の1以内となっております。

10月から幼児教育の無償化が実施されますので、9月までの上半期6カ月分の予算となっております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

次に、項3委託金、目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金につきましては、平成18年度から実施をいたしております第1期及び第2期石綿の健康リスク調査に続き、平成27年度からの石綿曝露者の健康管理に係る試行調査のアスベスト健康調査の委託金を計上いたしております。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、5ページの款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金につきましては、国庫補助金のところで申し上げました国民健康保険基盤安定負担金で、保険料の軽減分の県負担分といたしまして4分の3、そして、保険者支援分の県の負担として4分の1でございます。

また、障害者自立支援関係の負担金、障害児施設措置費負担金などの県の負担分でございます。県の負担分は4分の1となっております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

次に、節2児童福祉費県負担金につきましては、施設型等給付費負担金は、子ども・子育て支援新制度で施設型給付費及び地域型保育給付を受ける施設の運営費に対する県負担金でございます。負担率は4分の1でございます。

児童手当費負担金につきましては、中学校修了までの児童を養育している方に支給される

児童手当の県負担金でございます。負担率は6分の1でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

節3生活保護費県負担金でございます。これは、居住地がない被保護者の保護費、保護施設費、事務費に要する県の負担金でございます。県の負担分は4分の1となっております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、目2教育費県負担金、節1教育総務費県負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金は、幼児教育無償化に係る経費に対する県負担金でございます。

10月から実施される幼児教育の無償化に伴い、幼稚園に通園する3歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を園に対し支払う給付金のうち、県が負担する分でございます。負担率は4分の1でございます。

下半期6カ月分の予算となっております。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

続きまして、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金のうち、主なものといたしましては、民生委員児童委員活動等交付金でございますが、民生委員児童委員の活動費及び市内8地区の会長の活動費協議会の推進費、運営費に対する県の補助金でございます。

それぞれの補助項目におきまして、単価に民生委員数などを乗じた額で算定がなされております。

重度心身障害者医療助成事業補助金は、重度心身障害者の医療費自己負担分に対する助成事業の県負担金となっております。月ごとの自己負担総額から500円を控除した額を助成するもので、補助率は2分の1となっております。

地域生活支援事業費補助金は、国庫補助金のところでも申し上げましたが、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスに対する県の補助金でございます。県の補助率は4分の1以内となっております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2児童福祉費県補助金のうち、家庭等医療費補助金につきましては、母子家庭、父子家庭、父母のいない児童に対し、医療費の一部を助成する事業に対する県補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯に対する医療費の一部を助成する事業のうち、未就学児分の医療費助成に要する経費に対する県補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、認可保育所等で実施される延長保育事

業、一時預かり事業、子育て支援センター事業等の特別保育事業に対する県補助金でございます。補助率は3分の1でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

6ページをお願いいたします。

目3衛生費県補助金、節1保健衛生費県補助金のうち、健康増進事業費補助金は、健康診査や歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、健康相談、肝炎ウイルス検査などの健康増進事業に対する補助金でございます。補助率は3分の2でございます。

風しん予防接種事業費補助金につきましては、先天性風疹症候群の発生を予防し、安心して妊娠出産できるようにするため、妊娠を希望している方等を対象に、任意の風疹予防接種を実施するものでございます。前回は、平成25年度から平成28年度まで実施されましたが、今回は、平成31年度限りとなっております。補助率は2分の1でございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

款19寄附金、項1寄附金、目2教育費寄附金、節2保健体育総務費寄附金のうち、企業版ふるさと寄附金につきましては、平成30年度、31年度でスタジアムの塗装改修工事を実施しておりますけれども、平成31年度分の企業版ふるさと寄附金を受け入れるものでございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

続きまして、7ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入の地域支援事業受託料につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合からの受託料でございまして、地域支援事業として介護予防事業や食の自立支援事業などを実施するための受託料でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

節2衛生費受託収入は、鳥栖市休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町からの運営受託料でございます。

次に、項6雑入、目4雑入、節2保健衛生雑入のうち、保健センター雑入は、医療福祉専門学校緑生館の建物の占用や共用部分に係る電気料や維持管理費の負担分でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

同じ目の節4雑入の主なものにつきましては、障害児通園施設介護給付費でございますが、これは、ひかり園の児童発達支援や、放課後等デイサービスの療育に支払われる介護給付費でございます。

高齢者福祉施設雑入につきましては、中央デイサービスセンターや、中央在宅介護支援センター等の燃料費、光熱水費の事業者負担分でございます。

高齢者福祉乗車券負担金につきましては、路線バス及びミニバスで利用できる福祉乗車券

の個人負担分でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

保育所職員給食費につきましては、公立保育所4園の保育士等職員から徴収する給食費でございます。

一時預かり事業雑入及び延長保育事業雑入につきましては、それぞれ利用者から徴収する利用料でございます。

松隈義和文化芸術振興課長

続きまして、社会教育施設雑入につきましては、市民文化会館及び定住・交流センターの自動販売機手数料や定住・交流センターの喫茶コーナー使用料などが主なものでございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

スタジアムネーミングライツ料につきましては、本年4月から来年3月まででの1年間分のスタジアムネーミングライツ料でございます。

体育施設雑入につきましては、施設の光熱水費雑入、それから、自動販売機等の雑入でございます。

続きまして、款23市債、項1市債、目4教育債、節2保健体育債につきましては、市民体育館非常用発電設備改修事業に伴います市債の借り入れでございます。

以上で、歳入につきまして説明を終わらせていただきます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出の説明を申し上げます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の主なものについて説明いたします。

節2給料から節4共済費につきましては、健康福祉みらい部長及び社会福祉課、こども育成課の職員、並びに広域市町村圏組合などへの派遣職員42人分の人件費でございます。

9ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、社会福祉協議会補助金につきましては、社会福祉協議会の運営補助等でございます。

ふれあいのまちづくり事業補助金につきましては、地区社協コーディネーター活動費やふれあい事業に対して、助成補助を行うものでございます。

全日本同和会補助金は、昨年と同額を計上させていただいております。

民生委員活動補助金でございますが、民生委員、児童委員及び8地区の民生委員の会長の活動に対する補助金でございます。平成30年度から、補助金額を1人当たり月額で1,000円増額をいたしております。

民生委員連絡協議会補助金につきましては、民生委員組織としての地区の民生委員の協議会がごさいますが、負担金や研修の参加、自主活動等への補助金でございします。

節28繰出金でございします。国民健康保険特別会計職員の人件費及び保険基盤安定や財政安定化支援など、国民健康保険特別会計の繰出金でございします。

目2障害者福祉費でございしますが、その主なものについて申し上げます。

10ページをお願いいたします。

節7賃金につきましては、ひかり園の指導員5人及び嘱託職員4人分の賃金でございします。

節8報償費は、ひかり園の言語聴覚指導等の指導員、あるいは、臨床心理相談時の謝金でございします。

節13委託料の主なものにつきましては、障害者理解基礎調査委託料として、平成32年度策定予定の障害者福祉計画、障害福祉計画策定のためのアンケート調査に係る費用でございします。

また、巡回支援専門員派遣事業委託料でございしますが、発達障害児支援相談員を保育所等に派遣いたしまして、保育士や、保護者に障害の早期発見、早期対応等の支援を行う事業でございします。

外出介護委託料でございしますが、屋外での移動困難者に対する、ヘルパーによる移動支援を実施するものでございします。

相談支援事業委託料でございしますが、鳥栖・三養基地区総合相談支援センターにおきまして、鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町の1市3町合同で支援センターの運営をしているところでございします。センターに対し、障害者や家族の相談に応じて、必要な情報の提供及び権利擁護のための援助を行うため、相談支援事業の業務を委託するものでございします。

また、国では、障害者が地域で安心して生活できる基盤づくりを打ち出しておりまして、鳥栖市周辺の1市3町で地域生活支援拠点の足がかりとして、基幹相談支援業務もあわせて委託し、相談体制の強化を進めていきたいと考えているところでございします。

次に、日中一時支援事業委託料につきましては、一時的に見守り等が必要な障害のある方に対し、日中の活動の提供や日常訓練を行うための事業を委託するものでございします。

11ページをお願いいたします。

社会福祉会館指定管理料につきましては、障害者福祉センターの施設管理及び機能回復訓練、各種講座、更生相談事業を社会福祉協議会へ指定管理により委託するものでございします。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金の主なものとしまして、地域活動支援センター補助金でございしますが、身体障害者福祉作業所での創作的な活動や生産活動の機会の提供による社会との交流促進及び障害のある方の地域生活支援等に対する運営補助でござい

す。

そして、福祉タクシー助成金につきましては、身体障害の1級、2級、療育A、精神の1級、2級の障害のある方に対しまして、タクシーの基本料金を助成するものでございます。

次に、節20扶助費の主なものにつきましては、重度心身障害者医療費でございますが、身障の1級、2級、療育Aなどの重度心身障害者の医療費の自己負担について500円を差し引いた額を助成するものでございます。

障害者自立支援医療費は、障害の軽減、機能回復のための医療費を助成するものでございます。

次の障害児施設給付費は、障害児の通所支援に係る給付でございます。

次の障害者自立支援給付費につきましては、ホームヘルプ、ショートステイ、施設入所等の介護給付サービス自立訓練等のサービス利用に係る給付、相談支援障害者の補装具費などで個別に支給決定が行われます障害福祉サービスの利用者に対する給付でございます。

障害者、日常生活用具給付等事業費は、地域生活支援事業として、自立支援、生活支援用具など日常生活用具の給付、または貸し付けを行うものでございます。

特別障害者等手当につきましては、心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者に対し手当を支給するものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

目3老人福祉費でございます。

節2給料から節4共済費までは、地域支援事業の事業費支援支弁人件費といたしまして、高齢者福祉係職員の人件費の一部に充てるものでございます。

節7賃金につきましては、嘱託職員2人分の賃金でございます。

節8報償費につきましては、敬老祝金でございまして、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳と、この節目の年齢の高齢者1,288人に対し支給をする見込みでございます。

また、在宅寝たきり老人等介護見舞金につきましては、65歳以上で在宅の寝たきりの高齢者、または重度認知症高齢者の介護者を対象に見舞金を支給するものでございます。

節13委託料の主なものにつきましては、食の自立支援事業でございますが、おおむね65歳以上の独居や高齢夫婦の方で、食事の調理等が困難な方に食の提供と安否の確認による見守りを行うものでございます。

緊急通報システム事業委託料につきましては、在宅のひとり暮らしの高齢者等の安全確保のため、緊急時にボタン一つで委託先の警備保障会社と連絡がとれる体制を構築するための委託料でございます。

介護予防事業委託料でございますが、いきいき健康教室やふまねっと教室、ロコモーション

ントレーニング教室などの一般高齢者向けの介護予防教室や、認知症予防としてのTOSUSHI音楽サロンなど、これまでの事業のほか、住民主体で取り組む介護予防を推進するため、介護予防体操でございます鳥栖っ子体操に取り組む町区に対し、通いの場立ち上げ推進事業を引き続き実施するものでございます。

また、介護予防活動に従事するボランティアを養成する介護予防サポーター養成事業や、要介護状態に陥るおそれのある高齢者向けの通所型サービス事業、元気クラブを継続いたしまして、ボランティアの養成と活動の場を同時に整備してまいります。

さらに、平成30年度からは、認知症高齢者の早期発見、早期対応を図るため、対象者把握事業や、サービス修了者の受け皿とボランティア活動の場を提供する元気カフェ立ち上げ支援事業として取り組んでいるところでございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金につきましては、その主なものといたしまして、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金でございますが、介護給付費、介護予防事業費、包括的支援事業費、事務費などに関する介護保険の負担金でございます。

高齢者福祉乗車券助成事業につきましては、75歳以上の高齢者及び70歳から74歳までの運転免許返納者などを対象に、市内及び広域で市内を走る路線バス、あるいはミニバスの利用について、年間で1人当たり3万円を上限として助成するもので、乗車賃の7割を公費負担するものでございます。

シルバー人材センター補助金は、シルバー人材センターの運営補助及び事業補助を行うものでございます。

敬老会補助金は、敬老会主催者に対しまして、75歳以上の高齢者1人につき、上限1,500円の補助を行うものでございます。

次に、節20扶助費の主なものといたしまして、老人保護措置費でございます。65歳以上の高齢者で、身体や経済上の理由で居宅の生活が困難な方の養護老人ホーム入所のための措置費でございます。

続きまして、目4老人福祉センター費について申し上げます。

節7賃金につきましては、嘱託職員3人分の賃金でございます。

節11需用費でございます。主なものといたしましては、老人福祉センター及びまちづくり推進センターの燃料費、光熱水費でございます。

節13委託料につきましては、老人福祉センターの警備、室内清掃管理業務、機械設備等の保守点検に係る経費でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費のうち、主なものについて申し上げます。

す。

節1報酬につきましては、婦人相談員1名分と家庭児童相談員2名分の報酬でございます。

節7賃金につきましては、母子自立支援員1名、子育て支援総合コーディネーター1名分の賃金でございます。

15ページをお願いいたします。

節12役務費のうち、手数料につきましては、子どもの医療費助成事業の年間約14万5,000件に係るレセプト審査支払手数料でございます。

節13委託料のうち、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料は、平成31年度中に策定する第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う業務委託料でございます。

社会福社会館の児童センター指定管理料につきましては、主に小学生までを対象とした各種教室、幼児を対象としたフリールームなどを開催する児童センター事業運営に係る委託料でございます。委託先は、社会福祉協議会でございます。

ファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、子供を預ける側の利用会員及び子供を預かる側の協力会員による会員制の子供の一時預かりなどを行うファミリー・サポート・センター事業の委託料でございます。こちらも、委託先は社会福祉協議会でございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金のうち、主なものといたしましては、特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金でございます。

これは、中原特別支援学校に鳥栖市から通学をしている児童の放課後児童クラブ利用に係る負担金でございます。前年度実績により、8名分を計上しております。

節20扶助費のうち、主なものといたしましては、児童扶養手当、これは、18歳までの児童のいるひとり親家庭に支給される手当でございます。手当額は、世帯の所得や児童の数に応じて支給額が決まります。前年度実績により、約600世帯分、児童数にして930名分を計上しております。

母子家庭自立支援事業費につきましては、ひとり親の父、または母が、看護師や作業療法士、保育士、調理師などの就職に有利な資格を取得するまでの間の生活費の負担軽減のために支給されるものでございます。

平成30年度からの継続分と、平成31年度からの新規分を合わせて9名分を見込んでおります。

ひとり親家庭等医療費は、ひとり親家庭等の父または母及び18歳未満の児童に係る医療費の一部を助成するものでございます。

子どもの医療費につきましては、子育て世帯に対し、児童にかかる医療費の一部を助成す

るものでございます。通院は、小学校卒業まで、入院は、18歳までを助成の対象年齢としております。平成29年4月診療分より、県内医療機関受診分については、全て現物給付方式で助成しております。

未熟児養育医療費は、入院等を必要とする未熟児に対し、医療費の助成を行うものです。

母子生活支援施設入所措置費につきましては、夫からの暴力等による母子の安全確保を実施し、母子生活支援施設に入所させたときに支弁されるものでございます。ここ数年、利用実績はありませんが、緊急的に必要となる経費として母1名、子2名が1年間の入所措置を受けた場合の経費を計上しております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

目2保育園費のうち、主なものについて申し上げます。

節2給料から節4共済費につきましては、保育所職員45名分の人件費でございます。

節7賃金は、保育所の代替保育士、給食調理員等の賃金でございます。

公立保育所4カ園の児童の保育及び延長保育、一時保育、障害児保育などの特別保育事業の実施に必要な保育士、看護師、調理員等の嘱託職員と日々代替職員の雇用に必要な賃金を計上しております。

節13委託料の施設管理委託料は、公立保育所4園の消防点検、警備業務、天窓などの高所清掃業務委託料及び下野園を除く3カ園の園庭芝生管理委託料が主なものでございます。

17ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金のうち、主なものを申し上げます。

施設型等給付費につきましては、主要事項説明書の7ページをごらんください。

施設型等給付費は、子ども・子育て支援新制度に基づき、児童の健全育成のため、保育所の適切な運営に努めることを目的として、私立保育所、認定こども園等に対し、それぞれの施設における定員数、入所児童の年齢と人数に応じた施設型給付費を支払うものでございます。いわゆる保育所等の運営費に対する補助金でございます。

平成31年度は、資料中ほどの表の左側にありますように、市内の私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所の合計23施設分と、平成31年度から子ども・子育て新制度に基づく私立幼稚園に移行し、この施設型給付を受けることになるルンビニ幼稚園、市外の保育施設等利用者分――施設数にして大体約20施設ぐらいになりますが、これに支払う給付費として19億1,000万円を予算計上しております。

前年度より増額になっております主な理由は、私立幼稚園1カ園が新制度に基づく幼稚園に移行し、給付費を受けることになったこと、平成29年度に新設された保育園3カ園の入所児童の受け入れ人数が増加したことなどによるものでございます。

次に、項5 災害救助費、目1 災害救助費、節20 扶助費につきましては、火災、水害等の大災害の被災者に対しまして、見舞金を支給するものでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

次に、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費の主なものについて御説明いたします。

まず、節2 給料から節4 共済費につきましては、健康増進課15名、国保年金課5名、合計20名分の人件費でございます。

節7 賃金は、各種検診や訪問等に従事する臨時の看護師、助産師、保健師などの賃金でございます。

節8 報償費につきましては、各種事業における医師や心理カウンセラーなどの謝金でございます。

20ページをお願いいたします。

節11 需用費の主なものは、保健センターの光熱水費や休日救急医療センターにおける医薬材料費でございます。

節12 役務費のうち、手数料につきましては、妊婦乳児健康診査の事務手数料でございます。

次に、節13 委託料の主なものを申し上げます。

保健センター管理委託料は、保健センターの清掃業務や警備業務、空調、エレベーター、電気工作物、消防設備、自動ドアなどの設備保守点検業務、植木管理業務などの委託料でございます。

休日救急医療センター業務委託料は、鳥栖三養基医師会に委託している休日救急医療センターの業務委託料でございます。

休日救急医療センターは、休日における市民の救急医療を確保するために実施しておりまして、平成30年度からは、小児科の診療を毎週実施することとし、小児救急医療体制の充実を図っております。内科医、小児科医、外科医のうち、2人体制で行っております。

患者割合は、小児科が約半数を占めており、小児科診療の必要性が高まっているところでございます。

次の妊婦乳児健診委託料につきましては、医療機関で実施をする妊婦健診、妊婦歯科検診及び乳児健診の委託料でございます。

妊婦健診については14回、妊婦歯科検診については1回、乳児健診については2回の健診を無料で受けることができます。

また、妊婦健診と乳児健診につきましては、佐賀県、福岡県、長崎県の医療機関で受けることができるようになっております。

次に、節19負担金、補助及び交付金でございます。

広域小児救急医療支援事業費事業負担金につきましては、夜間の小児救急医療体制を確保するための久留米広域小児救急センターへの運営の負担金でございます。

このセンターは、聖マリア病院内に設置をされておりまして、1年を通して365日、夜間19時から23時まで診療を行っております。

鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営補助金は、同校の運営費を県や三養基郡3町と案分して負担をしている補助金でございます。

病院群輪番制運営補助金は、1次救急医療である休日救急医療センターにおいて救急処置後の入院を要する患者の2次救急医療を担う医療機関への補助金でございます。

節20扶助費でございます。

妊婦健診費は、里帰り出産等で、委託医療機関以外で受けた妊婦健診費を償還払するものでございます。

不妊治療費は、高額な不妊治療を受けられている方への経済的な負担を軽減して、子育てしやすい環境をつくるための事業でございます。助成額は、年間10万円を上限に、年1回の5回までを限度とし、65件分を計上いたしております。

21ページをお願いいたします。

次に、目2予防費について御説明いたします。

節7賃金は、各種健康診査や相談業務などに従事する臨時の看護師などの賃金でございます。

次に、節8報償費につきましては、健康教室等の講師謝金や、うらら健康マイレージに参加していただいた方のポイントを各種サービスに交換するための報奨金でございます。

次に、節12役務費のうち、通信運搬費は、各種検診や予防接種の通知、受診勧奨の通知に係る通信運搬費でございます。

また、手数料は、予防接種の事務手数料でございます。

次に、節13委託料について主なものを申し上げます。

健康診査委託料は、20歳代と30歳代の健康診査、40歳以上の健康保険未加入者の健康診査及び骨粗鬆症検診、歯周疾患検診等の委託料でございます。

がん検診委託料は、胃、子宮、肺、大腸、乳、前立腺がん検診の委託料でございます。

主要事項、予算説明関係資料の8ページにがん検診事業について載せておりますので、御参照ください。

予防接種委託料は、予防接種法に定められている乳幼児等の各種予防接種と、65歳以上のインフルエンザ、肺炎球菌予防接種まで14種類にわたる定期予防接種と風疹の任意予防接種

の委託料でございます。

予算説明関係資料の 9 ページをお願いいたします。

予防接種は、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防する目的で実施をいたしております。

事業内容につきまして、①は、定期予防接種の14種類でございます。全て医療機関での個別接種でございます。

次に、②高齢者肺炎球菌予防接種の経過措置を 5 年間延長いたします。これは、定期予防接種の対象者は、平成26年度に開始されたときから65歳でございましたけれども、特例として、平成26年10月 1 日から平成31年 3 月31日までの間、65歳から100歳の 5 歳刻みの者も対象とされており、平成31年度からは、65歳の者のみになる予定でございました。

しかし、国のほうで審議された結果、これまで接種を受けていない者への接種機会を引き続き提供するため、定期接種の対象者の拡大を継続するとともに、接種率向上のための周知啓発に取り組むことが必要とされ、またさらに 5 年間延長されたものでございます。

次に③、1962年、昭和37年 4 月 2 日から1979年、昭和54年 4 月 1 日までの間に生まれた男性に対し、風疹の抗体検査と、その結果、抗体の低い方に予防接種を行うものでございます。現在39歳から56歳の男性が対象になります。これは、平成33年度までの事業でございまして、抗体検査のみ国の補助事業となり、予防接種は定期予防接種に追加され、市町の事業となっております。

次に、④、妊娠を希望する女性と風疹の抗体価の低い妊婦の家族等を対象に風疹予防接種を実施いたします。

この事業につきましては、抗体検査は県の事業として実施をされ、その結果、抗体価が低い方への予防接種を任意接種とし、県の補助事業として実施するものでございます。先天性風疹症候群の発生を予防し、安心して妊娠、出産できるようにするため、以前、平成25年度から平成28年度まで実施されておりました、昨年からの方針の流行により、今回は平成31年度限りの実施となっております。

次に、(2) 実施方法につきましては、記載のとおりでございます。

ただ、男性の風疹の抗体検査及び予防接種につきましては、国の取りまとめにより検査及び予防接種の実施に了承した医療機関や検査機関であれば、日本全国どこでも受けることができるようになっております。

予防接種事業の事業費は、2 億876万1,000円となっております。

委員会資料にお戻りいただきまして、22ページをお願いいたします。

次に、節20扶助費でございます。

このうち、予防接種費は、里帰り出産などのため、委託医療機関以外で予防接種を受けた場合に、その費用を償還払するものでございます。

以上でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、款10教育費、項 1 教育総務費、目 4 幼稚園費、節19負担金、補助及び交付金のうち、子育て支援施設等給付費と幼稚園就園奨励費補助金につきましては、主要事項説明書の19ページをごらんください。

表の左側の幼稚園就園奨励事業は、満 3 歳以上の子供を幼稚園に通園させている保護者の負担軽減と幼児教育の充実を目的として保護者の所得に応じて補助金を支給するもので、支給額の上限は、児童 1 人につき年額30万8,000円となっております。

平成31年度は対象児童数を713人で見込んでおります。

財源の負担割合は国が 3 分の 1 以内、市が 3 分の 2 以上でございます。

10月から幼児教育の無償化が実施されますので、10月以降は、この事業はなくなります。

予算は、上半期 6 カ月分を計上しております。

表の右側の子育て支援施設等利用給付事業は、10月から実施される幼児教育の無償化に伴い、幼稚園に通園する 3 歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を園に対して給付するものでございます。財源の負担割合は国 2 分の 1、県 4 分の 1、市 4 分の 1 となっております。

下半期 6 カ月分を予算計上しております。

松隈義和文化芸術振興課長

続きまして、項 4 社会教育費、目 6 文化振興費の主なものについて申し上げます。

節 2 給料から節 4 共済費までは、文化芸術振興課職員 9 名分の人件費でございます。

節 7 賃金につきましては、市民文化会館夜間管理業務及び文化事業等業務を行う嘱託職員 2 名分の賃金でございます。

節11需用費につきましては、市民文化会館のガス代などの燃料費及び電気代などの光熱水費が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

委託料につきましては、その主なものといたしまして、文化会館管理業務等委託料は、市民文化会館の清掃業務や施設設備の保守点検、舞台運営関係などにかかわる委託料でございます。

次の文化事業委託料につきましては、文化事業協会に委託して行う自主文化事業の企画、実施にかかわるものでございます。

なお、これに関しましては、入場無料で行う文化事業は委託料に、有料で行うものにつきましては、補助金に計上しております。

また、ピアノコンクール委託料は、フッペル鳥栖ピアノコンクールを行うための委託料でございます。

節15工事請負費につきましては、空調機分解整備工事、タイル舗装工事が主なものでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、4行目の文化事業推進補助金は、文化事業協会が行う有料公演事業費の一部を助成するものでございます。

次の文化芸術補助金につきましては、鳥栖子どもミュージカルなど3つの文化団体の活動を支援するための補助金でございます。

24ページをお願いいたします。

目7定住・交流センター費の主なものについて申し上げます。

節7賃金につきましては、貸館業務及び図書コーナー業務などを担当する嘱託職員7名分の賃金でございます。

節11需用費につきましては、定住・交流センターの電気代などの光熱水費が主なものでございます。

節13委託料につきましては、施設管理運営委託料は、清掃や施設設備の保守点検、舞台運営関係などが主なものでございます。

節15工事請負費につきましては、屋根防水改修工事及び音響設備改修工事が主なものでございます。

節18備品購入費につきましては、図書の購入ほか、芝刈機及び会議室テーブルの購入をするものでございます。

文化芸術振興課は以上でございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

次の25ページをお願いいたします。

項5保健体育費の主なものを御説明申し上げます。

目1保健体育総務費の節1報酬は、スポーツ推進員8地区48人に対する報酬でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、スポーツ振興課職員10人分の人件費でございます。

節13委託料のうち、地域交流推進事業委託料につきましては、サガン鳥栖を通じた地域交流まちづくりを推進することを目的とした委託料でございまして、具体的には、市民デーといたしまして、マッチデー、冠スポンサー協賛金が主なものでございます。

また、鳥栖市、神埼市、三養基郡、神埼郡で開催されます第72回県民体育大会の出場委託料、それから、開催事業委託料のほか、市民体育大会開催委託料でございます。今年、平成31年度の市民体育大会につきましては、各町区での大会の実施でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、県プロサッカー振興協議会負担金、鳥栖市、基山町、久留米市、小郡市の3市1町の持ち回りで開催いたしておりますクロスロードスポーツ・レクリエーション祭負担金、市体育協会への補助金、それから、県大会を経て、九州、全国大会に出場する場合のスポーツ大会出場費補助金などが主なものでございます。

次に、目2体力づくり運動推進事業費について御説明申し上げます。

節8報償費につきましては、高齢者対象の若さはつらつ教室や、女性対象のミズ・フレッシュ教室などの講師謝金が主なものでございます。

節13委託料につきましては、小郡市で開催を予定しておりますクロスロードスポーツ・レクリエーション祭本戦に出場する鳥栖市代表選手を選考する大会に関する経費、それから、市のスポーツレクリエーション祭の開催に要する経費、それから、市民体育館で行っておりますトレーニングルームでのトレーニング指導業務に要する経費などが主なものでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、ロードレース大会補助金でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

次に、目3体育施設費について御説明申し上げます。

節7賃金につきましては、体育施設嘱託職員21人及び夏のプール開設時の臨時職員4人分の賃金でございます。

節11需用費につきましては、芝やプールを初めといたします各体育施設の管理用品や薬品等の消耗品、各体育施設の電気、上下水道、ガスに要する光熱水費、それから、各体育施設の修繕料が主なものでございます。

節12役務費につきましては、各施設の電話代等の通信運搬費や、プールの水質検査等の手数料が主なものでございます。

節13委託料につきましては、各体育施設の電気空調設備等の保守点検等、警備、清掃に要する施設管理委託料が主なものでございます。

また、市民体育館非常用発電設備改修工事の設計業務委託料及びスタジアム塗装改修工事の施工監理業務の設計監理委託料でございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、芝管理等に要します機器やプールの券売機のほか、夏場の熱中症対策といたしまして、試行的に市民体育館にスポットクーラーをレンタルする

ための借上料が主なものでございます。

節15工事請負費につきましては、営繕工事費といたしまして、市民プール、夜間照明施設の老朽化による改修工事や、市民庭球場観覧席屋根改修工事、それから、市民体育館非常用発電設備改修工事のほか、スタジアム塗装改修工事費を計上いたしております。

主要事項説明書の21ページをお願いいたします。

スタジアム塗装改修事業につきましては、平成29年度に実施設計、平成30年度、31年度に塗装改修工事を実施しているところでございます。

平成30年度につきましては、6月に契約の締結を行いまして、おおむね8月下旬から足場等の設置を行い、塗装改修を行っております。

現在メインスタンド、サイドスタンドにつきましては、鉄骨部分等の塗装改修が完了しているところでございます。

平成31年度は、主にバックスタンドの鉄骨塗装、それから、サイドスタンド、バックスタンドの内部の通路等の外壁等の塗装を予定しているところでございます。

事業費につきましては、総額6億6,000万円の工事費に対しまして、今年度の施工、監理に合わせまして、2億6,900万円を予算計上しているところでございます。

委員会資料に戻っていただきまして、節18備品購入費でございますけれども、こちらにつきましては、陸上競技場でのグラウンド管理等のための液剤タンク車の購入に要する経費でございます。

以上で、健康福祉みらい部関係の説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。

これより質疑をお願いいたします。

できましたら、委員の皆さんについては、順序よく質問のほうをしていただきたい。一括で構いませんけれども、できれば順序よくお願いしたいと思います。

〔発言する者なし〕

すいません。

今、僕が気づいたんですけれども、最後の——自分が順序よくって言っていて申しわけないけど——最後の、スタジアム塗装改修工事、この説明資料では2億6,400万円ってなっているんですけど、主要事項説明書では2億6,900万円ってなっているのの違いは何かあるんですか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

すいません、施工監理委託料500万円が委託料として上っておりますので、工事費と合わせ

ますと2億6,900万円となります。

中川原豊志委員長

わかりました。

森山林委員

すいません、13ページですね。あと、予算書でいくと109ページです。

食の自立支援事業委託料、この件についてお尋ねいたします。

これについては、今、委託先は健翔会、椎原寿恵会、この2カ所であるのか。

今、これについては、いろいろ要望事項も出ておったと思いますけれども、360円補助されておりますけれども、これについて何か、ここの2社からお話があつておるですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

現在の委託先は、平成30年6月から椎原寿恵会と、寿樂園に変更になっております。

委託料につきましては、人手不足等々もございますし、経費がかさんでいるというところもありましたので、1食当たりの金額を平成31年5月から変更する予定で予算を計上いたしております。

森山林委員

これ、平成26年から360円にしておつたろう。そして、今度予算も前年度とかわらんけんね、予算が2,160万円か、今年度。

平成30年度が2,124万円になつとるけん、5月から上げるということは、どれぐらい上がるのかな。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

食数を、平成31年度は5万4,000食で見込んでおりまして、最近、平成26年度は約6万9,000食、平成27年度が約6万4,000食、平成28年度は約6万食、平成29年度が約5万7,000食、平成30年度の見込みとして5万5,000食というところで、結構、減じてきております。

そういうところから、平成31年度につきましては、5万4,000食と見込んだところでここに計上をさせていただいているところでございます。

森山林委員

単価としてぐらい上げられるとですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

360円のところを400円に上げる予定にしております。

森山林委員

平成26年からずっと減ってきているけど、そういった場合の基準、自立支援する、これについては、いろいろ、認知、確認とか、いろんな中での事業であるし、食介ではもちろんば

ってんが。そういった中で、まだずっと減りよるとかな、自立支援の対象者。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

対象者といましては、おおむね65歳以上の独居や高齢者の御夫婦の方等、食事の調理等が困難な方に対して食事の確保という部分と、安否確認という部分での事業を行っておりますので、対象者自体については、変更はあっておりません。

森山林委員

そうしたら、平成30年度、5万5,000食と、そうして、今度は5万4,000食ということになっておりますが、また減るとですか、延べ食数が。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

今までの経過から、ちょっと減ってきておりますので、減少した形で予算のほうを計上いたしております。

実績を見ながら、必要であれば、また補正で対応させていただきたいというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

森山林委員

よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

中川原豊志委員長

ちょっと関連なんですけど、360円から400円に上げた根拠があれば教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

今、ちょっと手元には持ってきておりませんが、今までの委託先からのお話等で、なかなか人手が集まりにくいとか、食材費の関係があるとかという部分もありましたので、その部分の見直しをさせていただいたところでございます。

中川原豊志委員長

要は、委託先からの要望ということですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

委託先からの要望と、あと近隣の商工団地とかその他の団地の賃金とか聞いたところ、大体1,000円近い水準があって、そういうところも含めたところで価格、人件費の部分を考慮したという、あと、土木工事とかについても、ずっと人件費が上がってきておりますし、そういう部分で、その金額を見直したというふうにしております。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

成富牧男委員

すいません、今の食の自立支援事業ですが、これって、一定の条件がないと受け入れられないサービスですね。

それと、続けて言いますけど、それで、どういう条件なのか。

これ結局、包括か何かでそういう人を、例えば申請した人が、全部オーケーになるわけじゃないということですかね。

それで、それと合わせて、例えば国のこの食の自立支援事業についての、予算の関係で絞り込みが厳しくなりよるとかそういうのはないんですか。

それと、鳥栖市が、そのうちの何と何、内訳、その委託料のどこの部分を委託料として一経費の部分ですね。

委託料として担うのか、何かそこら辺は、いや、そういうことは、別に内訳とかなんだよということであればそれでいいですけど。

これそのものは、地域支援事業の1つだと思いますけど、そこら辺の制度的なこのサービスの内容っていうか、そののところをもうちょっと、そんな中で、今言われたような話を教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

まず、委託料は、食材費の部分については個人のほうに負担をしていただいて、それ以外の配達とか調理に係る分について市のほうで負担をするということで積算をいたしているところでございます。

それとあと、制度の関係でございますが……。

中川原豊志委員長

申請基準ですか。（「アセスメントが厳しくなって、前よりも基準が、その対象となる人が厳しくなったということはないんですか。食数が減っているのは」と呼ぶ者あり）

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

アセスメントが厳しくなったということではなくて、利用者が減少しているという部分と、その減じた理由というのが一般の、民間の企業の参入等によりまして、食の自立の利用、プラス別の食を食べるとか、別の事業所のやつを食べるとかという形で、違う味のやつを選ばれたりとか、そういう形でされているというふうに聞いております。

成富牧男委員

要するに、絞り込みはしてない、役所として絞り込みを余儀なくされとるとか、そういうのはないということですね、基準は変わってない。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

変わっておりません。

成富牧男委員

変わっていないということでいいんですけど、今言われたのは、その配食サービスは、単一メニューっちゅうかいな、メニューは幾つかあるんですか。

もう一つだけ、2施設とも一緒。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

施設によって、それぞれメニューは違いますが、それぞれ施設で1個ずつつくられています。

ただ、病状等によって塩分の調整をされたりとかいうことはしていただいております。

成富牧男委員

一定の、いろいろできる範囲でしよるけれども、基本は、もう、一つのメニューですたいね、一つ一つのメニューだから。

民間のやったら、いろいろあるということもあって、そういうのもあるということですね、食数が減っている理由に。

単純に言うならね、高齢者ふえよっちゃけんふえてよさそうですけどね。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

そのように、私たちも考えているところでございます。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

藤田昌隆委員

ページ数は、4ページ、国庫支出金のほうなんですけど、先ほどから、石橋次長のほうから、10月から3歳以上のあれが改正になるということを何遍も言われていますが、ちょっと済みません、本当に、勉強不足で申しわけないんですけど、もう少し丁寧に教えていただきたいんですが。

この幼稚園就園奨励金補助金、前年度が3,100万円、当初予算で1,200万円となっているんですが、この説明の中で、私立が10月から改正になるということなんですけど、ちょっとすみません、流れを教えてくださいなんですが。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

これは、国の施策でございまして、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、それから認定こども園、あるいは認可外の保育所、こういった施設を利用されている方、3歳から5歳まで、家庭保育されている方以外がほとんど該当するんですけども、その方々の施設の利用料を無償化するというのが国の施策でございまして。

したがって、保育園とか、認定こども園等、保育の施設に預けられている方は、全て

また、幼稚園のほうに通わせている方、この方々も無料になります。

幼稚園は、文部科学省管轄でございまして、これは、幼稚園の運営費に対しては、県の私学助成補助金——中は国からの補助金も入っているんですけど、県からの私学助成金と、通ってある子供さんの保護者が支払う幼稚園の保育料、それが運営費になります。この財源の違いが大きくまずあります。

その財源を合わせて、給付費として、保育所にお支払いをしていたんですけれども、3歳から5歳は、もう保育料が無料になりますので、その財源はなくなります。その分を、国、県、市が負担して、保育所にお支払いをする形になります。（「負担は、国と市がやるの」と呼ぶ者あり）

ですから、幼稚園のほうも、私学助成金と、保護者が払う保育料で運営されていたんですけど、幼稚園のほうも保護者は払わなくてよくなりますので、その分を、今度、国、県、市が補填する形で幼稚園に支払うようになります。

ということは、市の負担金も当然、上がってくると。

中川原豊志委員長

午後 1 時51分休憩

午後 1 時53分開議

中川原豊志委員長

再開します。

今、お手元に、今回の保育料無料化に対するイメージの資料が届いておりますので、この説明を、ちょっとお願いいたします。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

まず、1 ページ目でございます。

左端の四角、3 歳から 5 歳、囲んである上の分と下の部分があると思いますが、この上の四角の 3 歳から 5 歳、これが保育所とか、認定こども園とか、いわゆる保育が必要と認定されたお子さんたちです。

この方々が、今後は一番右端のほうを見ていただくと、保育料無償という形に変わります、10 月から。

下の四角の 3 歳から 5 歳は、幼稚園に通園している子供さんたちになりますが、この方々も、右端を見ていただくと、無償になります。

ただ、保育園と幼稚園は、預かっている時間が違いますので、無償化される限度額が、保育園に関しては、月 3 万 7,000 円まで。それから、幼稚園に関しては、月 2 万 5,700 円まで。上限額があります。

ですから、例えば、幼稚園で月 2 万 5,700 円以上の保育料をもし今取ってあるとすれば、その差額分は、保護者からもらうなり、幼稚園が自分でかぶるなりの形に、「要するに、預けておる時間とか長い人とか、そういう人は」と呼ぶ者あり）3 万 7,000 円までが、「3 万 7,000 円まで」と呼ぶ者あり）限度として無償化されます。（「じゃあ、3 万 8,000 円やったら、1,000 円支払わないかんっちゃうことやね」と呼ぶ者あり）はい。

それで、2 ページ目を見ていただきますと、今度は、この無償化に伴って、その経費の負担割合、これがどのように変わっていくかという、まず保育所等、この図を見ていただきますと、例えば、この一番上の欄、国 2 分の 1 とか、県 4 分の 1 とか、市独自軽減額、利用者負担額という帯になっておりますけれども、現在、例えば、この帯が、1 人の児童を 1 カ月間、保育所で預かった場合にかかる経費と考えてください、必要な経費。

それで、そのうちで、国がここまでは保育料を取ってもいいよと決めている金額があります。

例えば、児童 1 人 1 カ月間に 10 万円経費がかかるとしますと、この 10 万円のうち、国が 5 万円までは保育料取っていいよと。

この基準が、国が定める保護者負担限度額と書いてありますけど、例えば、5 万円なら 5

万円があります。5万円のうち、実際、保育料を5万円取ってもいいんですけれども、各自自治体、自分のところで保育料を決めておりますので、鳥栖市、頑張ってぐっと下げいております、負担額を。

現在、この金額が66%ぐらい、国が取っていいよっていう金額の66%ぐらいを利用者負担額でいただいております。したがって、その残りの34%については、鳥栖市が一般財源で支払いをしている形になります。

それで、国が保護者から取ってもいいよという金額の残りの金額、10万円のうち、5万円まだ取っていいよ、残りの5万円について、国と県と市が2分の1、4分の1、市が4分の1、この割合で負担をしているのが現行の制度でございます。

それが、矢印を見ていただきますと、無償化になりますと、この利用者負担額と、市が独自で保育料を下げるために負担していた分、この部分が、全て国、県、市が2分の1、4分の1、4分の1で負担をすることになります。

ただし、その下の段、保育所（公立）ここを見ていただきますと、公立保育所の場合が、利用者負担額を取った残りについては、全て自治体が負担、市が負担をするということになっておりますので、国、県は負担をしておりません。

それが、無償化になったら、利用者負担額も入らなくなりますので、全ての、例えば10万円かかるなら、全部が市の負担という形になります。

最後の3ページ目が、じゃあ幼稚園はどうなるかということでございます。

幼稚園は、国からの補助金と、それから保育料で運営されているわけでございますけれども、県からの私学助成金は、ちょっとこの帯の中に入れておりません。

保育料についてこの表を書いておりますけれども、一応、この帯全部が保護者が支払っている保育料でございます。

一律、所得に関係なく、保育園は、2万円なら2万円、一律2万円という形で、払っておりますけれども、その中から、保護者の所得に応じて、今度は市のほうが保護者に対して――現行制度はですね、就園奨励費補助金として保護者に、年度末になりますけれども、お支払いをしております。

だから、保育料の負担軽減を市は行っているわけですが、その就園奨励費補助金の負担を国が3分の1、市が3分の2で負担しております。

一旦、保育保護者は2万円なら2万円、一律1年間払わないといけないんですけれども、後から所得に応じて還付金が返ってくる、就園奨励費補助金として還付金が返ってくる仕組みになっております。

これが無償化になりますと、もう保護者は一切払わなくてよくなりますので、その分を国

が2分の1、県が4分の1、市が4分の1で負担をして、幼稚園の支払いをする形になります。

ただ、先ほど申し上げましたように、幼稚園は、2万5,700円が月額限度となっておりますので、もし、現在3万円、保育料を取っているところは、その差額分は、保護者から集めることになると思います。

こういった仕組みになっておりまして、これを平成31年度試算をいたしました予算額に基づいて、まず、公立保育所の分が1年間1億円ぐらい入ってきてるんですけども、保育料が6,100万円ぐらいしか入ってこなくなりますので、平成31年度は4,500万円ぐらいを、市が財源として負担することになります。

ただし、歳出のほう、保育所等に支払う施設型給付費は、先ほどちょっと図で説明しましたように、今まで市が独自で負担軽減をしていた部分がありますけれども、それは負担しなくてよくなります。

全てをひっくるめて、国と県と市が2分の1、4分の1、4分の1で負担しますので、逆に、鳥栖市の負担は減ります。頑張って負担軽減していた分が、しなくてよくなってしまうので、現実的には、財源が2,400万円ぐらい減ります。

同じように、幼稚園の就園奨励費等につきましても、今まで県が負担していなかったものを負担するようになりますので、1,000万円ぐらい減ります。

だから、公立保育所の保育料が入ってこなくなった分と、この歳出、逆に財源負担が減った分と合わせますと、平成31年度は、1,000万円ぐらい負担が多くなる。減りません、多くなるほうなんですけれども、これが、平成32年度からは、もう丸々1年に無償化が実施されますので、平成32年度からは、逆に1,400万円ぐらい減ります、負担が。

だから、結論から言えば、幼児教育の無償化によって、財源の負担は軽くなります、市としては。

藤田昌隆委員

しかし、しかしよ、それは、今まで鳥栖市として頑張ってきた、要するに、余計ほかの市より出していたと。さっき何%って言っていたかな。それが、これで、助かったというだけですよね。

たとえ、自助努力で、今まで一生懸命になって余計補助を出しとったわけやけんさ。

だけん、現実的には、1,000万円ぐらい少なくなるというのはわかりましたけど、じゃあ、今まで一生懸命になって、やったから、その分が減ったっちゃうだけですよ、国が地方自治体に対して、逆に、ほかの市町では負担が大きくなるちゅうところもありますよね、当然。

中川原豊志委員長

質問ですか。（「いやいや、ちょっと、これ休憩中……」と呼ぶ者あり）いや、もう再開しています。（「じゃあ質問です」と呼ぶ者あり）

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

現在、国が決めているところは、鳥栖市としては、負担は軽くなるんですけども、当初は、ここまで国は負担するとは言っておりませんでしたので、ここは、もう全国の市長会が頑張って頑張って、国と折衝をした結果、こういった形までなっているので、ちょっと厳密には、実際どうなるのかというのは調査しないとわからないと思いますが、ほとんどの自治体が、負担増にはならないのではないかと。

もちろん、仮に負担増になったとしても、その分はきちんと消費税の２％増の分ですが、財源に充てるということで、国からの交付金という形でいただくという仕組みにまでなっていますので、今のところは、これでいいのではないかと。

何より、保護者負担がゼロになるというのは大きいんですね。

藤田昌隆委員

ということは、消費税が１０％に上がるということを前提にされているみたいだけど、もし、また消費税増税が回避になった場合は、どうするんですか、市としては。考えていない。（発言する者あり）

質問です。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

これは、国の施策でございますので、消費税を上げるということでの幼保小の無償化ですので、もしも、これ、消費税のほうを先延ばしにすることになれば、当然、無償化も先延ばしになると思います。

藤田昌隆委員

例えば、親御さんに、今度無償化になりますと、いつ告知するかわからんけど、そこを心配するんですよ。いつするのか、じゃあこの説明を。

ほいじゃあ、もうすぐ、今度の４月か何かの市報で載せるのか、その辺は知りませんが、告知の時期が難しいかなあっち。

以上です。

中川原豊志委員長

ほかの御質問ございましたら。

成富牧男委員

順序立ててやないばってん、固まっとったらよかろうけん、同じところに。

ちょっと、今、藤田議員が私の質問も兼ねて言ってくれた分もありますけど、さっきの次

長の説明では、負担はむしろ減るよっていうことですが、ちまたで言われているやつで言えば、無償化よりも今やってほしいのは、いわゆる待機児童の解消ですよと。うちで言うと、厳密に言えば、待機児童じゃなくて、入所待ち児童っちゅう話になるんでしょうけれども。

そういう問題をどう考えるか、それが1つですね。

それと、あと1つ、これと絡んで、給食費の話なんかも出てきますよね。給食費がかえってプラス負担になるところもあるんじゃないかとか、いろいろ言われています。

それで、1番目に言った分では、結局、いわゆる待機児童の人は、ある意味、損から損のごとなるわけですよ。入所はできんわ、そして、その無償化の恩恵は受けられないわみたいな。

そのこのところ、担当としてどう考えられ……、そういうこともありますねということなのか、いや、全くそういうのは関係ありませんって言われるのか。率直なところを聞かせていただきたいなというふうに思います。

それとあと1つだけ言えば、こういうことになるのが、結局、今は無償化と言っても、所得に応じてですよ、保育料は。だから、所得の高い人ほど、保育料を今、余計納めてあると思うんですよ、基本。

そうすると、得するっちゅうたら、ちょっと言い方が、語弊がありますけれども、所得の高い人のほうが余計恩恵を受けるみたいな、変なところありますよね。

その2点をどういうふうに考えられるのか。

難しいところですね、でも、いいですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

待機児童の問題についてですけども、これは、先ほど申し上げましたように、国が方針を打ち出したときに、全国市長会のほうから、自治体にその負担をかぶせないようにとか、いろんな折衝いたしまして、一定の約束を取りつけた形になっておりますけれども、その中に、当然、待機児童対策についてもきちんとやることというのを、条件として入れておりますので、無償化と同時に、保育人材の確保とか、いろんな施策を、国のほうも盛り込んでくると思います。

現在もいろんな、例えば、先ほど補正のときに上がったような雇上事業とか、いろんなそういうメニューを新規でまたふやしてきておりますので、その辺をやっていくと考えております。

個人レベルの保育料の差についてですけども、確かに、高額なというか、所得の高い人は、たくさん保育料を納められておりますので、ゼロになれば、それは月2万円、3万円のお金を払わなくてよくなるわけです。

それで、非課税の世帯とかひとり親の世帯の方は、もっとずっと以前から軽減措置を受けておられますので、もともと無償の方もたくさんいらっしゃいますので、今回の無償化によって、そんなに喜びはないかもしれませんが、決して損をしているわけではないと考えております。

以上です。

成富牧男委員

基本的に、問題意識を持っておられると。そういう言い方したら怒られるかもしれませんが、安心しました。

しかし、もうやはり、むしろ無償化にけるお金があるなら、さっきも、予算説明の中で補正のときなんかもあったし、これからまだ質問あると思いますが、保育士の待遇改善、保育士が本当に、役所から言えば、募集しただけ来てもらえるような、処遇改善に充てるようなお金を、国のほうはやっぱりすべきじゃないかというのが、私の意見です。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

古賀和仁委員

4 ページなんですけど、予算書でいくと62ページ。

アスベストの健康調査委託料なんですけど、これは平成18年に始まって、途中で平成27年か28年ぐらいに調査の方法が変わってやっているんですけど、現状として、どういうふうな方が対象になって、過去と比べてどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

平成18年度に始まった当初は、曽根崎町にアスベストを取り扱っている工場が以前ございましたので、その周辺に居住してある住民の方、または居住歴のある方を対象に検査を実施いたしておりました。

その中で、居住者だけではなくって、そこの工場に勤めていた方、この方、従来は労基法の対象になられる方なんですけれども、もう退職されているとかで以前従事歴のある方、またはその従業員の方の御家族の方、それと、そこの工場内に出前を持っていったりとか製品を運んでいったりとか、そこで出入りのあった業者の方とかいうのも対象にしていっていいことでしたので、かなりたくさんの方が検査の対象になっておりました。

しかし、そもそもは、工場の周りに住んでいる一般住民の方を対象にした検査ということでございましたので、そういう一般環境によるアスベスト曝露の健康管理のあり方っていうのを確立するためにつけていうことで、環境省のほう为原则としては一般住民の方、それも平

成18年度から行ってきておりました検査の中で、何らかの所見があられた方。

石綿を以前吸っていた方の中にも、レントゲンを撮ってもＣＴを撮っても何の所見もないっていう方もいらっしゃいましたので、そういう方々は、うちが行っております肺がん検診のほうを受けていただくということで、それまでに何らかの所見があった方を、今回、平成27年度からのアスベスト健康リスク調査については対象とするようにってということで、対象者がぐっと減ってきておまして、今度、平成31年度の受診者見込み、対象者も25名を対象として計上をしております。

古賀和仁委員

委託金としては、300万円ちょっとという金額なんですけれども、予算の中では委託料として55万円ですか、これはやっぱり人数が少ないからという、そういうふうなことなのか。また改めて何かお尋ねがあったときに追加をとか、そういう場合のお金としてプールしているのかどうか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

委託料は、平成31年度につきましては、アスベスト関係では54万4,000円を計上しております、その中は、各委託医療機関で受けていただくエックス線検査とＣＴの検査料、それから事業の最後には環境省のほうにこれを報告書として送らなければなりませんので、ＣＴ検査とエックス線の検査をＣＤに、中に納めて、それを環境省に送るってということもしなくてははいけませんので、それを業者に頼む業者委託料、データベースの業者委託料というのを合わせて54万4,000円になっております。（発言する者あり）

古賀和仁委員

委託料としては三百何万円あるのに、55万円ある、それについて、どういうふうになっているのか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

すいません、総事業費は、300万円ちょっとになっております。

その中で一番大きいのは、問診をとるための看護師の賃金でございますとか、あとは報告書をまとめるのが結構大変な作業でございます、そのための賃金。

それから、読影を専門家の先生にお願いしておりますので、その専門家の先生の報償費。

それと、国のほうで年に何回か会議もございますので、その旅費。

それと、先ほどの検査の委託料を合わせまして、大体300万円ほどになります。

以上です。

古賀和仁委員

対象が25名ということで、かなり規模を縮小されているってということなんですけど、実際

にそれでいいのかどうか。

かなり前から、これ長期にわたって30年、40年後に出るっていうのが大まかに健康上のリスクですから、もう少しさかのぼって、結構あると思います。

もう亡くなられた方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、まだまだ元気な方もいらっしゃると思います。そういう人たちに対して、もう少し何らかの形で調査すべきじゃないかと、これはちょっと要望として言っておきます。

藤田昌隆委員

古賀次長に、お伺いします。

先ほどの説明の中で、市民プールをまた使うようなお話がございましたが、私、前はたしか建設経済常任委員会で聞いたと思うんですが、今の市民プールは、もう手の施しようもないぐらいの物で、それで、もし改修というか補修をしようと思ってもできないと。だから温水プールをつくりますという説明だったと思うんですよね。

それで、去年は、市民プールを使用したのか、ね。

今回、市民プールを再開するつもりでおられるのか。

また、総額、先ほど言ったように全然補修がきかないということに対して、補修がきくようになったんですかね、その辺は。

質問です。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

平成30年度も、市民プールは開設をいたしております。7月、8月の2カ月間で利用者については、3万6,977人の方に利用していただいております。

市民プールの全体的な経費でございますけれども、平成30年度で、総額で3,400万円ほどかかっております。

主なものといたしましては、臨時の賃金、それから需用費として消耗品、それから大きくは水道代が約1,700万円かかります。

それと、委託料としては、プールの監視等の業務で約1,100万円等、工事につきましては、プール槽のちょっと傷んだところを塗装を塗り直すっていうところと、プールサイドの床がちょっとめくれたりしているところを舗装するので約240万円をかけております。

基本、健康スポーツセンターの計画を立てたときに、基本的に大規模な修繕は難しい、または、プール槽については、これ以上研磨するともう研磨ができなくて、塗装ができないというような状況、おそれもあると。

なおかつ、改修に当たっても多額の経費がかかりますので、多額の経費をかけて2カ月間の利用の市民プールとするのか、もしくは、一年中使えて温水プールでということで、新設

をするのかということで、方針として、健康スポーツセンター、一年中健康のためにも使えるような施設を建築しようというようところで進めてきたところでございます。

それまでの間は、現行の市民プール、50メートルプール、幼児プール、変形プール、スライダーとありますけれども、できる限り、先ほど申し上げましたように3万人を超える方の利用がありますので、可能な限り、大規模な修繕等はちょっと難しいですけれども、可能な限り安全に利用できるなら、平成31年度も利用をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤田昌隆委員

要するに、改修はできたわけですね。

いや、私、さっき言ったやないですか、もうどうしようもないぐらいまで傷んでいるという説明を受けたんですよ。

ところが、今、いや、去年は3万人も来ましたよって、そして、またことしもやはりするかって、ね。ほんじゃあ、前受けた説明は大体何だったんですかって。

それと、3万人って言うけど、もう一つ、大きな理由としては、鳥栖市民の使用率が非常に低い。多いとが、久留米からがんがん来てやっているっち。

だから、本当に市民プールが市民のためのプールになっているのか、その辺も以前から不思議だったし、ほいじゃあ、きちんと、鳥栖市民以外は、大きく差を、使用料の金額に差をつけてしたがいいんじゃないですかっていう話を、私、したと思うんですが。料金体制は、見直しは、する、しない。質問です。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

現行の市民プールにつきましては、料金体系の見直しは考えておりません。

健康スポーツセンターの場合には、市内、市外料金の区分を設けようというところで検討をしていたところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員

いやいや、健康スポーツセンターは、確かに図面は書いたけど、いつできるか、その辺はわかりませんよね。

だから、さっき言ったように、本年度から、もうきちんとね、はっきりしているんだから、鳥栖市のためのプールじゃなくてね、ほかのところの、3万人のうち3分の1ぐらいしか、恐らく鳥栖市民は使っていないわけやけんが、あと3分の2は、だと思えますよ。そういうのを前、説明受けたと思う。

それやったら、本年度から改修費を少しでも稼ぐためにも、それは料金の見直し、私はす

べきだと思うんですね。

ちょうどいいやないですか、消費税、みんな上がるっちゃけん。これ、どさくさに紛れてやっतरいかがですか。冗談やないとですよ、これ。修繕費とか要るからですよ。三千何百万円要るやないですか、どうですか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

市外の利用が多いというところで、3分の2程度が市外利用というところもございます。

それで、今回、消費税に伴います条例改正のほうも御提案申し上げておりますけれども、現行では、市内、市外区分は設けていないところで提案をさせていただいております。

先ほど申し上げましたけれども、市外、市内料金の区分の設定につきましては、担当課といたしましては、健康スポーツセンターのほうで検討しておりまして、現行の市民プールにつきましては、現状のとおりでの対応をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

藤田昌隆委員

いやいや、その健康スポーツセンターはもういいって、まだ先の話だから。だから、今年度の話ですよ。すればいいじゃないですか。いや、また健康スポーツセンターのとき考えますって。

わからん。

中川原豊志委員長

最後は要望ということでいいですか。

藤田昌隆委員

いいです。

中川原豊志委員長

答弁要りますか。

藤田昌隆委員

要りません。

牧瀬昭子委員

2ページです。

最初に戻りますが、民生費負担金、節1社会福祉費負担金、その中の2行目です、鳥栖・三養基地区手話奉仕員養成講座運営費負担金というふうにあります、この分に関してちょっと質問です。

今年度は、鳥栖で行われるということなんですけれども、佐賀県の手話条例ができた上で、より一層の手話通訳者さんたちの養成が今後必要になってくると思うんですけれども、どの

ぐらいの人数を見込んであるのか。

何時ぐらいに行われて、どんな対象者なのかっていうところまで決まっていれば教えてください。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

平成31年度に鳥栖市で開く予定になっています手話奉仕員の養成講座なんですけれども、今のところ、はっきりこうであるっていうのは決まっていらないんですが、例年の流れで言いますと、20人ほどの募集をかけることになるのではないかと思います。

開催の時間につきましては、例年、夕方開いたこともありますし、昼間開いたこともありますので、これからまた考えていきたいと思っていますところ。

回数につきましては、47回開催される予定になっております。

この手話奉仕員養成講座につきましては、入門編と基礎課程っていうのを、今回その中で同時に開いて、初めての方など、受講予定になっています。

以上です。

牧瀬昭子委員

手話通訳の方が、より一層必要になってくるかなあとしますので、ぜひ広い広報活動をお願いしたいというのと、参加される方たちの年代層が、昼間だったら退職者の方たちがターゲットだと思いますし、今後若い方たち向けとか、お仕事をしながらでも職場でも使える手話通訳者さんを見込みということであれば、やはり夕方以降じゃないと参加できないっていうお声がありましたので、ぜひそのあたりも御考慮いただきたいなと思います。

あわせてなんですけど、手話通訳がわからない、手話通訳ではわからない難聴の方とか向けの要約筆記ですとか、今、文字で起こしてくれる、そういう機器とかもありますので、そういったものの講座とかっていうのは、プラスアルファで何かされる予定とかっていうのは、この中には含まれてないんでしょうか。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

今、御提案がありました要約筆記等については、今回の平成31年度の予算には上がっていないところ。

それと、要約筆記につきましては、県のほうで講座などが開かれているというふうにも聞いておりますので、現在のところでは、予算のほうに計上しておりません。

以上です。

牧瀬昭子委員

すいません、要望で、要約筆記のほうも難聴者の方たちが今高齢化していくと、やはり難聴になるリスクといいますか、ふえてきていまして、市役所の中でも書いてくださいって

おおむねですけど、6,000万円ぐらい、五、六千万円ぐらいで、仮定でいいんですよね、細かい金額じゃなくて。

これを踏まえて、すいません、さっき別紙の資料で説明いただいた無償化ですけど、これ公立保育所の分が、全額になりますよね、今度、市のほうで。

それで、全額になるのはわかるんですけど、説明の中では、私立保育所とかも全部一緒になるので、トータルとして見れば、そんな市の負担ではないっていうような説明だったと思うんですけど。

ただ、歳出は——ちょっとページなくていいんですけど、歳出面を考えると、公立保育所の負担割合と言いますか、そこは、やっぱりふえると思うんですよね。

要は、私立のところで相殺されたのを含めてっていう御説明だったので、公立保育所の分は、負担率としては、やっぱり上がると思うんですよ。

それで、その負担割合がふえますというのを前提に、今度は、利用者さんからしたら、無償化になるんで、3歳児から5歳児を預けやすくなりますよね。

だから、保育士さんとかが足りない分とかは、利用者の方は、それほど考えるところでもないかもしれないので、できれば、もう預けたいという保護者が今よりもふえる可能性が見込めると思うんですよ。

そうなってくると、公立保育所の役割としては、例えばですけど、全額市が負担していくっていうところになるんですけど、保育料が3歳児、4歳児、5歳児から取れないので、そこだけを見れば、私立を切り離して考えたときは、全額負担ということで、じゃあ例えば、ちょっと言いにくい話ですけど、じゃあ、公立保育園をいっぱい持ちやる自治体は、負担割合、もっとふえるわけですよね。

逆に、公立保育所を1個も持っていないところっていうのは、完全にゼロなわけですよね、公立の負担割合というのは。

それを考えてくると、例えば、もう民営化してしまえば、その負担がゼロになるわけじゃないですか、完全に。

でも民営化も、今、職員さんの絡みとか、預けられとる利用者さんの絡みとかを考えると、ぼんって、端的にはできないと、今からの経緯を見ながらせんといかんっていうところであれば、やっぱり、そのバランスも考えて、例えば、これは、私の考えなので、参考にもならないかもしれないですけど、0歳、1歳、2歳児が待機児童で一番多く、需要もあるところで、対応もできていないと、全国的に見ても。

だから、そこも現場の状況とかをしっかりと考えながら、働く人たちの意見も聞きながらですけど、0歳、1歳、2歳児を、完全に切り離すわけじゃないですけど、公立の担いとして、

預かる率をふやしたりすれば、その保育料、入るわけですね。0歳、1歳、2歳の、未満児といいますかね。

それで、その部分の保育料を考えて、預かれる分の0歳、1歳、2歳を公立で預かることで、保育料をいただくと、いただける分を。

もちろん、3歳児から5歳児は、もう無償化になるんで、私立にお願いするとかいう、抜本的な考え方を踏まえて、ずっと今後、見送っていかんと、検討していかんと、淡々とやっても、相殺されたところだけ見れば、結局、私立の、民間事業所さんがあるから、そういう結果が出るっていうところになるんで、やっぱりそのあたりを、公立保育所を持つ自治体として、どのように考えていくかって、すごく大事、ますます大事になるかと思うんですよ。

それで、そこをどういうふうに考えていかれるか。

それとも、何も考えずに、国の政策についていうふうに、方針に従ってってなれば、やっぱり、今後の需要を見ていると、3歳児から5歳児は預ける保護者がふえますと。

それで、無償化なので、民間保育所がたくさんあるうちとしては、相殺されて、負担割合はふえませんがってところでしょうけど。

実際、公立保育所を4カ園持っているうちは、その財源は、全部税金から賄わないといけないので、そのあたりの今後の考え方ってすごく大事だと思うんですけど、いかがでしょうか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

3歳、4歳、5歳児につきましては、99%は、もう幼稚園なり保育園の施設を利用されておりますので、無償化になったからといって、その年代の児童の申し込みがふえるとは考えられません。

ただし、3歳からもう無償化だから、今のうちにもう入れておこうということで、むしろ0歳から2歳までの申し込みが、今後ふえるのではないかという懸念をしております。

それと、利用者の目線から言うと、0歳児、1歳児、2歳児のうちは、公立保育所にやって、3歳からはまた別の保育所となると、いわゆる3歳の壁になってしまうわけです。

3歳になるときにまた預かってもらえるところがあるかどうか、探し回らないといけなくなりますし、お子さんのためにも、できれば最初から卒園まで同じ保育所で保育をしていたくほうがお子さんのためには環境的にいいのではないかと考えます。

ただ、おっしゃるように、公立保育所の場合は、国から、県からの補助が出ませんので、全額市が負担、10分の10市が負担するということになりますので、その辺は、今後さらに、公立保育所をどのようにしていくかというのを考えないといけないと考えております。

公立保育所の役割というのがございます。それをもう少し、公立保育所は、こういう部分を特色として持っている、こういう役割を、私立保育所も含めたところで、こういう役割を担っているというのを、もう少しはっきりした上で、現在の4カ所の保育所をふやすのか減らすのか、そういった検討になっていくかと、現時点では考えているところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

3歳児から5歳児は、確かに多分、鳥栖市内におられる子は、ほぼ、もう需要は満たされているというふうに解釈しますけれども。

であれば、私も民営化がいいとか、そういうのを推奨しているほうでも全くなくて、むしろ公立保育所を持っている鳥栖市だからできることっていうか、私立保育所の見本となるっちゅうか、保育士の働く環境としても、そういう見本となるような、環境があるということで、推奨するっていうか、考えてはいるんですけど。

であれば、ちょっとページを飛びまして、また歳出の16ページですが、民生費の保育園費のところに行って、さっきちょっと補正で聞かせてもらったんですけど、給料、職員手当、共済費。

これ、45名分で前年度と同人数、ちょっと増額になっているところは、処遇改善とかそういった部分だと思うんですけど、あと、節7の賃金ですよね、代替保育士等賃金。

この賃金も増額ですけど、これ多分、大きく人数等の変更を行うものじゃなくて、やっぱり改善増額とかで立っているこの当初予算だと思うんですけど、やっぱり、さっきの歳入の保育料で言えば、民間と公立全体の歳入としては、相殺されて、鳥栖市の負担としてはあまり負担ではないという説明で考えると、民間で頑張りよる分は、公立も頑張らないかんというふうに思っていて。

そうしたら、例えば、今、公立保育所のキャパだけで言ったらまだ預かれますと。

ただし、保育士さんとか、この賃金の部分、代替保育士さんが足りなくて預かれない部分っていうのは、できるだけ解消していかないかんと思うんですよ。

だから、例えば、さっき言った、また3月に、この当初が、賃金の部分が減額で、がんと2,000万円ぐらい、ずっと推移を見て、ずっと減額補正の傾向にあるっていうところであれば、ここを、当初組むときに、45名分の人件費を46名分で見るとか。

やっぱり、その賃金のほう全額減らすというのはできないでしょうから、そこを調整するなりして、公立保育所も民間同様に頑張っていると。頑張っているというか、そういう傾向を見せていかないと、やっぱりここ、全額今度からは税金で投資していくわけですから、その理解を得るためには、やっぱりここの調整も必要かなと思うんですけど。

正職の人数を1人ふやすなり、——嘱託職員が集まらないのであれば。

ここをだから、もうこれが増額補正、思ったよりもたくさん集まったので、補正で増額しますと、賃金の部分を。

そうした流れになれば、上がまだ45名で立てているところ、わかるんですけど、完全にばんばんに預かっていない以上は、そこら辺の調整とかも抜本的に考えていかんといかんかなと思うんですけど、いかがでしょうか。すいませんが。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

保育士確保の問題でございますけれども、保育士の確保が難しいのは公立だけではなくて、それは私立も同じでございます。

ですから、保育士を確保するとしたら、公立保育所の、というよりも私立、公立合わせたところで、1人でも多くの保育士を確保することが、結局入所できるお子さんをふやすことができるということにつながると思います。

キャパ的には、どこの保育所もまだ余裕があると思います。それはどこの保育所も人材確保ができないので、ここまでしか預かれないという状況があるからです。

けさの佐賀新聞を見られた方もいらっしゃるかもしれませんが、県が昨年、保育士の登録をしながら保育士として働いておられない方のアンケート調査をした結果が、けさの佐賀新聞の第1面に載っております。

それで、その結果を受けて県のほうが、平成31年度予算で潜在保育士を確保するためにいろんな、例えば10日間の試験的に雇用する保育施設に費用で半分を負担するとか、コンサルタントとか社会保険労務士とかそういった専門家の診断、助言を受ける場合は助成をするとか。

あと、職場復帰のための研修会や保育見学、体験会を開くという予算を組んでおられますので、これを活用しない手はないなと考えております。

ですから、平成31年度は——今までもそうだったんですけども、特に県と連絡をきちんと取って、できるだけこちらの鳥栖市、もしくは東部のほうで、こういった研修会等も開いていただくようにしたいと思いますし、また条件がそろえばすぐにでも働きたいとお答えになった方が100名以上いらっしゃいます。

そういう方の情報も、鳥栖市も、各市町に、本人の承諾を得ている分は流しますということです。そういった情報を受けて、積極的にアピールしてまいりたいと考えております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

もう、単刀直入に、この賃金のところっていうのは、やっぱり減額補正が結構多くなってくるので、さっき言われたように、いろんなツールも使って努力してもらって、もう、できればせっかく立てていた当初予算が、ことしは余り増減せずにいくことができましたとかいうふうに、我々も協力しながらですけど、いろんな知恵を絞ってやっていっていただければと思いますので。これまた別の機会とか、ほかの機会も使いながら議論していきたいと思います。

終わります。

成富牧男委員

保育士の、ちょっと今、樋口議員が言われたところで、特に今後の、さっき問題提起があった公立保育所、やっぱりインセンティブ働くよね、どうしても。負担が重くなったら。まさにそのとおりだと思います。

私がお尋ねしたいのは、ずっとこの間、課題になっております公立保育、私がずっと言ってきた公立保育所の保育士を確保すると。正規の保育士を確保するということなんですけど、まず前提としてクラス担任は、いわゆる正規の保育士で充てるということですよね。

そうすると、クラスをふやそうとすれば、正規の保育士がふえんといかんわけですよ、ということでしょう。

質問です。大事な質問です。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

先ほども、ちょっと説明の中で申し上げましたけれども、クラスに正職員を1人または2人充てております。さらに、フリーの保育士、あるいは障害児の加配の保育士も充てております。

ですから、その分を嘱託の保育士さんが確保できれば、その正職員で充てているフリーとか障害児保育の分に充てている分をクラス担任に充てるということは可能になると思います。

さらに、嘱託保育士さんを確保できれば、またクラスをふやすことは可能かとは思いますが。

成富牧男委員

だから、クラス数をふやそうとすると正規の保育士しか充てられないのは、それでいいんですよ、充てたらいいんですよ。正規の保育士じゃないとだめなんですよ。

クラスに、必ず正規の保育士が、別の言い方をすると1人はおらんといかんということですよ。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

クラスに、何人保育士を置くかというのは、当然、国が決めている配置基準に基づいて置

きますので、ただ、クラスの担任、責任を持つ担任は、正職員を充てているということで、嘱託の保育士さんの業務、職務上の責任、その辺を分けているところでございます。

成富牧男委員

だから、結論的に言うと、クラスには必ず正規の保育士さんがおらんといかんちゅうことでしょう。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

鳥栖市は、そういう方針でやっております。

成富牧男委員

鳥栖市は、そういう方針なんですよ。

ですから、鳥栖市の今ずっと慢性的にきとる保育士不足でっていう中には、保育士不足で受け入れができてない、児童の受け入れができていないという中には、場合によってはそういう工夫を、クラスをふやして、つまり正規の保育士さんしかいかんわけだから、正規の保育士さんを雇うというのも1つの選択肢だと思うんですよ。

私も、何回か人事のほうに尋ねたんですよ。そうしたら、人事のほうは、私たちはむしろそれを奨励しているんですよ、前倒しでやりませんかと言っているんですよって、もう何回も言われました。

改めて、もうこの場で言ってしまいましたけど、そういうふうに言っているのに何で、私からすれば、保育の担当の所管が、むしろ積極的に自分たちの責任を全うしなければならない担当課が、何でそんなに遠慮されるのか。

それは、遠慮するっていうのは、本来はあるべき姿ではないと私は思うんですけど、そのところは、どうしてそんなに遠慮されているんですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

もう、内輪もめのような話になりますが、前倒しでっていう話を人事担当のほうとした記憶はございません。そういう折衝はしてないけれども、そういう考え方もありかなというのはもちろん担当課のほうとしては、検討をしているところでございますけれども。

なにより、まず公立保育所の正職員といえども、応募をされる方がまず非常に少ない。今年度は3人、本当は補充が必要となっております。

既に欠員の部分と今年度いっぱい退職される分、合わせて3人の補充が必要でございましたが、9月に行った1次試験では、応募された方が5人、実際試験を受けに来られた方が4人ございまして、1名だけが3次の試験まで残られて合格をされております。

その後、まだ2名の補助が必要でございますので、2次の募集をしております。

それが、3次の結果が最近出ておりましたけれども、4人受けられて2名の方が合格をさ

れております。これはホームページで、私が確認したことでございます。

したがって、仮に今、そういった前倒しで雇いたいといっても、そもそも保育士になりたいという方の数がふえない限りは、なかなかそこも難しいというのが現状ではございます。

成富牧男委員

さっきの話、じっと聞いたら、自分のところで悶々してあって、直接やっぱり言われていないと、人事のほうにはっていう話ですよね。ぜひ、検討して、内部でかんかんがくがくやっていいじゃないですか。

私は、幾ら応募が少ないっちゃうても、やっぱり市役所の職員の身分を持つのと嘱託さんというのは全然、やっぱり応募の率は違うと思っています、私、勝手に。

だから、そのところは、できることは市長も私に対する一般質問の答弁で言ったんですよね。今までの発想やなくて、できることをよう考えとかないかんっていうことを言っていましたし、もうこれ以上言いませんけど、やっぱり人事がそこまで言っているのであれば、ぜひそういうところへ。

そうしないと、結局県が、さっき紹介された、きょうの佐賀新聞の内容にしても、発想としては、ああ、なるほどねってような感じがするけど、結局今までの何かいろいろなやつと同じごとなりやせんかなあと思っておるわけですよね。

だから、宣伝の仕方とかも合わせて、正規の職員を募集していますっちゃうやつを、もう少し原課自身が強く――やっておられるんでしょうけど、遠慮せんでどんどんやっていくっていうスタンスが必要かなというふうに思います。

以上です。

中川原豊志委員長

意見ということで。

ほかの御質問、ございますか。

牧瀬昭子委員

関連してなんですけど、先ほどの保育園費の給与なんですけど、節2の給与、節3の職員手当等とあと節7の賃金っていうところを昨年度で見合わせるとアップされていると思うんですけども、これにあわせてその処遇、待遇っていうか賃金のアップっていうのは見込んでおられるんでしょうか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

昨年度、市の嘱託の職員の賃金については、月額2,000円ほど上げております。

それと、平成31年度は、また基本的にベースアップ分で、賃金全体が上がっております関係で、金額が上がっております。

それと、賃金が昨年度よりも多くなっているのは、調理員、正職員の栄養士でございます。この2人が、現在育児休暇に入っておりますので、その分の調理員の嘱託、保育士分をふやしている関係で、賃金が若干ふえているということでございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

成富牧男委員

ページ、若いほうからがいいでしょう。

11ページの扶助費。重度心身障害者医療費、これもう前から何度も、私だけやなく障害者の方から出ている、いわゆる現物給付に早くしてくださいというやつですよ。

一時的に支払って、後から返ってくるというやり方を早く解消してくださいと、金額も大きいからですね、一時に。

今、現物給付に向けての何か動きがあるのか、一切ないのか、ないのは、もう今まで何回も答弁いただいておりますけど、同じ答弁でもいいですので、何がネックになっているかを教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

重度心身障害者医療費につきましては、機会があるたびに県等にも要望をしておるところでございますが、国保ペナルティーの関係もございまして、なかなか実現ができていないというところが現状でございます。

ことしに入っておりますけど、佐賀県とちょっと意見交換をする機会がありましたので、その場でも、重度心身障害医療費について何らか御配慮できないかというところでは伝えてきておるところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

ちょっと、そのペナルティーがあると、そここのところの、もうちょっと詳しい話。聞かれた人に返していかないかんわけですよ、こういう理由でっていうの。

県の問題はないのかとか、幾つか今の、もうちょっと具体的な話をお願いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

1つは、現物支給にするためには、現物支給にしてもらう医療機関の御協力も必要であるという部分があると思いますし、先ほど申し上げた国保ペナルティーの部分についても、国保のほうからの負担分が、市町村が負担しなくちゃいけないという部分になってきますので、そういう部分の整理が必要というところがございます。

成富牧男委員

例えば、いつも比べられて言われるのは、かつて子どもの医療費の分もペナルティーとかあったと思います。だから、それと引き合いに出されるんですよ。

私たちここで言ったと思いますが、もう怒るっちゅうよりも泣きながら訴えられたんですよ。何で私たちの言葉、あんたたち言うてくれんとねって。

言いよるとですよ、言うたばってん、できんとですよっちゅう話なんですけど。

だから、そういう場合には、やっぱきちっと理由を返さんといかんので。やっているところもあるんですよ、全国的には。やっているところもありますから、国保ペナルティーの問題では、内部では鳥栖市の中の問題ですかね、それ。

国保ペナルティーっていうのは、とりあえず、それはクリアできるのか、両方とも、まだ全然話したこともないのかですね。

それから、あと1つ、医療機関の問題、我々はやりたいと思いつけど医療機関の協力がいまいちですねって言うなら、その医療機関——あんま大きな声で言ったら、協力してもらいよところあるけん、難しかところもあるんでしょけど。医療機関の問題やったら、医療機関の問題ということもはっきり言わんといかんしですね。

国保の問題は、役所の中の財政的な問題ですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

国保の分については、県のほうにもたしかペナルティーがあったというふうに記憶しております。

やはり、県と市町村と一体とならないと、ここの部分は難しゅうございますし、県内の市町村でも考え方が多少ばらつきがあるというふうにも、この前の意見交換をした中で聞いております。

ただ、全般的に今のところ現物支給のほうに皆さん流れが、考え方が寄ってきていますよというようなことも伺っておりますので、今後も機会があるごとに、県のほうに要望していきたいと思っています。

県の職員のほうにも言ったんですけれども、やはり障害をお持ちの方で、特に重度心身の方ですので、病院に行って、また役所に来て書類を書くっていうのは大変なんだよということもお伝えをしております。

だから、そういう部分も、人にやさしい佐賀県を今目指してあるということもありましたので、そこら辺を含めて佐賀県としても考えてくださいということをお願いしています。

以上です。

成富牧男委員

最後に、心強い言葉をお聞きしました。

ちょっと国保は、制度が変わつとるところ、私、前の頭ん中、そのままとまっていた。そうですね、また国保も制度が変わっています。ぜひ、これはそっちの方向に行っているっちゅうことですから、実現してもらいたいなというふうに思います。

終わります。

藤田昌隆委員

予算書が45ページ、休日救急医療センター使用料、前回の平成30年の補正で400万円アップされています。

それで、これ、年間に、センターの使用料が3,400万円、これ休日救急医療センターですから、恐らく土曜、日曜あと祭日も入るのかな。入りますよね。（発言する者あり）

ああ、ページ数、ページ数は45ページ、予算書で。

中川原豊志委員長

委員会資料では何ページとか。2ページの歳入ですか。

藤田昌隆委員

今度、3,500万円組んであるんですよね。

中川原豊志委員長

委員会資料、2ページの歳入ですね。

藤田昌隆委員

これは、休日救急医療センター使用料3,500万円で、大体年間にすると48日か50日だと思うんですが、それを1日の使用料で割ったら、70万円から80万円になるんですよね。なりますよね。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

休日救急医療センターの開設日は、日曜日と祝日、それから年末の12月31日、1月の2、3日っていうふうになっておりますので、大体平均して72日（「72日」と呼ぶ者あり）、来年度は10連休がございますので、ちょっと日数が多くなっておりますので、79日……、となっておりますので、それで大体3,500万円の収入。

藤田昌隆委員

ということは、1日当たり50万円かな。そうですね。

50万円ですよ、50万円。

それで、何が言いたいかというと、ドクターも、この輪番制で休日ね、救急医療センターに行くのはあんまり好ましく思っていないんですよね。

その中で、センター使用料が1日50万円も取って、それと救急医療の委託料かな、が百何十万円でしょう。委託料が書いてあるところ。

中川原豊志委員長

では、再開します。

藤田昌隆委員

これ、もう要望にしかありませんけど、休日救急医療センターに従事される先生、かかわる先生方は、非常に不満も出ています。

医師会からずっと輪番制みたいにしてされていますけど、非常に安い賃金というか、報酬でされているということで、この辺のみんなの報酬、先ほど久留米大学という話も、協力があるということですが、福岡県と佐賀県と見てもね、佐賀県は非常に低いということなんです、ぜひともこの辺の報酬の、ドクターへの報酬の見直しも、ぜひ検討をお願いしたいということでございます。

以上です。

中川原豊志委員長

要望ということでよろしいですか。

ほか、御意見。

牧瀬昭子委員

121ページ、衛生費、保健衛生費、それで扶助費で不妊治療費についてなんですけれども、前年度に比べて50万円アップということで、65人分の不妊治療費ということで充ててあると思うんですけれども、お一人につきというか、年1回につき10万円っていうのは、このまま、現状上がらないということではよろしいのでしょうか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

今、申請件数、平成30年度の3月補正でも増額補正をお願いしておりますけれども、不妊治療の申請件数がふえてきておりまして、平成30年度までは一応60件で予定をしておりましたけれども、件数がふえてきましたので、平成31年度は65件で要求をしております。

一応、平成30年度52件上がっているところでの、平均の支給額につきましては、上限が10万円となっておりますけれども、一応9万3,743円が平均額ではございますので、中には高額な方もいらっしゃいますけれども、五、六万円の方もいらっしゃいますので、一応、上限10万円というところで平成31年度も助成をしていきたいと思っております。

牧瀬昭子委員

多分、その五、六万円の方とかいろいろ幅があると思うんですけれども、その枠が多分、ちょっと狭いのではないかなと思うんですね。

出される幅というか、全てを合算すると、やっぱりとても高額になっていくので、1回に

つき顕微授精とかすると60万円から70万円かかってくるのですけれども、それは、もう本当に基本的にお医者さんに、病院に払うお金であって、交通費だとかっていうのがもうずっとかかってくるので、プラスアルファっていうのも換算すると、まだまだかかるわけですね。

そうすると、そこからの10万円っていうのは、やはりトライしようと思うには額的に厳しい部分があるので、ここの部分を払いますよっていう枠を、ぜひ広げていただきたいという、佐賀県の方で30万円だったですかね。

というのが1回目ということがあると思うんですけれども、鳥栖の部分でも、ぜひその助成の枠っていうのを広げていただきたいなと思っているんですけど、そういう要望とかっていうのは特に出ていませんか。

質問です。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

議員がおっしゃいましたとおり、県のほうの助成金もございまして、県と市と組み合わせてっていう両方で申請をなさる方もいらっしゃいますので、今のところはそういった要望はうちのほうには上がってきておりません。

牧瀬昭子委員

では、私のところにはちょっと上がってきているので、ぜひ助成の枠を広げていただきたいということで、病院の先生、不妊治療の先生もそれぞれの市によって違うんですけども、鳥栖のほうでも、ぜひ枠のほうで、助成の幅が広がっていくといいと思うんですけれどもということでおっしゃってあって、病院のほうにもそういうお声が上がっているそうで、ぜひ広げていただきたいなと。

これ要望です。よろしくお願いします。

成富牧男委員

そうですね、ちょっと同じ、近くのページのをまとめて質問します。

9ページの負担金、補助及び交付金ですね。

款3、項1、目1、節19、その中の、下から3番目の全日本同和会補助金。

ことしも400万円ついてます。

この400万円についての、少し中身について質問したいと思いますが、事前にちょっと資料ば出してもらおうとお願いしとったんですけど。よかですか。

すいません、資料ばよかですか。

中川原豊志委員長

この件について、資料のほうの請求があつとりましたみたいで、資料のほうの提出をお願いいたします。

〔資料配付〕

成富牧男委員

じゃあ続けて、その間に質問していいですか。

同じ9ページの一番下、障害者福祉費の2番目、鳥栖・三養基地区障害支援区分認定審査会委員報酬、これ似たようなやつが介護保険でもありますよね、認定審査会っちゃうのが。この委員さんは、一定ダブったりしてないのか。

それから、この鳥栖・三養基地区っていうのは介護保険の構成市町とは違うのか。

私が、何でそういうことを聞いているのかっていうと、例えば、障害支援区分っていうのが、あんまり大きくないのであれば、例えば介護認定審査会のほうに委託するとか、そうしたほうが安くないのかどうなのか。

それとも、そもそもそういうのは無理ですよということなのか、そこら辺を。

今の2番目の質問は聞きたいです。

中川原豊志委員長

まず、全日本同和会補助金のほうの説明からお願いを、資料の説明も兼ねて一緒にできますか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

ただいまお配りしておりますのが平成29年度の団体の予算書でございます。

収入の合計額が約723万円、支出も同額というところでございます。

平成29年度の事業については、2ページのほうに4月から3月まで、事業をされた分について記載がなされているところでございます。

次が、3ページのほうに行きまして、今度は収支報告でございますが、予算が先ほどの723万円ほどに対しまして、決算額が505万円ほどということになっております。

決算額として、主なものとしては、事務局費と、あと活動費等々になっておるところでございます。

4ページのほうに事業報告といたしまして、こういう大会に行かれたとか、研修されたとかそういうのが記載をされております。

それで、5ページに移りまして、平成30年度の予算書等でございますが、こちらは収入の合計が760万円だというところでございます。

支出も同額が予算として記載されております。

6ページにいて、平成30年度の事業計画ということで、4月から3月まで記載をされているところでございます。

一応、平成29年度については、予算と収支の報告ということで、平成30年度についてはま

だ年度途中でございますので予算書という形での提出をさせていただいておるところです。

2点目でございますが、鳥栖・三養基地区障害支援区分認定審査会の委員構成に関する部分の御質問でございますけれども、こちらのほうは、障害の支援の区分ですので、子供から大人まで全て含まれるので、介護保険のほうの高齢者を対象とした部分とは少し異なるという部分で御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上、簡単ではございますが、お答えとさせていただきます。

成富牧男委員

ちょっと2番目から行きますね。

要は、一緒につちゅうかどつちかに委託つちゅうのは難しいつちゅうことを言われたんですかね。一部、委員さんがダブっているとかいうのはありますか。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

団体様に頼んでいるときに、一部かぶるときはございます。

成富牧男委員

わかりました。

今のところは、さっき言われたような理由で、余り検討されたこともないということではないんでしょう。変な意味じゃなくて。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

まず、介護保険の制度がありまして、その次に障害支援区分というのができた、国にもありまして、非常に類似した考え方の制度であるとは認識しておりますが、先ほど次長が申し上げましたとおり、厳密に言うと内容などが違う部分もありまして、検討というか、今後の国等の流れを見まして考えていく場面もあるかとは思うものの、今の時点では検討はしておりませんでした。

成富牧男委員

いずれにしろ、障害のほうも、一定固まったやつじゃないと、それできないと思うんですよ。子供の小さいときの、変わっていくというような状態の人については、もう当然、障害支援区分も難しいということだと思いますので、それは今の答弁で結構です。理解をいたしました。

それで、同和の資料いただきました。基本的に、ぺらっとめくってみましたが、大体、そして今のお話を聞きましたけれども、変わっていないようです。

相変わらず、いつも補助金は400万円しかないのに、最初の収入のところですね。589万2,680円と、しつこく、これ何ですか。しつこく要求されている、どういう状態か知りませんが、毎年こうですね。

本来は、723万1,880円の、支部としては仕事をしたいけれどもっていうことですよ、これから見る限りは。

毎年毎年500万円のときもそうでしたし、400万円になってからも補助金ですよ、鳥栖市からの。こんな形で出ている、これ自体、ちょっと私は、よう意味がわからないんですね。

それで、端的にお尋ねをいたしますが、なるべくまとめてお尋ねをしたいと思います。

まず、いつもお尋ねしていますけれども、構成世帯と人数と、それから、この同和会の会費。

そして、会費っちゅうのは世帯当たりなのか1人当たりなのかですね。

そのところもわかるように、積算の中でお願ひしたいと思います。

それから、同じく1ページ目で見ますと、かつての、あのころは文教厚生常任委員会での委員会での質疑で、執行部のほうで何が、執行部がよく言われるのが、補完的、行政の補完的役割と。

行政ではできないことをやってもらっていますっていう、その行政の補完的役割と言われたんで、その補完的役割とは何なのだという委員からの質問を受けて、この一番下の、調査活動費のこの4つですっていうふうに言われた過去があります。

それで、これが補完的役割だっていうのは今も変わってないのか、ちょっと、とりあえずそこまでで答弁をお願いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

1点目の構成人数と世帯数につきましては、平成30年4月1日現在で、13世帯の29人と、会費につきましては、1人当たり4,800円というふうに聞いておるところでございます。

3点目の、補完的役割の部分についての考え方については、基本的には考え方は変わっておりません。

成富牧男委員

まず、12世帯の29人って、前年度と変わってないですよ。29人の内訳は相変わらずわからんのでしょうか。29人が大人なのか子供なのかっていうのも、その内訳はわかりませんよね。

とにかく、平成29年度分で年間会費が4,800円ということで、収入のところには上がっています。会費がその会費ですかね。ということは、毎回言っていますけど、団体というのは、鳥栖市の補助金なしには成り立たない組織であるということが言えると思います。

それで、さらに、さっき確認しましたが、補助金の根拠は、今まで言われていたのが、行政の補完的役割をしていただいているからですよ。

その補完的役割ってということで、さっき確認いたしまして、具体的には職業実態調査、生

活環境調査、福祉実態調査、地対事業量調査、これだっちゅうことですけれども。

この4つの調査は、前回お尋ねしたときの答えは全部内部の調査ですよ、団体の内部の調査だったでしょう。一々聞きよると長くなるので、省略していますけど。

私が、ちょっと答弁を見直したところによると、会員の中のみたいなのが——基本ですよ、そういうふうになっていたと思います。

さらに、前回指摘したのが、この地対事業量調査とかいうのが、これって説明はできますかね、地対事業量って。地対事業っていうことは、何かの略だと思いますけど、地域改善対策事業、こういう事業量の調査っていうのが、鳥栖市の中で意味があるのかっていうのもあるんですけど。

いずれにしろ、この調査っちゅうのは全部内部の調査だったですよ。内部っちゅうのは、会員を対象とした調査になっていたんじゃないですか、基本。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

会員を中心とした調査というふうに聞いております。

成富牧男委員

そのところですよ、行政のできないところをやってもらっているっていつも言われるこの分が、実は団体の中の会員さんの調査にすぎないということですよ。

この団体が、同和問題の解消のために何かやっているかという、あえてやっとなんて言えば、鳥栖市のためにやっているのは、何か啓発チラシ配りか何かやっておられるんですかね。

お願いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

一応、団体の中で調査・研究や相談事業をやられたり、同和問題強調月間の際の啓発活動、同和問題講演の際の御協力等もいただいていたりするような状況でございます。

成富牧男委員

地対事業量調査っちゅうのは、本当にやっておられるんですか。

これは、何ですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

地対事業量調査は、地域改善対策事業量調査というふうなものでございまして、鳥栖市も支部がありますので、その支部を中心に調査をされているということでございますが、そのような状況でございます。

成富牧男委員

もう、あえてそれ以上詰めませんが、地域改善対策事業、地対事業量っちゅうのは、恐らくずっと過去のやつで、鳥栖市の場合はそれも該当しなかったんじゃないかというふうに

私は認識しているんですけども、いわゆる地区指定があって、同和地区の指定があって、そこで何か事業をしようというときに地域改善対策の、国のほうに補助事業として上げるときの、そういう事業量調査じゃなかったのか、というふうに私は認識しているんですよね。

こういうのが、鳥栖市は実態としてそういう地域もないし、そもそもこの地対事業っていうのがない中で、何かずうっと、もうそのまま、同じやつをずうっとこの間、私が議員になった後、大体同じようなことを書いてあります。

こういう状況で400万円出すと、ずっと。

かつては500万円だったから、それから見れば進歩ですけど、今度500万円が400万円になったら何で400万円かって、やっぱりこっちも言いたいし、ほかの議員さんからも私言われたんですよね。

だから、そののところもはっきりしないと、これ何度も言います、特に福祉のほうからこういうのが、私に言わせれば漠然と400万円がずっと出ているからですね。

もっともっと400万円を使う、同じ使うなら別のところに使う、福祉の分野というのは、いっぱいあると思うんですね。

しかも、私が言いたいのは、きょうは、もうかなり今まで言ってきたので、省略しますけど。

まず、対外的にやっているのは、もう簡単に言うと、さっき言われた啓発チラシ配りですよ、同和月間のチラシ配りだけで。それで400万円なのかということですよ。

そして、このほかにも同和会の会員じゃないと社会教育指導員になれないとか。今、残念ながらそういうふうになっています。

だから、そういうことも含めると、何で400万円なのか。しかも実態に乏しい。こういうやつは、やっぱり大胆に見直しをするべきだということを改めて申し上げておきます。

終わります。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

成富牧男委員

そうしたら、17ページ。文化振興費ですかね。

ちょっと待ってください。文化振興やないか。

違うね、23ページか。

中川原豊志委員長

文化振興費。

成富牧男委員

ごめんなさい。

ここにはどこに上がって、工事請負費に上がっているのでしょうか。

前回は申し上げたんですけど、客席側から大ホールのステージのほうに上がる、そしておりる、そのとき非常に皆さん、参加された方は御存じだと思いますけど、もう、ちょっと大変な感じでおりにられていますよね、これ。

この間、私が言ったのは社会福祉やったっけ。（「社会福祉大会」と呼ぶ者あり）社会福祉大会、もうあんな感じやったら表彰を受けたくても辞退したくなりますよ、みんなの衆目にさらされるわけでしょう。

こうして、おりよんしゃつとですよ、こんな感じで。

上るのよりもおりるのがまだ大変ですよ。

これ、去年も言ったんですよ、松隈課長。去年は、あれは何だったかな。あの人、決算のとき……。あの先生、校歌の先生の娘さんか何か、何かあったんですよ、陶山先生の。そのとき、同じことを言っています。

だから、これは、本来から言えば、この補正でも早急にすべきだったんじゃないかと、ひょっとしたらさっきちょっと言ったんですけど、執行残なんかが残とっちゃないね、このぐらいのお金はち言うたら、いや、残とらんって言われたんで。

当初でされるならば、早急にもうこれ、もうすぐ何日か後にはしますから。ぜひ、早目にして、4月以降のいろいろまた行事もありますから、早目に執行して、ああ、この中にまず入っているかどうか、ちょっと尋ねときましょうね。

松隈義和文化芸術振興課長

議員御指摘の件に関しましては、ホールステージ昇降階段手すり取り付け修繕のほうで上げさせていただいております。

これにつきましては、議員御指摘のとおり、早急に対応して早目の大ホール側、また小ホール側でも使えるような手すりを取りつけてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

成富牧男委員

とにかく、早くお願いします。

あと、最後に要望で、もう一つ申し上げておきますと、これも毎回言っていますけれども、練習室の2階、3階まであるところありますよね。2階、3階の練習室。

あそこは、前回も言いましたが、今、ちょっとすみません、確認していませんけど、2つの女性合唱団が使ってたんですね、当時。

そのとき、もう80歳を超えてそこを上りきらんごとなったらそのときがサークルを――フ

ラーメンコかな、市民合唱団か——もう、退団するときになるそうですよ、もう端から諦めちゃうですけどね。

だから、そういうことでいいのかってということで、前の答弁は、いや、あそこは構造上難しいと言われましたけれども、近々っちゅうか、何年か後には大規模改修もあるようですから、ちょっと真剣に考えていただいて、その結果できんならできんっちゅう回答はいいと思うんですよ。

エレベーターありましょうし、ほかの方法もあるかもしれません。ぜひ、検討をしていただきたいと、これは要望です。

終わります。

中川原豊志委員長

ほか、御質問。

よろしいですか。

牧瀬昭子委員

予算書の179ページをお願いします。

体育施設費の修繕費についてなんですが、これはどこを修繕する費用になりますでしょうか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

修繕費につきましては、基本的にどこの部分をというようなところではございませんで、各施設50万円の20施設分で、大体予算を計上させていただいております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

これも、前言ったかもしれないんですけども、体育館のほうのトイレが詰まっていることが、1回は改善されたんですけども、また詰まるようになったという話があって、多分大規模改修やないと、なかなかその辺が難しいのではないかという話がありまして、それについては今後どのように検討されていますでしょうか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

体育館等のトイレ等につきましても、確かに古い部分もございます。これにつきましては、国体の会場等にも内定をいただいておりますので、そういうところを踏まえながら、改修等についても、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ぜひ、よろしくお願いいたします。

あと、スポットクーラーだったですかね、それもつけていただけるということで、すごく皆さん喜ばれると思いますので、それはすごくありがたいなと思います。

これについてなんですけど、何基ぐらい、どこにどのぐらいつけられる予定でしょうか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

試行的に、移動式のスポットクーラーを6台、市民体育館、それぞれ通路からのドアがありますので、四隅とかそういうところに設置してその効果というのを、大体7月から9月の3カ月間だけレンタルしたいというふうに考えております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

すいません、体育館の中のアリーナのほうは、つける予定はありますか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

通路からアリーナの中に扇風機のかわりに、そういうスポットクーラーを設置して流すというような、冷たい風を出すというのをちょっと試行的に、平成31年度はやりたいということで6台、それぞれアリーナのドアの近く内に置きたいというふうに思っております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

古賀和仁委員

109ページなんですけど、報償費、在宅寝たきり老人介護見舞金っていう、318万円ですけど、これちょっともう少し詳しく説明をしてもらっていいですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

委員会資料12ページの、報償費の中の在宅寝たきり老人等介護見舞金の件でございますが、在宅寝たきりの高齢者を介護されている方に対して支給をさせていただいているものでございまして、介護者、被介護者ともに6カ月以上市内の居住が要件となっているものです。

所得要件もございまして、前年の所得が300万円未満の方につきましては、月額1万2,000円。300万円以上の方につきましては、月額1万円で、最大としましては5万円までということで――300万円未満の方については、7万2,000円ですね、最大ということで。

一応、現時点では、7万2,000円支給する方を18人、5万円支給する方を3人で、年に2回、4月と10月に支給しておりますので、それを掛けたところで290万円ほど。

あと、新規の方を、7万2,000円で2人を4月と10月の2回分見込んだところで、合わせまして318万円というところで、計上をさせていただいているところでございます。

古賀和仁委員

これは、高齢者で寝たきりで、家族の方が見ているという、基本はですね。

いろんな理由があって、施設になかなか入れないとか自分で見るとかいろいろあると思うんですけども、基本、家族で見るとは大変厳しい状況で、この制度の中で介護の認定を受けているということになると、大体寝たきりとか介護認定5が普通になっていると聞いているんですが、その中で、介護認定でもし施設に入れば、利用だけで三十何万円かの利用料が出るようになっているんですけども。

この中で、家で見たいと。仕事をやめてでも見たいとか、いろんな、そうすると、私はよく思うわけですけど、家で見るというふうな方に対しては、もう少し補助額をふやしてあげべきじゃないかと。

仕事やめてまで見ると、そういう人たちがおるということは、いいか悪いは別にして、かなり負担にもなるし、所得のあれも大変と思うんで。

ぜひ、所得制限で300万円の云々かんかんじゃなくて、多分やめた時点でかなり厳しくなると思うんですよね、これ見るためには。

多分、仕事をやりながらちゅうのは、なかなか難しいというのが現状だと思います。

それで、これについて、基本的にこれからふえていった場合、それなりにやっぱ制度の中で援助をすべきじゃないかと思うんですけど、その辺の考え方をお尋ねしたいんですけど。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

現在、国のほうも介護については、施設から地域とか、いろいろ言われておったり、人生100年とかいうことを言われたりしておりますし、今、高齢者のところに視点を向けていただいておりますけれども、先ほどちょっと話になりました重度心身の方とかも、寝たきりの方もおられますし、そういう点も含めまして、今後よその状況とかも調べた上で考えていきたいと思っています。

古賀和仁委員

ぜひ、高齢化を迎えて、年齢が上がるほど障害率っていうか、介護率が上がってきますから、90歳を超えると6割とかと言われていきますから、当然、寝たきりはかなりふえてきますので。

施設のキャパもほとんど厳しいというのが現実で、費用も大変ということで、ぜひ、このことについては、しっかりと支えてやるという気持ちでこの補助をやっていただきたいと、ぜひお願いをしておきます。

成富牧男委員

14ページの3款、2項、1目、1節の報酬424万6,000円、相談員報酬。これは、家庭児童相談員の報酬も入っていましたよね。

今いろいろ、もう全国的に児童虐待の話とか私たちも、また改めてこういう児童相談員を初め、さまざまな相談員さんとか専門家の皆さん、その人たちの果たす役割は大きいと思うんですけど、かなり、家庭児童相談室っていうんですかね。

これって結構、古典的と言うといかんけど、かなり昔からある組織であるけど、生かし方次第では非常に今の時代に生きてくると思うんですね。

私が知りたいのは、鳥栖市の中で、家庭児童相談室が今どういう役割を果たしてあるのか、そして、またここだけ、単独でいくわけじゃないわけですから、いろいろ役所の中の資源、資源とかよく言いますが、そういう資源なんかとのネットワークとか、そういうネットワークも含めて、庁内ネットワーク、それから庁外とのネットワークとか、そういうのが、今どういうふうになされているのか。

そして、あわせて今回のこういう事件が起きたところで、この家庭児童相談室の果たす役割をどういうふうに考えてあるのか。

現状、それから、今後こういうふうにやっていきたいみたいな、やるべきじゃないかみたいなのがあったらお願いします。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

家庭児童相談員は、現在2名配置しております。

非常に相談件数がふえてきておりまして、また内容的にも結構複雑化しております。

例えば、児童虐待ということだけではなくて、そこには、やっぱり背景には経済的な貧困があったり、ひとり親家庭であったり、養育能力がない、あるいは保護者がちょっと精神的な障害を抱えてあったり。非常に内容が複雑化しております。

家庭児童相談室だけに相談が寄せられるわけではなくて、例えば保健センター、あるいは学校のほう、いろんなところに相談が寄せられますので、まずはその辺のネットワークをきっちりしようというところで、市全体のいろんな関係機関で要保護児童地域協議会をつくっております。

その中の、特に実動部隊になるような、例えば家庭児童相談員、それからスクールソーシャルワーカー、保健センターの保健師等もですけれども、そういうところが集まって、月に1回の実務者会議を開いておりまして、いろんな問題について協議を行っております。

そういうことで、何か事が起こったときに連携がとりやすくなったなという気がいたします。

これは、平成28年から実務者会議をするようになったんですけれども、なかなか市役所の中だとまだいいんですけれども、やっぱり県の機関、児相であったり保健所であったり、いろんな機関とのやりとりが、今まではなかなかできづかったんですけれども、この実務者

会議を開いたおかげで、すんなり、もう会議で顔見知りになっているので、お尋ねしたいことであつたり相談したいことであつたりができるようになったなと感じております。

ただ、やっぱり非常に気になるケースが多いので、その実務者会議の中で、こういった見守りをしていこうとかどういった機関がそこにアプローチをかけたほうがいいとか、そういうのは協議しながら、またその経過も話し合いながらやっている状況でございます。

よその自治体では、本当に悲惨な事件が起こって報道されておりますけれども、それは本当に対岸の火事ではないなあという気がいたします。

その芽になるような御家庭が、もうやっぱり鳥栖市の中にも、将来的にこのままほっておいたら、ああいう悲惨なことになりかねないなという家庭環境もありますので、そこはもう本当に情報が入った時点で極力訪問をするようにしております。

それは、家庭児童相談員もそうですし、学校のスクールソーシャルワーカーさんとか、よく県の児相もうちの部においでいただいて、担当者の方が。よく来ていただいて、いろんな話をしておりますので、その辺の連携を密にとりながら、一つ一つのケースについて一番いい対応っていうのをやっていくしか方法はないのかなと。できるだけ早いうちに対応するというのが大事かと考えております。

成富牧男委員

少しわかりました。

本当、大変だと思います。役所は一生懸命やっとしても、結局、何かあったらね、役所はなんしょったかとか言われる場合もあります。それこそ、体を張らんといかんときもありますよね。

大変だと思いますけれども、ぜひ、ただ1人で頑張らんで、今言われたように、いろんなネットワークでそこそこの得意なところを1つにして、事に当たっていただききたいと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後 4 時13分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooo

午後 4 時23分開議

oooooooooooooooooooooooooooooooo

中川原豊志委員長

再開します。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

- 議案甲第 5 号 鳥栖市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例
- 議案甲第10号 鳥栖市休日救急医療センター設置条例の一部を改正する条例
- 議案甲第21号 鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例
- 議案甲第23号 鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例
- 議案甲第24号 鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例
- 議案甲第25号 鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例
- 議案甲第26号 鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第 5 号及び10号、21号、23号、24号、25号及び26号、これは、消費税法の一部改正に伴う議案でございますので、7 議案を一括議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

詫間聡健康福祉みらい部長

それでは、議案甲第 5 号、議案甲第10号、議案甲第21号、議案甲第23号、議案甲第24号、議案甲第25号及び議案甲第26号、以上 7 議案につきましては、平成31年10月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げることにより、改正を行うものでございます。

それでは、詳細につきましては、各課長から順次説明いたしますので、よろしく願いいたします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

議案甲第 5 号 鳥栖市老人センター設置条例の一部を改正する条例案でございます。

資料は、条例案等参考資料の14ページでございます。

改正の理由といたしましては、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が合わせて10%に引き上げられることから、使用料を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、表につけていますとおりでございます。

施行日は、消費税の引き上げられる平成31年10月1日ということで、次の15ページに新旧対照表をおつけてしているところでございます。

以上、説明を終わります。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

議案甲第10号 鳥栖市休日救急医療センター設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

条例案等参考資料の29ページをお願いいたします。

鳥栖市休日救急医療センターにおいて発行する診断書及び証明書の交付にかかる手数料を改正するもので、現在、手数料の上限を5,400円にしておりますが、税率の引き上げに伴い、5,500円に改正するものでございます。

30ページに新旧対照表を載せておりますので御参照ください。

以上でございます。

松隈義和文化芸術振興課長

続きまして、52ページをお願いいたします。

議案甲第21号 鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例でございます。

改正の理由は、消費税及び地方消費税率改正に伴い、市民文化会館の使用料の改正でございます。

内容といたしましては、大ホール、小ホール、大ホール諸室、小ホール諸室、冷暖房の使用料を改正するものでございます。

詳しくは、53ページから56ページまでの新旧対照表を御参照ください。

施行日は、平成31年10月1日でございます。

次に、59ページをお願いいたします。

議案甲第23号 鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例でございます。

これも、改正の理由は、消費税の改正に伴い、使用料を改正するものでございます。

内容といたしましては、ホール、諸室、冷暖房の使用料を改正するものでございまして、詳しくは、60ページから62ページまでの新旧対照表を御参照ください。

施行日は、平成31年10月1日です。

次に、63ページをお願いいたします。

議案甲第24号 鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例でございます。

これも消費税の改正に伴う使用料の改正でございます。

内容といたしましては、広場使用料を改正するもので、詳しくは、64ページの新旧対照表を御参照ください。

施行日は、平成31年10月1日でございます。

以上でございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

次の65ページをお願いいたします。

議案甲第25号 鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

消費税の税率改正に伴いまして、体育施設の使用料を改正するものでございます。

市民体育館から陸上競技場までの11施設の使用料を改正するものでございます。

詳細につきましては、66ページ以降に新旧対照表をおつけしておりますので、御参照いただきたいと思ひます。

施行日につきましては、平成31年10月1日でございます。

続きまして、76ページをお願いいたします。

議案甲第26号 鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件につきましても、消費税の改正に伴いまして、鳥栖スタジアム条例の一部を改正するものでございまして、グラウンド使用料ほか北部グラウンド使用料等を改正するものでございます。

新旧対照表を77ページにおつけいたしております。

以上、簡単ではございますけれども、消費税関連の甲議案の説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。

今から質疑を行います。

どなたかございますか。

成富牧男委員

ちょっと初歩的なことをお尋ねしますけど、他の団体では、必ずしも市が、この3月議会で条例改正をやってないところもあると思いますが、これ、それはそれで、例えば6月でもよかったのか、特別、もう簡単な初歩的な質問です。

それが1つと、それからまた、基本的な、消費税の公共料金っちゅうか、いわゆる手数料と使用料とありますよね。その使用料についてと手数料については、何か考え方の違いがあるのか。

前回でしたか、すいませんね、ちょっとあやふやですから。

前回のときに、鳥栖の市議会の中でも話になったのが、転嫁せんならせんでもいいんじゃないかっちゃんような話もあったと思いますが、そういうのはなかったですか。なかったならなかったでいいですけど。

最初の方だけでも答えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

3月議会に提案する理由といたしましては、昨年の10月15日に消費税率が10%に引き上げる旨を政府から発表がなされております。

軽減税率の検討、ガイドラインの公表など、増税に向けた動きの本格化を受けまして、本市といたしましても周知期間が必要だという部分も含めまして、今3月議会に提案をさせていただいているというところでございます。

ちなみに、佐賀県におかれましても、今議会で提案をされるというふうに伺っているところでございます。(発言する者あり)

手数料と使用料の考え方については、はっきりしたことは申し上げられませんが、基本的には、使用料等は何らかの対価ということですので、対価について消費税が加算されるという部分ですので、その考え方で統一しているものではないかというふうに推測いたします。

以上でございます。

成富牧男委員

私も、採決のときまでに勉強します。いいです。

牧瀬昭子委員

消費税が全体のを上げることによって、市全体でアップされる消費税の金額って全体で幾らぐらいになるんですか。

中川原豊志委員長

例えば、ちょっと前後するかもしれませんが、先ほどの当初予算の中で、使用料とかいろいろ上がっていた部分もございましたよね。

それは、この条例案の手数料の変更に伴うところも含んだ予算計上になっているのかっていうのは、どなたか、ちょっと代表してお答えできますか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

まず、今回条例改正して消費税のアップでどれくらいふえるのかっていうのは、詳細には難しいんですけども、ちなみに体育施設関係で申し上げますと、平成29年度の体育施設の決算を、単純に8%を割って10%を掛けるといたしますと、約44万円の使用料の増にはなります。

当然、10月からですので、半分の20万円程度が消費税、2,400万円のうちの20万円程度が増というふうになります。

それで、委員長から御質問がございました当初予算等では、使用料等について消費税を上がったところでの見込みも含めたところで当初予算では反映しているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

〔発言する者なし〕

じゃあ、私から、もう一点だけよかですか。

今、いろいろ説明を受けたんですけれども、詳細、ちょっと詳しく見ていないんで、何とも言えないんですけれども、8%から10%になることによって、言い方は悪いですけど、乗値上げ的な要素が入っていることないですよっていうのが1つ。

例えば、実際8%で今まで使っていたのが、10%になることによって2%以上に料金等、使用料と上がることっていうのもあるかもしれないと思うんですね。

例えば、100円のやつだったら、今まで108円だったんで10円未満切り捨てとって100円にしまったと。でも、10%になることで110円になるんで、100円のところが110円になりますよと、10円未満切り捨てしないで上に上がるんで。

そういうものっていうのが、今説明があった各担当課の中で幾つかあるのかなと。

その辺のところを、きちんと説明ができるようにされているのかなというのをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

詫間聡健康福祉みらい部長

今回の消費税関連での条例改正でございますけれども、具体的に14ページの中の老人福祉センター設置条例の改正の内容のところの表でございますけれども、使用料が現行の8%、それと前回の5%、改正後の10%ということで列記したところでの説明となっております。

現行で8%ということでございますけれども、前回の5%を基本としましたところでの10%という算定を行っております。

そういった中で、体育施設の中とか文化施設の中で、委員長言われるように、100円のところが110円といった事例等もあるんですが——具体的に探すことができないんですけれども、そういったところがありますけれども。

そういった、現行の8%の税制の中で5%に振りかえたところでの10%にやるというのは、周知徹底できるような、説明ができるようなことをやっていきたいと思っておるところでございます。

あと、便乗値上げについては、今回の条例改正については行っていないところでございま

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。

議案甲第6号 鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

次に、議案甲第 6 号 鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

議案甲第6号 鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明いたします。

資料の16ページをお願いいたします。

改正の理由といたしましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴うものでございます。

法律の中に、災害援護資金の貸付利率、年３％という表記がありましたものが、年３％以内で条例の定める率というふうに改正がなされております。このことから、条例を改正するものでございます。

また、法律の改正に伴い、同法の施行令の一部改正もありまして、災害援護資金の貸し付けについて、保証人の要否、要る要らないという部分について、市町村の条例で定めることが適切であるという国の考え方、あとは、今までは償還方法が年払い、もしくは半年払いだったものが、月払いも可能になったという部分が大きなものでございます。

改正の内容といたしまして、被災された市民の経済的な負担を軽減するため、災害援護資金の貸付利率を、保証人を立てる場合には無利子、保証人を立てない場合については、１％というふうに改正をさせていただきたいと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、償還方法につきましては、施行令の中で月払いも可能となっておりますので、その部分を追加させていただいております。

施行日につきましては、4月1日を予定しているところでございます。

新旧対照表につきましては、17ページを御参照ください。

以上でございます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

質疑を行います。

どなたかございますか。

成富牧男委員

すいません、ちょっと単純な質問ですけど、保証人を立てる場合と立てない場合っていうふうに必ず分けないかとですか。保証人が、なかなか災害とかでは見つからない場合もあると思うんです。そうじゃなくても、見つからない場合って結構あるんですよね。市営住宅なんかに代表されるように。

それから、ここの担当であれば、いろいろ社会福祉協議会の貸付金なんかもそうですね。この場合ですけど、この場合は必ず分けにゃいかんとですか。保証人を立てない場合と。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

分ける必要性というのはございませんが、一応保証人の要る、要らないの部分につきましては、市町村が判断しなさいということで施行令のほうになっております。

県内他市の状況を見ましても、保証人ありの場合は無利子にして、保証人なしの場合は1%というところで、多かったというところもありますし、保証人がいる方いない方という判断のところで、今まで3%だった分という部分が、3%以内ということになっておりますので、そこを極力災害を受けた方ですので、負担を少なくしたいということもあって1%というふうにさせていただいております。

成富牧男委員

今の説明はわかりましたが、今のところ県内でも、大体全部、総じてそういうことですか。それは県内の一応調査、市町の調査っちゃうこと。（「そうです」と呼ぶ者あり）

わかりました。了解です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

体力測定室には、その体力測定を行うための器具が幾つかございまして、それは現在も保健センターの事業として使っている器具もございまして、もう既に耐用年数を過ぎているものとか、あとメンテナンスが必要ないものとかで、まだ有効利用ができるものについては、スポーツ振興課の多目的ホールのトレーニングルームのほうに移管をさせていただいております。

それで、体力測定室につきましては、トレーニングルームの隣に、このお部屋よりもちょっと狭いくらいのお部屋なんですけれども、ございまして、それは今、健康診査等を行うときに1階だけでは部屋が足りませんので、そのときに診察であるとか心電図検査とか眼底検査を行う部屋として利用したいと考えております。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

いいですか。

では、質疑を終わります。（「最後、質問ば」と呼ぶ者あり）

一旦、終わったばってんが。（「委員長」と呼ぶ者あり）

何でしょうか。（「質問させてください」と呼ぶ者あり）

もう質疑は終わりましたが。（「議案に関しない話で、お許しいただきたいんですけど」と呼ぶ者あり）

許しましょう。

樋口伸一郎委員

すいません、ありがとうございます。

古賀次長に、さっきの件で、ちょっと教えていただきたいんですけど、見込みでいいんですけど、20万円ぐらいでしたかね。

というのが、消費税が10%の中身に、消費税と地方消費税分があるじゃないですか、実質税収になるところですかね。

その部分の、今度10%になったら多分2.2%ぐらいになる予定なんですけど、その部分の金額が20万円っちゃうことで、今御答弁されたのか。消費税が単純に、もう全部含まれたもの——消費税等ですね、地方消費税も含まれた分で20万円ぐらいになるっていうところを、消費税全体の考えなんですけど、金額たまたま出てきたんで、ちょっとそこを教えていただければなと。

平成31年 3 月 7 日（木）

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

市 民 環 境 部 長 橋本 有功

市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 佐藤 敦美

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 犬丸 章宏

市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐
兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 天野 昭子

市民協働推進課長補佐兼男女参画国際交流係長 下川 有美

市 民 課 長 村山 一成

市 民 課 整 備 係 長 野中 潤二

市 民 課 長 補 佐 兼 市 民 係 長 熊田 吉孝

国 保 年 金 課 長 古賀 友子

国 保 年 金 課 健 康 保 険 係 長 田中 綾子

国 保 年 金 課 年 金 保 険 係 長 原 隆士

税 務 課 長 青木 博美

税 務 課 管 理 収 納 係 長 豊増 裕規

税 務 課 長 補 佐 兼 市 民 税 係 長 槇 浩喜

税 務 課 長 補 佐 兼 固 定 資 産 税 係 長 豊増 秀文

環 境 対 策 課 長 兼 衛 生 処 理 場 長 佐々木利博

環 境 対 策 課 環 境 対 策 推 進 係 主 査 北 三希子

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係長 横尾 光晴

5 審査日程

市民環境部関係議案審査

議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第2号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案乙第3号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案甲第7号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第9号 平成31年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第10号 平成31年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第1号 鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

議案甲第9号 鳥栖市衛生処理場設置及び使用料条例の一部を改正する条例

議案甲第11号 鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時 1 分開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開会いたします。

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

審査をいたします議案は、補正予算、それから当初予算合わせまして 6 件、それから地方消費税の一部改正に伴う条例改正案が 3 件、それに 1 件の条例改正案となっており、合わせて10件の議案になっております。

それでは、市民環境部の審査を始める前に、部長より御挨拶をいただきたいと思います。

橋本有功市民環境部長

おはようございます。

今議会におけます、市民環境部関係の議案といたしましては、ただいま委員長のほうから御紹介いただきましたとおり、甲議案 4 件、乙議案 6 件の合計10件の議案を御提案いたしております。

まず、議案乙第 1 号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、市民環境部関係につきましては、歳入 4 億888万5,000円の増額、歳出2,606万8,000円の減額となっております。

補正後の総額は、歳入が136億1,977万8,000円。

歳出が32億1,540万2,000円となりまして、補正後の一般会計予算総額264億9,381万5,000円のうち、市民環境部関係歳出予算の占める割合は、12.1%となっております。

次に、議案乙第 2 号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入、歳出とも8,680万4,000円の減額であり、補正後の予算総額は78億8,111万9,000円となっております。

次に、議案乙第 3 号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入、歳出とも1,119万6,000円の減額であり、補正後の予算総額は 8 億7,035万5,000円となっております。

次に、議案乙第 8 号 平成31年度鳥栖市一般会計予算のうち、市民環境部関係分につきましては、歳入134億4,914万2,000円、歳出29億9,908万3,000円となっております。

一般会計予算総額238億1,299万2,000円に占めます市民環境部関係歳出予算の割合は、12.6%となっております。

次に、議案乙第 9 号 平成31年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入、歳出とも78億9,621万円となっており、前年度比3.1%の増となっております。

款 1 市税、項 1 市民税、目 1 個人、節 1 現年度課税分につきましては、修正申告等における税収見込み増による額を補正いたしております。

次に、目 2 法人、節 1 現年課税分につきましては、12月現在の調定と、今後の申告による増収を見込み補正いたしております。

次に、項 2 固定資産税、目 1 固定資産税、節 1 現年課税分につきましては、調定見込みにより、土地、家屋、償却資産ともに増額補正をいたしております。

項 3 軽自動車税、目 1 軽自動車税につきましては、調定見込み増による補正でございます。

項 4 市たばこ税、目 1 市たばこ税、節 1 現年課税分につきましては、調定見込み減による減額補正でございます。

3 ページをお願いします。

項 5 都市計画税、目 1 都市計画税、節 1 現年課税分につきましては、調定見込みによる補正でございます。

なお、市民税の個人固定資産税、並びに都市計画税の節 2 滞納繰越分につきましては、それぞれ徴収見込み減による額を減額補正いたしております。

滞納繰越分につきましては、前年度の決算見込みから予算を計上しておりますが、滞納繰越分の調定額は、平成28年度末で約 4 億5,500万円、平成29年度末で約 4 億900万円、平成30年度は 1 月末で約 3 億5,000万円と年々減少していることから、収入額も減少しているものがございます。

以上でございます。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続いて、款14使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 総務使用料、節 1 総務管理使用料につきましては、まちづくり推進センター使用料の収入見込みによる補正でございます。

以上です。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

同じく、目 3 衛生使用料、節 2 環境衛生使用料につきましては、鳥栖市斎場の市外住民の利用の増加による見込みでございます。

以上です。

青木博美税務課長

款14使用料及び手数料、項 2 手数料、目 1 総務手数料、節 2 徴税手数料につきましては、納税、所得証明手数料見込みにより、増額補正いたしております。

以上でございます。

村山一成市民課長

節3 戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明手数料や住民票証明手数料の収入見込みによる補正でございます。

以上でございます。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

4 ページをお願いします。

目2 衛生手数料、節3 清掃手数料のうち、ごみ処理手数料につきましては、指定ごみ袋の販売収入、廃棄物処理依頼手数料につきましては、一般家庭の臨時収集等の増加に伴う収入で、決算見込みによる補正でございます。

村山一成市民課長

款15 国庫支出金、項3 委託金、目1 総務費委託金、節2 戸籍住民基本台帳委託金につきましては、在留資格のある外国人の住民異動等の事務に対して交付される委託金の交付額決定により補正するものでございます。

以上でございます。

古賀友子国保年金課長

目2 民生費委託金、節2 国民年金事務取扱費委託金の国民年金事務費交付金につきましては、国民年金関係システム改修に伴う交付金額の確定による減額でございます。

款16 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節1 社会福祉費県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分の4分の3を県が負担いたしますが、県の負担額が確定したことに伴うものでございます。

以上でございます。

青木博美税務課長

項3 委託金、目1 総務費県委託金、節2 徴収費委託金につきましては、県民税徴収委託金の確定に伴う補正を行っているものでございます。

以上でございます。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

次のページ、5 ページをお願いします。

款19 繰入金、項1 基金繰入金、目4 地域環境整備基金繰入金につきましては、決算見込みによる補正でございます。

青木博美税務課長

款19 繰入金、項2 特別会計繰入金、目1 国民健康保険特別会計繰入金、節1 国民健康保険特別会計繰入金につきましては、収納対策経費としての国民健康保険特別会計からの繰入金

を補正しております。

次に、款21諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金、節1延滞金につきましては、徴収見込み増により補正をいたしております。

以上でございます。

古賀友子国保年金課長

資料の6ページをお願いいたします。

項6雑入、県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、後期高齢者のはり・きゅう施術助成事業に係る広域連合からの補助金額の確定、広域連合への派遣職員1人分の人件費相当分の収入見込み及び平成29年度の療養給付費の確定に伴う精算による広域連合からの返還金につきまして、それぞれ補正するものでございます。

以上でございます。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

同じく、平成29年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金につきましては、平成29年度分の組合への負担金が確定したことにより納入済額と確定負担金額の差額分を返還金として受け入れるものでございます。

続いて、鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、同組合への派遣職員の人件費戻入分の決算見込みによる補正でございます。

平成29年度佐賀県東部環境施設組合返還金につきましては、平成29年度分の組合への負担金が確定したことにより、納入済額と確定負担金額との差額分を返還金として受け入れるものでございます。

また、佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、同組合への派遣職員の人件費戻入分の決算見込みによる補正でございます。

以上です。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続いて、歳出について御説明をいたします。

資料の7ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

その主なものといたしまして、節19負担金、補助及び交付金につきましては、市民活動支援補助金の交付決定額が予算額を下回ったことによる減額補正が主なものでございます。

続いて、目11まちづくり推進センター費の主なものといたしましては、節7賃金の減額につきましては、まちづくり推進センター職員の年度途中における退職に伴うものでござい

す。

節11需用費の増額につきましては、まちづくり推進センターの光熱水費に係る補正でございます。

以上でございます。

青木博美税務課長

次に、項2徴税費、目1税務総務費について申し上げます。

節2給料から節4共済費までは育児休業者による来季育児休業者に係る減額及び給与改定等による補正でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

目2賦課徴収費、節7賃金、節9旅費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

節13委託料につきましては、公売物件鑑定委託料の決算見込みによる減額補正でございます。

節14使用料及び賃借料、節19負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

村山一成市民課長

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の節2給料から節4共済費につきましては、育児休業者分の減額及び給与改定による補正でございます。

節9旅費及び節12役務費につきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

古賀友子国保年金課長

資料の9ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員1人分の給与改定に伴う人件費の補正でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、平成30年度療養給付費負担金の見込みによる減額及び後期高齢者のはり・きゅう施術料に対する助成費の決算見込みによるものでございます。

節28繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、県後期高齢者医療広域連合の事務経費などの共通経費に対する負担金等の決算見込み及び後期高齢者医療保険基盤安定

負担金の確定に伴い補正するものでございます。

項4 国民年金事務取扱費の節2 給料から節4 共済費につきましては、国民年金事務に従事する職員3人分の給与改定に伴う人件費の補正でございます。

節7 賃金から節13 委託料につきましては、決算見込みによりそれぞれ補正するものでございます。

以上でございます。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

款4 衛生費、項2 環境衛生費、目1 環境衛生総務費、節13 委託料につきましては、各町区で側溝清掃作業等により発生したしゅんせつ土の処理委託料の決算見込みによる補正でございます。

続きまして、10ページをお願いします。

項3 清掃費、目1 清掃総務費のうち、節2 給与から節4 共済費につきましては、環境対策課職員16名の給与改定による人件費の決算見込みによる補正でございます。

節25 積立金につきましては、利子の決算見込みによる補正でございます。

目2 塵芥処理費のうち、節12 役務費及び節13 委託料につきましては、指定ごみ袋等の販売増加により経費が増加したため、所要の額を補正するものでございます。

節19 負担金、補助及び交付金につきましては、古紙等の回収量に応じて、資源物回収団体に交付する資源回収奨励補助金の決算見込みによる補正でございます。

続きまして、11ページをお願いします。

目3 し尿処理費のうち、節13 委託料につきましては、し尿等下水道投入施設実施計画委託料の決算見込みによる補正でございます。

節19 負担金、補助及び交付金につきましては、下水道事業会計のし尿処理負担金で、所要の額を補正するものでございます。

12ページ、次のページをお願いします。

繰越明許費でございます。

款11 災害復旧費、項2 衛生施設災害復旧費、衛生施設災害復旧事業につきましては、昨年7月の豪雨により、鳥栖市斎場の場内入り口付近ののり面が一部崩落し、9月補正により予算化したものでございますが、復旧工事の施工に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため、繰り越すものでございます。

以上をもちまして、平成30年度一般会計補正予算、市民環境部関係についての御説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

いかがですか。

成富牧男委員

2 ページ、歳入の税の関係ですね。

理由は全部、見込みによりってというのが理由になっておりますけど、どういう意味ですかね。

特別な理由、要因でふえたり減ったりした分はないっていう、そういうのは全部ないと。あえて、決算見込みということは、そういうふうになる理由はあるわけですね。そのところ、あえて理由を述べるまでもないっていう意味で、決算見込みということで説明をされたんですか。

青木博美税務課長

個人市民税、固定資産税、軽自動車税等につきましては、当初予算に対しまして、課税により調定が確定しますので、その分についての補正をいたしております。

法人市民税につきましては、前年度の調定等をもとに予算化をしておりますけれども、経済状況により大きく変化することがございまして、ことしも、ちょっと法人につきましては、大きな補正を上げさせていただいております。

加えて、これが12月時点ですけれども、3月までにまた大きな法人の申告等ありますので、その辺の予測を加味しながら補正をさせていただいております。

ですから、これにつきましては、その年によって大きな補正が出てくる場合もあります。

また、今回たばこ税につきましては、主な理由としましては、加熱式たばこの普及により、どうしても税収が落ち込んでおりますので、その辺を加味したところでの補正とさせていただいております。

成富牧男委員

だから、最後のやつも結構大きいですね、8,300万円かな。

だから、決算見込みが減るけんマイナスにしとるのは、もう言われんでっちゃわかるわけですよ、これで。

だから、今言われたような理由は、せめて最初の説明の中で、金額も大きいし、言われるべきじゃないかっていうことですね。

そして、ちょっと今の説明の中で確認ですけど、個人市民税の分かな。一番上ですね。これって、補正、その前の補正はいつされたっちゃうことですかね、さっきの説明で言うと。

青木博美税務課長

12月に、7,300万円の増額補正をいたしております。

成富牧男委員

わかりました。

とりあえず、また幾つか、後で質問させていただきます。

中川原豊志委員長

ほか、御質問ございますか。

牧瀬昭子委員

すいません、ちょっと基本的なことを教えてください。

3 ページの、款14使用料及び手数料の節 3 の分なんですけど、戸籍住民基本台帳手数料で、この計算が、どうやったらこの補正後の予算額になるのかがわからないんですけれども。

1億9,327万7,000円から63万円を引いたら526万3,000円になるっていうのが、ちょっとわからないのですが。

村山一成市民課長

御説明いたします。

第3 戸籍住民基本台帳手数料につきましては、補正前の額、当初予算で計上いたしました額が、戸籍証明手数料につきましては805万2,000円、住民票証明手数料につきましては1,078万8,000円でございます。それが補正前の予算額になります。

今回の3月補正で、戸籍及び住民票の補正を63万円させていただいて……

すいません。

資料のほうが間違っておりますので、おわびして訂正をさせていただきます。

中川原豊志委員長

ちょっと休憩しましょうか。

午前10時27分休憩

~~~~~

午前10時30分開議

中川原豊志委員長

再開します。

**村山一成市民課長**

まず、項3戸籍住民基本台帳手数料の補正前の予算額でございますが、当初予算で戸籍証明手数料が805万2,000円、住民票証明手数料が1,078万8,000円、そのほかに諸証明手数料が48万7,000円ございます。

その合計が1,932万7,000円でございます。

今回、補正をお願いしております戸籍証明と住民票証明の合計額63万円でございますので、補正後の予算額は合計1,995万7,000円となります。

こちらの資料のほうが間違っておりましたので、おわびして訂正をさせていただきます。

以上でございます。

**中川原豊志委員長**

よろしいですか。

ほか、御質問。

**樋口伸一郎委員**

歳入からお願いします。

3ページの目1都市計画税の節2滞納繰越分で、年々減少傾向による調定見込みによる減額補正という説明やったですけど、まず、ここの年々減少している理由っていうのを、わかる範囲でお答えをお願いします。

**中川原豊志委員長**

これは、都市計画税のみに限ってでいいですか、それとも。

**青木博美税務課長**

滞納繰越分が減少している理由としましては、まず平成26年度に滞納整理システムを導入して、作業の効率化とかを上げまして、いろんな差し押さえ等を進めて滞納繰越金の徴収に取り組んでおります。ですから、それによりまして年々減少傾向にはございます。

それによって、当然、どうしても現年課税分につきまして滞納繰越分というのは、もともととりにくい方のものなので、徴収率としてはなかなか上がりませんけれども、それでも少しずつ減少には転じております。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

頑張られたということで解釈をさせていただいて、2ページに戻って、市税がこの2ページ全部、滞納繰越分ということで、おおむね入っているんですけど、ここに関しても、この減額補正における分は、同じ考え方で減額しているっていう考え方でもいいんですか。

これ、ちょっと教えていただきたい部分なんです、減額についてですけど。

**青木博美税務課長**

ある程度、滞納繰越金の徴収につきましては、目標を高く掲げておりますが、どうしてもやはり、実際に徴収できた分との差額ということで減額補正をいたしております。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

それを踏まえてですけど、目2の法人と軽自動車税ですね。市民税の法人と軽自動車税は、増額になっているんですけど、これは、それにもかかわらず増額になったということですかね。

原因等、何かあればっていうところなんですけど。

**青木博美税務課長**

プラスになったということに対しての特別な理由というのはございません。

徴収の努力をした結果、徴収できた分ということでございます。

**樋口伸一郎委員**

その件については終わります、歳入は。

歳出で、ちょっとまた教えていただきたい分が2点ぐらいあって、8ページをお願いします。

項2、目2の節13委託料の説明の中で、公売物件鑑定委託料みたいな感じの御説明あったかと思うんですけど、これを、もう少し詳しく教えていただければと思うんですけど、公売物件とは何かみたいな感じですね。

場所とか、その物件がわかればと思ったんですけど。

あと、鑑定内容といいますか、どういった鑑定を委託されているのかというところ。

2点お願いします。

**青木博美税務課長**

公売物件鑑定委託料は、差し押さえ等により公売をかけるときに、その物件を鑑定していただくものですが、今年度公売にかけた実績はございませんので、その分で使わなかったということでの減額です。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございました。

ページ飛びます、10ページをお願いします。

一番下ですけど、節19負担金、補助及び交付金なんですけど、資源回収奨励金とおっしゃったですか。それでいいですね。

それで、この減額補正の理由がわかれば教えてほしいんですけど。例えば、資源回収奨励

金を出すところが減ったとか、例えば、申請自体がおくれたとか、何らかのその理由等があればなんですけど、自然の流れであれば、もうそれでいいなんですけど。

**佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

資源回収奨励補助金についてですけれども、団体数としては93団体ということで変わりございませんけれども、やはり回収する量というのが減ってきておりまして、それによって減額となっております。

以上です。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございました。

ページ飛びます、12ページまでいっていいですか。

12ページの繰越明許費についてですけど、説明では昨年7月の豪雨によるのり面崩壊というところで、不測の日数が生じたというところだったんですけど。

時期的には、半年っっちゃうか結構長い時間あって、現地視察も委員会の流れの中でさせていただいて、何か範囲としては、ぱっと見たイメージが、すごく日数がかかるようにも見えなかったっていうのは——ちょっと素人目線になるかもしれないですけど。

この不測の日数が生じたっていうところの中身っていうか、より詳細な部分を教えていただければと思いますが、よろしくお願いします。

**佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

繰越明許の災害復旧費のほうですけれども、市内で災害が多かったために、どうしても入札がうまくできなかつたと、早急にできなかつたということで、どうしてもおくらせてしまったということで、最終的に年度内に終わる日程に入らなかつたと、できそうにないという形になります。

**樋口伸一郎委員**

この件に関して、ちょっともう一回続きなんですけど、入札に関してが、例えば箇所数が多かったんで業者さんが足りなかつたとか、順番的にここは使用頻度がほかのところに比べると、ちょっと少ないから後回しにしたとかいろいろあるかと思うんですけど、その入札の件に関してはどういう状況やったんですか。

**佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

最初に、12月に入札をかけたんですけれども、全社辞退という形になりましたもんですから、どうしても入札自体が成立しなかつたということで、翌1月に再度、入札をかけて事業が始まったという形になっております。

**樋口伸一郎委員**

すいません、また続きますけど、その入札自体がちょっとうまくいかなかった部分は、ここだけに限らずというところですか。

それとも、ここだけが何か要因があつて、ちょっと内容が難しいとかがあつて辞退されたというか、ここだけがうまくいかなかったのか。そこはどうですか。

#### **佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

どうしても、ほかの現場が多かったということで、できるかできないかというところがあったみたいで、ちょっと最終的な確認はできておりませんが、そういうことで聞いております。

#### **中川原豊志委員長**

ほかに御質問は。

#### **成富牧男委員**

今、繰越明許のほうを言われたので、そっちから先に言いたいと思います。

この内容じゃないんですけど、私は、最後のところ、こののり面崩壊のところ、大体1週間に1回以上は行ったり来たりしているんですけど、前から気になっているのが、私たちが行ったときにはブルーシートかぶってたんですよね、全部。現地視察したときには。

ところが、今はもう……、あれ、いつからかいな、大分なるよね。

何カ月かブルーシートをめくって、多分何かいろいろ見積もりとかされたときの状況なんでしょうけど、もうかぶせられるのかなと思ったら、まだブルーシートをめくったまま、幸い土は道路っちゅうか、流れてきてないからいいんですけど。あれって、そんなに手間がかかるやつじゃないでしょう。

上にちょっとまくったようにしとるやつをずっとおろせばいいのに、何でむき出しのまましてあるのかを、ちょっと。

私、もうすぐされるとやろうって思ってたけど、なかなか、多分今のように繰越明許になったらなおさらですよね。繰越明許にした時点で、もうこれしょうかって思った時点は、もうちょっと先でしょう、今やないわけだから。

その時点でもう元の状態に戻しとくべき、今からでも早くしとくべき、もう、いや、これが終わったらかかりますよっちゅうならよかけど、どうですか。

手間かからんでしょう、あれ。

#### **佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

近日中に工事に入るといふことで言われていましたものですから、そのままになっております。

シートをかけること自体は簡単にできるかと思います。

#### 成富牧男委員

それでね、近日中っていうのと、この繰越明許っちゅうたら、来年度に回すっちゅうことやろう。

近日中って。早くかぶせとかんね。

それだけ、いいでしょうか。

どげん、そこの繰越明許にしておくことと近日中に工事するっちゅう話と合わせて。

#### 橋本有功市民環境部長

おくれた理由は、先ほど御説明申し上げましたように、業者のほうが工事件数が多くてなかなか決まらなかったということでございます。

それで、既に業者決まっております、近日中にもう工事に入ると。早ければ3月中に終わらせたいんですけれども、なかなかそれも見込みがつかいませんものですから、早めに終わらせるということについてはそういう指導を行いたいと思っております。

しかしながら、年度を越して完了ということも想定されますので、もちろん早い時期には、終わらせることを念頭に、これが繰り越してもいいような形をとらせていただきたいと思っております。

#### 成富牧男委員

繰り越すは、もうそれはね、繰り越すなっていうことを中心に言っているわけやないんですよ。

あの状況が去年からずっと、視察したときにはおりとったとかな。

そのあと、多分業者さんと打ち合わせか何かでめくれて、めくった状態がずっと、そして、最近結構雨がね、雨量が多いときもあるやん。

そういうことがなかごと工事をしよっちゃろうけん、あのまんまやったら、何となく不安よね。多分、あそこの施設で働いている方も気になっていると思うんですよ。皆さんが気持ちよくあそこをね、斎場に御家族の方とか行かれるようにせやん。

だから、要は万が一、まただだって流れてきたらいかんやんっちゅう話ですよ。

だから、業者さんが決まっておるのであれば、そのところを打ち合わせをして、きょうのきょうとかじゃないですけど、またあしたぐらいに、私、あそこ通りますので、ぜひ善処していただきたいと思います。

ちょっと答えをください。

#### 佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

御指摘のとおり、早急に業者と話し合っ、対応をとっていきたいと思います。

以上です。



**成富牧男委員**

ありがとうございます。

５ページの下から２番目、款21の諸収入、延滞金加算金及び過料、目１の延滞金。

これ、確認だけですけれども、３月補正で900万円、今回上げているわけですね。

これ、前回の補正はいつだったかっていう、単純な質問です。

**青木博美税務課長**

今年度分につきましては、今回が１回目、１回目というか今回だけです、補正を上げておりますのは。

**成富牧男委員**

全体の予算から見ると、たかが900万円って思われるかもしれませんが、こういう……、その前に聞かんといかんですね、今の時期にしか補正できないんですか、900万円。

900万円じゃない金額は補正できない、例えば、400万円とかそんな感じで、もう12月とかにできないんですか。

いつ把握できた金額ですか、この900万円というのは。

**青木博美税務課長**

延滞金等につきましては、当然、年間通して徴収をしておりますので、もう少額であれば、その都度、例えば100万円単位でということも可能ではありますが、これにつきましては、例年こういった形で、年度末に補正を上げさせていただいております。

**成富牧男委員**

ぜひ、検討していただきたいなというふうに思い、把握できる歳入についてはなるべく早めに歳入して——いつも言っていますね、これ、私。９月とか12月とか、できるだけ早めに、手間がかかるけん、最後にまとめてじゃなくてですよ、その都度。

900万円っちゅうてもこういう金額が、これは、たまたまそちらの担当の部分ですけど、全庁的に見れば、かなりの金額になるわけですからね。３月になってからはもう使えんやないですか、ほかの仕事に。

これが、もし９月補正か何かでやってれば——例えですからね、１つたまたま出てきとるもんやから。

そういうのを全庁的に考えたら、それは相当な、何千万円とか何億円とかいう金額になるかもしれんし。

そういうところを考えてから仕事をしていただきたいと思いますが、検討をしていただけますか、今後。

**青木博美税務課長**

今後、検討させていただきます。

**成富牧男委員**

特に、差し支えなければ、ぜひそういうふうにしていきたいというふうに思います。  
終わります。

**藤田昌隆委員**

ちょっと教えてほしいんですが、指定ごみ袋についてなんですが、款4衛生費、項3清掃費、目2塵芥処理費、役務費で1,277万1,000円、これが指定ごみ袋の販売手数料。それから、節13委託料で、3億1,471万1,000円、これが指定袋配送等委託料で支出をされていますよね。

それで、歳入の中に、4ページの中で、款14使用料及び手数料、項2手数料、目2衛生手数料、節3清掃手数料、これ、1億2,685万6,000円、ごみ処理手数料、廃棄物処理依頼手数料、これじゃないですか、ごみ袋の販売収入というのは、これは関係ないですか。

**佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

ごみ処理手数料の中にごみ袋の販売額が入っております。

**藤田昌隆委員**

それは、幾らですか。ごみ袋の販売金額。

私が言いたいのが、ごみ袋を配送するのに3億1,400万円。それから、販売してもらうのに1,277万1,000円。この大きな金額を使っているんですよね。

はいじゃあ、そのごみ袋自体の売上金額がこれに見合うものか、そこを知りたいわけです。

**中川原豊志委員長**

時間かかりますか。

**藤田昌隆委員**

いや、3億円くらい売り上げがあればいいですよ、そうしたら、ちょうどチャラですから。

**佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

すいません、先ほどの塵芥処理の委託料3億1,462万2,000円の中には、塵芥処理収集運搬委託料等、資源物回収指導業務委託料など、ほかの業務も入っておりますので、これが全てごみ袋の配送だけであるということではございません。（「だと思いますよ。だから……」と呼ぶ者あり）

**藤田昌隆委員**

ごみ袋として幾ら販売金額があって、一緒になっていると言われますけど、大体配送に幾らかかって、手数料幾ら払ってやっているのか。

それとあと、別収入で、ごみ袋には、メーカーの協賛っちゃうか、広告費も入れるようにしていましたよね。そこ、今減っているのか、ふえているのか。ちょっと、ここ数年、感覚







じゃあ、このまま行きます。

務に従事する職員 7 人分の給与改定に伴う人件費の補正でございます。

節 9 旅費から節 13 委託料までは、それぞれ決算見込みによる補正でございます。

目 2 連合会負担金につきましては、国保連合会への負担金の確定に伴う補正でございます。

目 3 医療費適正化特別対策事業費につきましても、それぞれ決算見込みにより補正するものでございます。

5 ページをお願いいたします。

項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費の節 4 共済費、節 9 旅費につきましては、決算見込みにより、補正するものでございます。

節 28 繰出金につきましては、国保税の収納等に係る経費は、県の特別交付金のうち、県繰入金 2 号分の対象経費とされておりますので、決算見込みにより、一般会計に繰り出すものでございます。

項 3 運営協議会費につきましては、鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の報酬などを、決算見込みにより、それぞれ補正するものでございます。

次に、款 2 保険給付費につきましては、項 1 療養諸費、目 2 退職被保険者等療養給付費から、6 ページの項 2 高額療養費、目 2 退職被保険者等高額療養費まで、それぞれの支出見込みにより、補正をするものでございます。

資料の 7 ページをお願いいたします。

款 5 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費の節 13 委託料につきましては、特定健診にかかる費用が不足する見込みであることから、増額補正をお願いいたしております。

項 2 保健事業費、目 3 健康推進事業費、節 28 繰出金につきましては、健康増進課等で行う各種健康推進事業に係る経費は、県の特別交付金のうち県繰入金 2 号分の対象経費とされておりますので、決算見込みにより、一般会計へ繰り出すものでございます。

資料の 9 ページをお願いいたします。

平成 30 年度国保特別会計決算見込みについて説明申し上げます。

平成 30 年度の国民健康保険特別会計につきましては、平成 31 年 2 月現在で、歳入合計を 78 億 2,068 万 7,000 円、歳出合計を 77 億 7,473 万 6,000 円と見込んでおりまして、歳入から歳出を差し引きまして、4,595 万 1,000 円の黒字になると見込んでおります。

また、国保の制度改正に伴いまして、平成 30 年度から保険給付費のうち、療養諸費、高額療養費及び移送費は、その全額が国からの普通交付金で賄われることになっております。

現時点におきまして、療養諸費、高額療養費及び移送費の合計額を 53 億円と見込んでおりまして、この表の青地の部分でございますけれども、県からの普通交付金額も同額と見込んでおります。

ただ、療養諸費、高額療養費及び移送費の合計額が53億円を下回ることになれば、普通交付金額と療養諸費、高額療養費などの合計の額の差は繰越金となりまして、先ほど説明いたしました4,595万1,000円にプラスされることになります。

この療養諸費、高額療養費等の合計額と普通交付金額を下回った場合の差額につきましては、翌年度、県に返還することになります。

説明は以上でございます。

#### **中川原豊志委員長**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

#### **成富牧男委員**

今の、最後の表、説明ですね。

9 ページ、平成30年度国民健康保険特別会計決算見込み、結論的に言うと黒字になったってということですよね。

何が変わって、当然、基本とんとんで、歳入、歳出、当初見ておられると思いますけど、要因っていうか、さっき説明の中に入っとるかもしれんけど、そこのところを教えてください。

#### **古賀友子国保年金課長**

平成30年度の決算見込み額が黒字になるという主な要因といたしましては、県特別交付金が当初の見込みよりも増額となる見込みであることで、約2,000万円の増となっております。

あと、一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、子どもの医療助成事業繰入金が、当初の見込みよりも約1,600万円の増となっております。

また、平成29年度分精算による療養給付費交付金の追加交付が支払基金のほうからあっておりまして、その分が400万円ということで、そのようなことが要因となりまして、黒字となる見込みでございます。（「わかりました。わかりましたっていうか、ほとんどわかっくらんけど。一つ一つの内容は、もうちょっと説明を求めたいところやけど、項目的にはわかりました」と呼ぶ者あり）

#### **中川原豊志委員長**

ほか、ございますか。

#### **樋口伸一郎委員**

すいません、7 ページをお願いします。

目1の特定健康診査等事業費の節13委託料ですが、特定健康審査委託料で、説明では特定健診に係る費用の不足見込みということでしたけど、この不足の見込みっていうか増額、減



額いろいろあるんですけど、増額と受診率の関係を教えてください。

増額したら受診率が上がるとか、減額したら受診率が上がるとかいろいろ例を挙げてですね。

もしくは、この補正と受診率の絡みはないとかでもいいので、よろしくお願いします。

#### **古賀友子国保年金課長**

特定健康診査につきましては、鳥栖市が実施しております集団健診と県内医療機関に委託している個別健診というものがございます。

昨年度までの集団健診につきましては、6月、9月、11月に保健センター及び各地区のまちづくりセンターで実施しておりましたけれども、昨年と一昨年には、それらに加えて3月にフレスポ鳥栖で実施しておりました。

今年度からは実施方法を見直しまして、集団健診は全て保健センターで行いまして、また1月を除く6月から3月まで毎月1回から2回ですけれども、実施することといたしました。

それで、完全予約制といたしまして、がん検診と同日に受けられる日も設定いたしましたところ、前年度よりも受診者数が伸びておりまして、回数も昨年在15回でことしが19回だったんですけれども、受けてある人数が、昨年度の903人を417人上回りまして1,320の方が受けられていることになっております。

これで、この分が個別健診のほうに食われるっていう可能性もあるんですけども、12月末現在では去年の同時期とはそんなに個別健診のほうも差がありませんので、この分の委託料が、受診者がふえたということで不足する見込みなので増額補正をお願いしたいと思っております。

受診率につきましても、12月末現在でございますが、各地区ともに昨年同時期よりも受診率は上がっておりますので、全体的には上がっているのではないかなということで期待しております。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

詳しくありがとうございました。

取り組みの内容によって受診率を上げていくっていうふうなことがわかったんですけど、つまり増額したっていうのは、受診率は上がったと、増額で受診率は上がるという考え方でいいですね。

#### **古賀友子国保年金課長**

受診率が上がって受診者がふえたので、委託料が足りなくなったので、今回増額をお願いするということでございます。

よろしいですか。

9 ページの部分でお願いします。

古賀友子国保年金課長

ただ、平成30年度が黒字になるということは、平成31年度の税率算定には該当しておりませんので、この分が黒字になるということで、すぐ平成31年の率につながるということではなくって、この繰越金が出た時点で、その繰越金をどうするかということにつきましては、まだ県からの借入金の返還も、償還も始まりますので、今後財政課と協議しながらこの繰越金をどうするかということも検討していきたいと考えております。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

~~~~~

中川原豊志委員長

執行部の説明をお願いします。

ただいま議題となっております、議案乙第3号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明申し上げます。

議案甲第7号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、ちょっと順番を変えまして、議案甲第7号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

古賀友子国保年金課長

ただいま議題となっております、議案甲第7号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

説明は05.甲議案参考資料（市民環境部）により行わせていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、佐賀県が市町ごとに示しました標準保険税率に合わせた税率に改定するためでございます。

改正の内容につきましては、平成31年度国民健康保険税率の改正でございます。

制度改革に伴いまして、平成30年度から国民健康保険の財政の運営は県単位で行われることとなり、県内各市町は県全体での国民健康保険の財政運営に必要な経費を国民健康保険事業費納付金として県に納付することになりました。

県は、この事業費納付金を賄うために必要な税率を標準保険税率として各市町に提示し、各市町は、標準保険税率を参考に国民健康保険税を定めることとなります。

鳥栖市といたしましては、国保財政運営の健全化のために、国民健康保険税率を県が示す標準保険税率に合わせる必要があると考えておりまして、平成31年度の国民健康保険税率も県が示した標準保険税率のとおり改定したいと考えております。

平成31年度国民健康保険税率の改定案は、県から提示されました標準保険税率に合わせまして、資料2ページの表①のとおり、医療費分の所得割が10.36%、均等割が2万5,438円、平等割が3万8,440円、後期分の所得割が2.93%、均等割が8,126円、平等割が1万452円、介護分の所得割が2.09%、均等割が8,175円、平等割が4,917円となっております。

医療分、後期分、介護分の合計は、所得割で15.38%、均等割が4万1,739円、平等割が5万3,809円でございます。

表②に現行税率、③に改定案と現行税率の差を記載しております。

改定案と現行税率を比較いたしますと、医療分は減、後期分は増、介護分は減となっており、医療分、後期分、介護分を合計いたしますと、全体的には減となっております。

施行日は、平成31年4月1日としております。

資料の3ページをお願いいたします。

鳥栖市の標準保険税率が増減した理由を記載しております。

まず、医療費分が減少した理由でございますが、県全体での納付金額が2億7,400万円ふえたことに伴いまして、鳥栖市への影響額は2,100万円の増となっております。

また、医療費指数や県全体に占める鳥栖市の所得割合や被保険者数割合が増加したことに伴い、納付金の配分率——納付金全体に占める鳥栖市の割合は、7.61%から7.77%にふえたことにより、鳥栖市への影響額は約3,000万円の増となっております。

また、鳥栖市は、平成30年度が激変緩和措置の対象でございましたが、平成31年度につきましては、対象外となっておりますので、その影響額が1,000万円の増となっております。

ただ、前々年度、平成29年度分の前期高齢者交付金の精算によりまして、鳥栖市へ7,400万円が追加交付されることになりましたので、医療分全体としての影響額は1,300万円の減となりまして、標準保険税率の前年度と比べますと減となっております。

次に、後期分でございますが、県全体での納付金額が1億700万円ふえたことに伴いまして、鳥栖市への影響額は約800万円の増となっております。

また、納付金全体に占める鳥栖市の割合が7.45%から7.57%にふえたことによりまして、鳥栖市の影響額は約600万円の増となっております。

また、激変緩和の対象外となったことで、約300万円の増となっております。

これらに加えまして、平成29年度分の後期高齢者支援金の精算によりまして、鳥栖市は600万円返還をしなけりなかつたということになっておりましたので、後期分全体の影響額は2,300万円の増となりまして、後期分の標準保険税率は、前年度と比べまして増となっております。

最後に介護分でございますが、県全体での納付金額が約1億9,900万円減少したことに伴いまして、鳥栖市への影響額は約1,200万円の減となっております。

また、納付金に占める鳥栖市分の割合が6.20%から6.36%にふえたことにより、鳥栖市の納付金額が300万円の増となっておりますが、介護分全体といたしましては、900万円の減となりましたので、介護分の標準保険税率は、前年度と比べまして減となっております。

資料の4ページに、モデル世帯での年間保険税額を県内各市町の現行税率と平成31年度の標準保険税率と比較いたしまして、掲載しております。

このモデル世帯は、県が公表したモデル世帯でございまして、ともに66歳で所得は年金80万円の夫婦2人暮らしとなっております。この世帯は7割軽減の対象世帯となっております、ともに65歳以上ですので、鳥栖市では減となりました介護分は課税されていない世帯となります。

古賀友子国保年金課長

先ほど、お配りさせていただきました資料に従いまして説明させていただきます。

①が所得33万円で40代夫婦、子供2人の世帯、4人世帯でございます。これにつきまして、7割軽減世帯となりまして、年間の保険税額が6万2,100円から6万1,100円となりまして、年間を通しまして1,000円の減となります。

次に、同じ家族構成ですけれども、所得が137万円の世帯では、年間26万6,300円が26万2,000円となりますので、年間でマイナス4,300円となります。

次が、所得が221万円の世帯でして、年間46万200円から45万2,600円になりますので、年間7,600円の減となります。

次が、所得250万円で、同じ世帯構成ということで、年間54万7,000円が53万8,100円になりますので、8,900円の減となります。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

成富牧男委員

要は、安くなるということですよ、みんな。ってということですか。

簡単に、わかりやすく言えば。

古賀友子国保年金課長

さようでございます。

成富牧男委員

日本共産党の議員団、さっき……、同僚議員の名前、ちょろっと出てきよったけど、国民健康保険とほかの保険の違いで、高くなっている理由として均等割の話が全国的に出ているんですよ。子供が1人ふえたらその分均等割で、昔で言う人頭税みたいなもんだと。

これについては、全国の市町を見ると、二十何団体ですけど、それをいろいろ工夫して、その均等割っていうのを全くなくしているところもあるし、いろいろやっているところもあるんですけど。

これは、自治体独自で、鳥栖市なら鳥栖市ですることが可能だということですかね。鳥栖市でもやろうと思えば。

古賀友子国保年金課長

今回、国保の財政運営が都道府県化されましたので、鳥栖市だけでするにいたしましても県に納める納付金額っていうのは確定しているわけですので、均等割を減らすのであれば、どっか違うところがふえてくるというふうな状況にはなると思うんですが。

ただ、佐賀県といたしましては、平成39年度を目標に税の一本化を図ろうとしておりますので、鳥栖市だけが均等割をやめるとかそういう話にはならないのではないかと考えております。

成富牧男委員

法律で、だめだと言われておるわけではないということでいいですかね。

古賀友子国保年金課長

そのとおりでございます。

成富牧男委員

それで、さっき過年度精算分の話がありましたけど、だから今回、平成31年度はたまたまこうだっていうことですが、今で予想される、これ2年前のやつが来るわけですね。

介護支援金なんかもそうでしょう。

そうすると、来年度のざっくりした見通しがわかるのかどうか、来年度やなくて平成32年度とかね。

お願いします。

古賀友子国保年金課長

平成29年度までが、各市町がそれぞれに財政運営を行っておりまして、平成30年度から県全体となっておりますので、それぞれ個別にこういうように、前々年度分が反映されるというのは今回平成31年度の算定が最後となりまして、平成32年度からは県全体でそれが補正されることになりますので、鳥栖市だけが特別に減額になるとか増額になることはなく、県全体での調整となりますので、ちょっとそれがどのように作用してくるかということは現段階では不透明な状況でございます。

成富牧男委員

ありがとうございました。

そういうふうに、平成30年度からは県全体で見るとというのは勉強になりましたけど、今の時点では上がるか下がるかもわからないっちゃうことですか。

古賀友子国保年金課長

全国的にですけれども、国保の被保険者数というのが減ってきておりまして、総体的に見た医療費っていうのも下がってはきています。

ただ、1人当たりの医療費とかが差がありますので、鳥栖市が今そこを中盤ぐらいで、真ん中ぐらいで推移していますけれども、ほかのところが上がったりとか下がったりして、県内の医療費の状況とかもあると思います。ですから、そうなりますと上がるのか下がるのかっていうのは、まだ不透明となっております。

成富牧男委員

いずれにしろ、とにかく所得は、世帯的に言うとあんまり、所得は少ない人が多いんですね。

いつも言われておる非正規の方々もこの保険者として入っておるし、だから、例えば④の所得250万円で、改めてびっくりしたけど53万8,100円も納めないかんわけですね。

だから、これについては、今、市町、市町っちゅうか、いわゆる市長会とか知事会とかも、国に対して1兆円入れなさいとか、いろいろやっているとありますが、やはり、そういうことを引き続き、粘り強く……、今、言うなら、もう払う能力を超えとるわけでしょうが、ある意味。

だから、そのところを引き続き粘り強く上のほうに言っていただきたいなあっちゅうのと、ちょっと最後に1つお尋ねしたいのは、国民健康保険税っていうのは、よく強制っていうふうに言われるんですけど強制とは違うんですか、国民健康保険税に入るのは。

例えば、ほかの保険に入らん人は、国民健康保険税に入らなさいという何か決まりがあるんですか。

古賀友子国保年金課長

日本は、国民皆保険制度となっておりますので、社会保険とか私たちが入っているような被用者保険に入れない場合は、それぞれのお住まいの国保に入ってください。

それから、75歳以上であれば、もちろん後期高齢ですけれども、どれかの保険に入るってことが定められておりますので、必ずどこかの保険に入らなければならないとなっております。

成富牧男委員

それで、例えば、退職された方とか、要は市民課の窓口で異動で来られたり転入で来られたり、それから退職されて来られたり、国保のほうに変わらないかんちゃけど、もう私はよかと、国保ばこげん払わないかんなら、もう俺、国保入らんって言う方とか、まれにないですか。そういう例はない。

古賀友子国保年金課長

すいません、窓口でそういう例は、払いたくないと言われる方はいらっしゃると思いますが、（発言する者あり）ないです、はい。

成富牧男委員

ないなら結構なことですけどね、払いきらんけん、もう国保に入らんで。もう病気になったっちゃよか、病気になったらなつたときたい、というふうな声も直接私も聞いたことあるんですよ。

再開します。

議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算

これより、議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

青木博美税務課長

それでは、ただいま議題となりました議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算のうち、市民環境部関係について御説明いたします。

お手元にお配りしております厚生常任委員会資料により説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員会資料 2 ページをお願いします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

款 1 市税、項 1 市民税、目 1 個人、節 1 現年度課税分につきましては、平成29年度の実績及び平成30年度の実績から、納税義務者の増加による増額を見込み、推定した額を計上しております。

節2 滞納繰越分につきましては、後ほど一括して説明させていただきます。

次に、目2法人、節1現年課税分につきましては、平成29年度の実績及び業績、並びに平成30年度の実績から推定した額を計上しております。

次に、項２固定資産税、目１固定資産税、節１現年課税分につきましては、土地は負担調整措置による増額を、家屋につきましては、新築、増築による増額を、償却資産につきましても、平成30年度の決算見込みによる増額を見込んでおります。

目2 国有資産等所在市町村交付金につきましては、鳥栖市内に国や県が所有する固定資産の固定資産税相当額に対して交付される交付金の見込み額を計上いたしております。

3 ページをお願いいたします。

項３軽自動車税、目１軽自動車、節１現年課税分につきましては、平成30年度の実績から
 税収増を見込んで計上いたしております。

目 2 環境性能割、節 1 現年課税分につきましては、消費税増税の10月 1 日から、県税である自動車取得税が廃止されることに伴い、新たに創設されるものです。

税率は、燃費基準値達成度に応じ非課税、1 %、2 %の 3 段階となります。

なお、1 年間は臨時的軽減により税率をマイナス 1 %とする措置が行われます。県の平成 29 年度実績をもとに計上いたしております。

項 4 市たばこ税、目 1 市たばこ税、節 1 現年課税分につきましては、平成 30 年度の収入状況をもとに推計いたしました額を計上いたしております。

項 5 都市計画税、目 1 都市計画税、節 1 現年課税分につきましては、固定資産税額からの見込み額を計上いたしております。

項 6 入湯税、目 1 入湯税につきましては、平成 30 年度の実績から推定した額を計上いたしております。

なお、市税のうち市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の節 2 滞納繰越分につきましては、平成 29 年度の実績及び平成 30 年度の収納状況から、滞納整理に伴い、調定額が減少するため、各税目につき減額、または同額で見込み額を計上いたしております。

以上でございます。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

次の 4 ページをお願いいたします。

款 15 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 総務使用料、節 1 総務管理使用料につきましては、各地区まちづくり推進センターの使用料収入を計上いたしております。

以上です。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

目 3 衛生使用料、節 2 環境衛生使用料につきましては、市外居住者の斎場使用料で、1 件 7 万 5,000 円で 24 件分、前年度同額を計上しております。

以上です。

青木博美税務課長

項 2 手数料、目 1 総務手数料、節 1 総務管理手数料につきましては、主なものとして、印鑑証明書等の発行にかかわる手数料の収入見込み額を計上いたしております。

同じく、節 2 徴税手数料といたしまして税務関係証明手数料等の見込み額を計上いたしております。

以上です。

村山一成市民課長

節 3 戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明や住民票証明などの発行に係る手

数料の収入見込み額を計上いたしております。

以上でございます。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

同じく目2衛生手数料、節2環境衛生手数料につきましては、新規の犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済交付手数料でございます。

同じく節3清掃手数料の主なものにつきましては、指定ごみ袋の販売収入で、ごみ処理手数料でございます。

次の廃棄物処理依頼手数料は、家庭から出る一時多量ごみに対する2トン車1台による臨時収集の手数料と、動物死骸持ち込みの処理手数料でございます。

以上です。

村山一成市民課長

5ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、在留資格のある外国人の住民異動等の事務に対する国からの委託金でございます。

以上でございます。

古賀友子国保年金課長

目2民生費委託金、節2国民年金事務取扱費委託金の国民年金事務費交付金につきましては、国民年金の資格取得、喪失等に関する事務費交付金でございます。

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金につきましては、平成31年10月からの消費税引き上げに伴いまして、所得の額が一定の基準を下回る老齢年金等の受給者に対して支給される予定の年金生活者支援給付金支給事務において、市が取り扱う事務に対して、国から交付されるものでございます。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分につきましては、県がその4分の3を負担するものでございます。

以上でございます。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金につきましては、市民協働推進課内に配置しております消費生活相談員2名中1名分の人件費や研修費及び消費者教育等に係る経費への助成を受けます消費者行政推進事業費補助金を計上いたしております。

以上です。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

目3衛生費県補助金、節2清掃費県補助金につきましては、市町村が実施する不法投棄防止対策事業に対する県補助金で、監視カメラ借上料、不法投棄物の処理費用などが対象で、補助率は10分の10で、上限が125万円でございます。

以上です。

青木博美税務課長

項3委託金、目1総務費県委託金、節2徴収費委託金につきましては、県民税徴収委託金を計上いたしております。

以上でございます。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

6ページをお願いします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入につきましては、有限会社鳥栖環境開発総合センターに対しまして轟木町にあります鳥栖市の旧不燃物処理場跡地4,731.45平米の貸し付けに伴う貸付料でございます。

以上です。

青木博美税務課長

款20繰入金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金、節1国民健康保険特別会計繰入金につきましては、収納対策経費としての国民健康保険特別会計からの繰入金を計上いたしております。

款22諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金、節1延滞金につきましては、見込み額を計上いたしております。

以上でございます。

古賀友子国保年金課長

項4受託事業収入の後期高齢者健康診査事業受託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送等に係る経費につきまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。

以上でございます。

村山一成市民課長

7ページをお願いいたします。

項6雑入、目4雑入、節4雑入の情報案内版（番号案内表示システム）広告収入につきましては、市民ホールに設置しております広告付番号案内システムに伴いまして、映像パネルで放映する有料広告の広告料収入でございます。

以上でございます。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まちづくり推進センター雑入につきましては、まちづくり推進センターのコピー機、印刷機及び電話の使用料、また、まちづくり推進センターに設置されております自動販売機の電気使用料を計上いたしております。

以上です。

古賀友子国保年金課長

県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、県後期高齢者医療広域連合へ派遣しております職員1人分の人件費相当分及び後期高齢者のはり・きゅう助成事業に係る経費が広域連合から交付されるものでございます。

以上でございます。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

指定ごみ袋広告収入につきましては、指定ごみ袋への広告掲載料で、1枠20万円の4社分を計上しております。

また、鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、同組合へ派遣しております職員の人件費分を受け入れるものでございます。

また、佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、同組合に派遣しております職員の人件費分を受け入れるものでございます。

また、次期ごみ処理施設建設協力金は、次期ごみ処理施設建設に伴い、構成市町から鳥栖市に対して支払われるものでございます。

以上です。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、歳出のほうの御説明に入ります。

8ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費につきましては、平成30年度と比較いたしまして増額となっております。

その主な理由につきましては、鳥栖・ツァイツ子ども交流事業の旅費と、外国人のための日本語教育事業に係る謝金でございます。

外国人のための日本語教育事業につきましては、平成28年度から、文化庁の3カ年の補助事業を活用いたしまして、鳥栖日本語広場とりんすを立ち上げ、外国人住民のための日本語教育に取り組んでいるところでございますが、この文化庁の補助が平成30年度で終了するために、平成31年度からは、市の単独事業として継続して実施することといたしまして、必要な経費を計上するものでございます。

それでは、主なものについて御説明いたします。

節8報償費につきましては、市民活動支援事業検討懇話会や、男女共同参画懇話会の委員謝金、また、法律相談を行うための司法書士及び弁護士謝金。

それから、先ほど申し上げました外国人のための日本語教室の講師謝金などが主なものでございます。

続いて、節9旅費の主なものにつきましては、友好交流都市のツァイツ市との交流事業として、本年は7月から8月にかけて、鳥栖市の中高生をドイツ、ツァイツ市へ派遣するものでございます。

節13委託料の主なものは、消費生活相談員2名を市民協働推進課内に配置するための消費生活相談業務委託料でございます。

節18備品購入費の主なものは、消費者教育に係る備品として、消費生活に関する書籍等の購入費でございます。

9ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内75町区に対する自治会活動費補助金、また、まちづくり推進協議会に対する補助金でございます。

次に、目11まちづくり推進センター費の主なものについて申し上げます。

節7賃金につきましては、まちづくり推進センター嘱託職員35人分の賃金でございます。

節8報償費につきましては、まちづくり推進センターで実施いたします講座や教室等の講師謝金及び放課後子ども教室の指導員の謝金でございます。

節11需用費につきましては、まちづくり推進センターの施設管理に係る消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料などでございます。

節12役務費の主なものは、ケーブルテレビやインターネットの利用料、電話料、公民館行事傷害保険料でございます。

節13委託料の主なものは、まちづくり推進センターの施設管理、運営に係る委託料でございます。

節15工事請負費の営繕工事費につきましては、麓まちづくり推進センターの高圧受電設備が経年劣化のため、更新に要する工事費、また、同じく麓まちづくり推進センターの落下防止のフェンス取り付けに要する工事費が主なものでございます。

以上でございます。

青木博美税務課長

10ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 2 徴税費、目 1 税務総務費、節 2 給料から節 4 共済費につきましては、税務課職員30名のうち28名分の人件費でございます。

目 2 賦課徴収費、節 1 報酬につきましては、国税OBによる市税、国保税の滞納処分指導のための滞納整理指導員報酬でございます。

節 7 賃金につきましては、繁忙期の市民税係及び管理収納係の臨時職員の賃金でございます。

節11需用費の主なものとしたしましては、証明書の用紙やインクカートリッジ、窓あき封筒などの消耗品でございます。

節12役務費につきましては、賦課徴収のための郵送料及びコンビニ収納業務委託手数料などでございます。

11ページをお願いします。

節13委託料につきましては、固定資産税評価業務委託料、システム保守委託料等でございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、滞納整理システムの賃借料及び国税連携のための地方税電子申告支援サービス使用料などでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖市地区たばこ販売対策協議会の運営のための負担金、これは、平成29年度たばこ税額に応じた鳥栖市の負担額でございます。

また、地方税電子化協議会負担金につきましては、国税連携のための負担金でございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、過年度分の税額変更等による市税の還付金でございます。

以上でございます。

村山一成市民課長

項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費の主なものについて申し上げます。

節 2 給料から節 4 共済費につきましては、市民課職員18人分の人件費でございます。

次のページをお願いいたします。

節12役務費につきましては、戸籍届書や通知文書等の発送に要する郵送料や、住民票の写しや、印鑑登録証明書などのコンビニ交付事務に係る手数料でございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、戸籍の記載や証明書の発行を行うための戸籍総合システムや、パスポートの発行業務に使用しますIC旅券用交付窓口端末機、マイナンバーカードなどの住所氏名の変更の際使用するプリンターの借上料でございます。

節18備品購入費につきましては、住民票の写しや戸籍などの証明書を発行する際に使用する自動契印機の購入費でございます。

現在、使用しているものが12年を経過いたしまして、老朽化が進んでいるために新たに購入するものでございます。

以上でございます。

古賀友子国保年金課長

款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1人分の人件費でございます。

節11需用費から節13委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送などの経費でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金につきましては、鳥栖市の後期高齢者に係る医療費見込み額に対する公費負担分であり、市の負担割合は、負担対象額の12分の1となっております。

後期高齢者はり・きゅう助成費につきましては、後期高齢者のはり・きゅう施術料として、1人当たり1回につき1,000円の助成をするものでございます。

節28繰出金につきましては、低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金、後期高齢者医療特別会計での一般管理費や賦課徴収などの事務費分及び県後期高齢者医療広域連合が業務を運営していくための共通経費として、後期高齢者医療特別会計に繰り出すものでございます。

13ページをお願いいたします。

項4国民年金事務取扱費、目1国民年金費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、国民年金事務に従事する年金保険係職員3人分の人件費でございます。

節7賃金につきましては、臨時職員等の人件費でございます。

節9旅費から節12役務費につきましては、国民年金の事務処理に要する経費でございます。

以上でございます。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

14ページをお願いします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費、節13委託料のうち、残土処理委託料につきましては、各町区の側溝清掃作業により発生しましたしゅんせつ残土の処理に係る委託料でございます。

同じく節18備品購入費は、清掃活動のごみ運搬に利用しております平成10年購入の軽トラック自動車の老朽化により、買いかえるものでございます。

続きまして、15ページをお願いします。

目2斎場費、節11需用費のうち、燃料費は、主に火葬の際に使用する灯油代でございます。

また、修繕料の主なものは、火葬台車耐火物打ちかえ修繕でございます。

次に、節13のうち、施設運營業務委託料につきましては、斎場の受付及び火葬業務全般に係る委託料で、株式会社 J Aセレモニー佐賀、旧コスモ株式会社と平成28年10月1日から3年間の長期委託契約を結んでおります。ことし3月末で契約満了となります。その後につきましても、業務委託を考えておりますので、3年間で約5,100万円を見込んでおります。

19ページに、斎場管理運営委託料として、平成32年度から平成34年度までの3年間の債務負担行為4,250万円を計上しております。

15ページに戻りまして、測量設計委託料につきましては、斎場管理地内のしゅんせつ土置き場が満杯となりましたので、新たにしゅんせつ土置き場を設置するためのものでございます。

節15工事請負費につきましては、昨年度の3号炉の改修工事に続き、今回、4号炉火葬炉内に張っております耐火物の全面張りかえをする改修工事等に係る経費でございます。

次に、項3清掃費、目1清掃総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、環境対策課職員16名分の人件費でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきましては、現施設の管理運営費のうち、鳥栖市負担金でございます。負担割合は約68%となっております。

なお、現施設の建設負担金及び所在地交付金の支払いが満了となりましたので、減額となっております。

その下、佐賀県東部環境施設組合負担金は、次期ごみ処理施設の建設に係る事業費のうち、鳥栖市負担分でございます。負担割合は約44%となっております。

款25積立金につきましては、次期ごみ処理施設建設に伴い、構成市町から支払われる建設協力金とその利子を積立金として基金に積み立てるものでございます。

続きまして、16ページをお願いします。

同じく目2塵芥処理費のうち、主なものについて申し上げます。

節11需用費のうち、消耗品の主なものにつきましては、指定ごみ袋作成費用となっております。

節12役務費の手数料の主なものにつきましては、指定ごみ袋販売手数料で、指定販売店に対して指定販売袋及び粗大ごみシールの販売価格の10%を支払うものでございます。

次に、節13委託料のうち、指定袋配送等委託料は、指定ごみ袋の保管及び指定販売店への配送に係る経費でございます。

また、塵芥収集運搬委託料につきましては、家庭から出る可燃ごみの収集、運搬に係る経

費でございます。

粗大ごみ収集運搬委託料は、粗大ごみシールによる収集で町区別に定期的に収集を行う委託料となっております。

次に、資源物回収指導等業務委託料及び資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、資料20ページの主要事項説明書をお願いします。

ごみ減量化・リサイクルの推進を図るための経費といたしまして、記載しております5つの事業に対して1億1,082万7,000円を計上しております。消費税増税による業務委託料の増加により、前年度より増加となっております。

まず、一番上のコンテナ収集・美化活動推進奨励金につきましては、資源物のコンテナ回収を実施する町区に対し、1世帯当たり240円を交付しております。

次の生ごみ処理機購入費負担補助金につきましては、生ごみ処理機の購入に対して、電動で2万円、コンポストなどの非電動で1万円を上限として、購入費の2分の1を補助するものでございます。

次の資源物回収奨励補助金は、古紙等の資源物回収を行う自治会や子どもクラブ、老人会など、市登録の各団体に対して、回収量に応じて古紙類の1キロ当たり8円の補助金を交付するものでございます。現在、登録団体数は93団体となっております。

その下、資源物回収指導等業務委託料につきましては、真木町衛生処理場内にあります資源物広場での分別指導及び回収した資源物の、みやき町にありますリサイクルプラザまでの運搬に係る費用でございます。

最後の、資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、各町区単位で実施していただいておりますコンテナ収集に対してのコンテナの配付や回収、資源物のリサイクルプラザまでの収集運搬に係る経費でございます。

それでは、説明資料に戻っていただき、16ページをお願いします。

節14使用料及び賃借料につきましては、移動式監視カメラのリース料でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、先ほど主要事項説明書で御説明したとおりでございます。

続きまして、目3し尿処理費、節7賃金につきましては、管理事務所及び処理等に配置しております嘱託職員3名分の賃金でございます。

節11需用費のうち、光熱水費の主なものは、施設内機械類の電気料でございます。

また、医薬材料費は、処理工程に必要な苛性ソーダや硫酸バンドの薬品代でございます。

節13委託料のうち、し尿処理業務委託料につきましては、施設の運転管理業務でございます。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金につきましては、し尿等の下水道浄化センターでの最終処理に係る下水道事業会計の負担金でございます。

続きまして、18ページをお願いします。

項4環境対策費、目1公害対策費、節13委託料のうち、水質汚濁測定委託料は、市内主要9河川13カ所の年4回の測定のほか、井戸水や工場排水などの測定に係る委託料でございます。

次の大気汚染測定委託料は、市役所北別館、田代小、勤労青少年ホームの市内3カ所の二酸化窒素及びばいじんの測定委託料でございます。

自動車騒音測定委託料は、久留米基山筑紫野線のほか、市内主要国道、県道7区間の自動車騒音の測定に係る委託料でございます。

以上をもちまして、平成31年一般会計当初予算、市民環境部関係についての説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたしますが、まず、先ほどの補正のときにも出ておりました、ごみ袋関係の収支についての説明を先にお受けしたいというふうに思いますので、資料もありましたら、資料の提出と同時に説明のほうをお願いいたします。

〔資料配付〕

よろしいですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

先ほど、補正で御質問がありました内容について、指定ごみ袋の関係の予算についての御説明をさせていただきます。

まず、藤田委員の御説明の質問に対してですけれども、当初予算のほうで説明させていただきたいと思います。

まず、歳入のほうになりますけれども、款15使用料及び手数料、項2手数料、目2衛生手数料、節2清掃衛生手数料のごみ処理手数料とあります1億2,600万円、ごみ袋販売による収入でございます。

あと、歳入としましては、雑入で、ごみ袋広告収入80万円がございます。

歳出のほうになりますと、まず、需用費ということで、指定ごみ袋の作成費用ということで4,180万円。

次に、役務費として、指定袋販売手数料、こちらのほうは、販売店のほうの販売手数料と

ということで、販売分の10%をお店のほうに払うものになります。

それと、節13委託料になりますけれども、指定ごみ袋の配送等委託料となります。

あと、家庭等から出されておりますごみ袋の収集になりますけれども、こちらのほうが塵芥処理運搬委託料というところになっております。

それで、これでいきますと、実質的にはもう、塵芥処理運搬委託料というのが大きなものを占めておりますので、歳出のほうが多いんですけれども、指定ごみ袋だけで考えれば、歳入のほうが大きいものと考えられます。

続きまして、先ほど牧瀬委員のほうからありました、平成30年度の補正のほうでの増額の部分につきましてですけれども、ごみ袋の販売量が多くなったことにより、結局、経費がかかるものでございまして、主にいきますと、可燃ごみ（大）の販売量が5万枚ほどふえております。

これに伴いまして、手数料及び指定袋配送委託料等も同じく増額となったものになります。

以上、説明といたします。

中川原豊志委員長

今、説明がございましたんで、この件につきまして、御質問ありましたら、お受けいたします。

牧瀬昭子委員

すいません、ごみ袋に関してなんですけど、要するに、ごみ袋の収入が1億2,680万円、それで、ごみ袋全体に係る歳出が5,908万円ということでよろしいでしょうか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

そのようになります。

中川原豊志委員長

いいですか。

〔発言する者なし〕

この件については、また当初の中に入っていますんで、もしわかりにくい点がありましたら、御質問いただいても結構でございます。

では、全体を通しまして、質疑をお受けいたします。

できましたら、順を追って質問していただいたほうがわかりやすいかと思えますんで、よろしく御協力お願いします。

樋口伸一郎委員

まちづくり推進センターの予算で、コピー代とかの歳入分の予算はあったんですけど、カラーコピーについては、ことはどうなるか。

あと、単価を1枚当たりどうなるかというのを教えてください。

以上です。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まちづくり推進センターのほうでは、利用者の方、サークルの方とか、あるいは自治会などの地域団体、その活動に必要な場合にコピーの対応をさせていただいております。

現在までは、白黒のコピーだけでございましたが、来年度からカラーコピーの対応もさせていただくことといたしております。

それで、料金につきましては、1枚当たり100円ということで、現在市役所の1階の市民コーナーのほうに設置しておりますコピーの料金と同額ということで対応させていただきたいと考えております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

その旨を、各地区のまちづくりセンターのほうに、ぜひとも教えていただければと思います。よろしくお願いします。

終わります。

牧瀬昭子委員

2ページで教えていただきたいんですけども、歳入のところで款1市税、項2固定資産税、目2国有資産等所在市町村交付金の、前年度から比較すると100万円ぐらい減額になっているんですけども、何で減額になったかを教えてください。

豊増秀文税務課長補佐兼固定資産税係長

こちらにつきましては、通常の減価償却に伴うものの減額になっているところでございます。

以上です。

中川原豊志委員長

いいですか。

牧瀬昭子委員

ということは、毎年毎年、大体100万円ずつぐらいが減額されていくというふうに考えてよろしいですか。

豊増秀文税務課長補佐兼固定資産税係長

そうとも限らないんですけども、基本的にはそういうふうな考えになるかと思います。

特に、平成30年度から麓刑務所っていうのが入ってきたんですよ、新しく。

そこが、ちょっと今までは、収入がなかったところが、刑務官の方が産休等に入られて、その分については、家賃等を取られるような形になったということです。その分については、固定資産税と同じような考え方で支払うようなことになったからということでのプラスとかもあります。

ですから、これについても、その年によって、あつたりなかつたりということがございますんで、全てが減価償却だけということではないかと思えますけれども、大概につきましては、減価償却ということで考えておるところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

すいません、この説明のところに、九州森林管理局外っていうふうにあるんですけど、これどういう意味なんですか。

豊増秀文税務課長補佐兼固定資産税係長

これにつきましては、九州森林管理局及び佐賀県、また、先ほど説明いたしました麓刑務所の3つから入ってくるようになっております。

以上です。

成富牧男委員

歳入の5ページ、一番上の国庫支出金の委託金、民生費委託金、説明欄の2番目の年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金と、これは消費税絡みの低所得者対策、そういうふうを考えていいんですかね。

これ、対象者とかについて、ああ、歳出のほうで出てくるっちゃろう。歳入で聞いていいですか、内容ば。

内容と対象者、歳出のほうではどこで、事務を取り扱うための費用みたいなのが、歳出のほうで出ているところがあれば、それを。その関連も含めてお願いします。

古賀友子国保年金課長

こちらの年金生活者支援給付金というのは、議員がおっしゃったとおり、平成31年10月からの消費税引き上げに伴いまして、所得の額が一定の基準を下回る老齢年金等の受給者に対して支給されるものでございまして、この交付金につきましては、その事務がほとんどは年金事務所のほうで行われるんですけれども、それが市町村のほうに回ってきますので、その事務費といたしまして国から交付されるものでございます。

給付金の種類といたしましては、老齢年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金、遺族年金生活者支援給付金等がありまして、老齢基礎年金の場合ですと、65歳以上の年金受給者で世帯全員が住民税非課税世帯ということになっております。あと、前年度年金収入及

びその他の所得の計が77万9,300円以下というようなことで基準が設けられております。

歳出のほうですけれども、支援給付金自体のお金は鳥栖市から出るわけではございませんので、事務に係ります賃金の中で、通常5カ月の臨時職員を雇っておりますが、それが9カ月分になったりした分についての交付金ということになっております。

以上でございます。

成富牧男委員

簡単に、知りたいのは、今、ちょっと最後のほうに言われました鳥栖市としての手間ですたいね。手間がどんな……、実際は鳥栖市の窓口でやるわけじゃないということですか、さっき言われたのは。

その具体的な流れっていうか、そして本人の手続とか、手続はいらんのですよとか、ちょっとこれをもらう場合の、受ける場合の一つ一つ、人じゃなくていいです。大体一緒でしょうから、いろいろな年金。そのところをお願いします。

古賀友子国保年金課長

基本的には、年金事務所のほうから対象者の方に通知が行きまして、それを年金事務所に送り返すってというような事務になりますけれども、それを市役所に持って来られる方もいらっしゃると思いますので、そういう受け付けを市のほうでも行って、その受け付け業務に対して交付金が出るというような形になっております。

成富牧男委員

今、見込んである、その対象者っちゅうのはどれぐらいですか、合計。

古賀友子国保年金課長

すいません、6,700人ぐらいになっております。

成富牧男委員

6,700人、結構多いですね。

いずれにしろ、交付金を国が出すというぐらい、市町村へ持って、手間がかかるということだと思しますので、今言われたような、さっき言われたような額、一例でしょうけど、七十何万円って言われたか、年間ね。そういうぐらいの人たち、私からすると、これもう私の意見です。

消費税対策と言うけれども、こういう方たちも日ごろの消費はしていくわけですからね、そちらのほうの負担が多いのかなと。

これ、いつまであるんですか。

古賀友子国保年金課長

今のところ、いつまでということでは、まだ国のほうは決めてないってことです。

成富牧男委員

早う決めてもらわんといかんですよ。もう、半年とかね、1年で終わるとか。消費税はずっと、上げたら続くわけですから。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか、御質問、ございますか。

森山林委員

説明資料の15ページをお願いいたします。

この中の負担金の中で、ちょっとお尋ねですけれども、鳥栖・三養基地区西部環境、それから東部環境、昨年からすると、負担金が極端に、合わせると2億4,800万円ぐらい減っております。

この内容が、どうしてかということをお願いをいたします。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

まず、鳥栖・三養基西部環境施設組合の負担金のほうで、昨年までは、建設協力金や建設負担金の公債費がございましたけれども、その分が今年度から終わりましたものですから、その2億円ほど減額となっております。

森山林委員

両方ともね。東部はまた新たにつくられた中ですので、それも半分に減っているということ。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

東部のほうも、若干事業の内容が変わってきましたものですから、経費として下がっているという形になります。

森山林委員

それからもう一点、今度は委託料ですね、次の16ページか。

ダイオキシン類の測定等委託料、これは前年と同じような額になっておりますけれども、去年の12月から出ております次期ごみ処理施設の、この件についての予算が全然入っていないということですので、この件についてお尋ねをいたします。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

次期ごみ処理施設のところで、昨年、汚染状態っていうのがわかりましたけれども、あちらのほうの調査につきましては、現在まだ組合のほうで行っておられまして、開発区域からまだ外れておりません。

現在、区域での汚染調査をされておられまして、その結果に基づいて建設エリアというのが

変わってくることになりますので、その後に、鳥栖市のほうで、土壌の調査を、さらなる調査をしていくという形になりますので、次の6月補正で予算化させていただきたいと思っております。

以上です。

森山林委員

わかりました。

牧瀬昭子委員

先ほどの、森山議員の質問に関連してなんですが、先ほどのダイオキシン類測定料に関してなんですが、これはどこをはかるものとして計上されていますか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

市内3カ所、現在も行っておるところを継続でやることになりますので、この分については、今回ごみ処理施設のところで出た分が上がっているわけではございません。

中川原豊志委員長

場所はどちら。

橋本有功市民環境部長

ちょっと確認いたしまして、すぐに、でき次第お答えいたします。

よろしくお願いします。

中川原豊志委員長

後ほど、じゃお願いします。

ほかのところでは御質問ございましたら。

古賀和仁委員

ページ数でいくと80ページですね、予算書の。

資料の7ページ、雑入のところの一番下のところなんですけど、次期ごみ処理施設建設協力金1億円というふうにあるんですけど、これは鳥栖市に対して毎年入ってくるようなものなのか、何年か限られて入ってくるのか。

この協力金の使用目的とかは決まっているのかどうか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

こちらの建設協力金につきましては、次期ごみ処理施設建設に伴う構成市町で入ってくるものでございますけれども、最初の5年が1億円で、あと減額になりまして……。

すいません、20年ぐらいでトータル1億5,000万円の収入、払い込みがある予定となっております。

中川原豊志委員長

一応、もう一度、確認で。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

最終的に……。

橋本有功市民環境部長

2市3町の構成市町で今回の組合が構成されておりますけれども、鳥栖市以外の構成市町のほうから建設協力金という形で、総額11億5,000万円を頂戴することになっておりまして、昨年からはじめておりまして、最初の3年間で1億円ずつだったと思いますけれども、その後、定額を受け取るようになっております。

それで、あと使い道については、建設自治体の環境保全、地域活性化等に使用するというところで考えているところでございます。

以上です。

古賀和仁委員

言い方は悪いかもしれませんが、迷惑料みたいな感じのお金ということ、単なる協力金っていうことかな。

これ以上は、もうふえも減りもしないということなんですかね。

橋本有功市民環境部長

迷惑っていうか、建設自治体の施設周辺に多少なりとも影響が出る可能性もございますので、そういう意味から建設自治体以外の自治体のほうからの建設に当たっての協力と、支援という形での考え方のもとにいただく部分だと思っております。

古賀和仁委員

すいません、鳥栖市で受けるから、それに対して協力金として出すと。

もう一つ聞きたいんですけども、鳥栖市の土地を使ってごみ処理場を建てるんですけど、この土地の使用料というのもこの中に入っているというふうに考えていいわけですか。

橋本有功市民環境部長

現状では、無償貸与という形で組合のほうに貸し付けを行った上で、建設をしていただくという形となっております。現在の方針としてはですね。

古賀和仁委員

現在の処理場の西側の北側のところに建てると。それ以外のところは、何か、どうかするっていうふうな方針とかは決まっているわけなんですか、どうなんですか。

そのまま、もう現状維持のままでいきますよというのか、このほかに、あそこに建てるとすると、ごみの焼却場自体はできるけれども、リサイクルプラザですかね、再処理するところは。あの敷地の中に入れるのは無理だというときに、ここの分については何か、どうかす

るという話は今時点であっているのかどうか。

橋本有功市民環境部長

昨年12月に、全体勉強会の中で御説明申し上げましたように、土壌についてが有害物質が出ている状況がございましたので、その建設区域を、開発区域を北西部のほうにできるかということでの、今、土壌調査も含めて検討いたしておりまして、今御指摘ありましたように、処分場、焼却場だけなのか、それとも1.7ヘクタールの中でリサイクルプラザも合わせてできるのかについても合わせて検討を、組合のほうでしていただいておりますので、土壌調査の結果と合わせて、その部分についても協議を行いまして、最終的な結論については、また首長会等で御協議をいただいて方向性が決まっていくものというふうに考えております。

古賀和仁委員

どのくらいのめどで、期間、もしわかるなら。今の時点で無理ですって言うなら、それでいいですけど。大体1年なのか2年なのか。それまで含めて、大ざっぱなところでいいですから。

橋本有功市民環境部長

稼働の平成36年度というのもございますので、3月中、今月中にはもう土壌調査の結果が、報告がなされると思っておりますので、それらの報告を踏まえまして、4月中には首長会が開かれるものと思いますから、その中で方向性、最終的な決定がなされるというふうに思っております。

古賀和仁委員

しっかりとした、大事なところですから、環境を守るという一番大事なところですから、しっかりと頑張っていただきたいと思います。

終わります。

樋口伸一郎委員

すいません、関連でちょっとお尋ねさせてください。

東部の組合のほうの議会っていうところでは、もう方針として、北西部のほうに範囲を移してその方針を定めていくと。その前の首長会も行った上でのそういう方針ということで、一応組合のほうではその方針が、もう完全にラインを分けて上のほうで計画を進めていくということはもう示されています。

その広域の議会でも、さまざまな意見もあったんですけど、そのあたりの情報っていうのはお聞きされていますか。

橋本有功市民環境部長

細かい部分、議会の中でどのような議論が行われてというような部分までは聞き及んでお

りませんけれども、今、樋口委員おっしゃったような方向性の部分ですね。

ただ、そこで決まりということではなくて、先ほど申し上げましたように、可能性として、処分場、焼却場だけなのか、ほかの施設も併設できるのかということも含めて検討されて、配置としては、もう北西部での方向性だということはわれわれも思っておりますけれども。

ですから、その辺の道筋というか段取りのつけ方については、多少組合としては、やはり先ほど申し上げましたように平成36年度という目途がございますので、そこに間に合わせる事が最重要課題でございますから、その辺も踏まえまして、進められる部分、今見積もりとして取っていこうというような部分での基礎データとしての作業はされているのかなとは思っておりますが。

ただ、最終的に決定というのは、当然、先ほど申し上げましたように首長会の中で決められるものと思っておりますので、その手前の整理をしていただいているものと思っております。

樋口伸一郎委員

確かに、上のほうは広域のほうで、また土壌調査とか新たな分ですけど、そこで状況を踏まえた上で処分施設ということと、またリサプラっていうか、そういった施設もそこに入るのかっていうふうな細かいところの方針が決まると思うんですよ。

全体の流れとしては、広域のほうも、もう、南部のほうにおいては鳥栖市のほうでしていただかないといけないという流れがあって、それを管理者でもある、うちの橋本市長のほうに御意見をされて、御答弁をされていたという経緯もあるので、この南部のほうの方針っていうのは、もうむしろ、広域の云々をどういう方向に進んでいくのかっていうところを、様子を見るっていうのも大事かもしれないですけど。

様子によって変わるものでもなくて、むしろ、もう鳥栖市のほうでそうした、今後どのような方針で進めていくかっていうところまではいかないにしても、お考え方ぐらいはもう持ちながら、今年度の当初から――時期的に2月からの流れだと当初に反映させるのは難しかったかもしれないですね。

補正じゃないですけど、そうした感じで、もう切り離して、広域では広域の分で、もう上のほうの方針を待ちながらも、やっぱり下のほうは下のほうで、鳥栖市として鳥栖市議会のほうにお示しのできるような考え方とかを持っておかなければならない時期じゃないのかなと思っているんですけど。そのあたりの考え方はどうですか。

橋本有功市民環境部長

確かに、副委員長おっしゃるように、南東部につきましては、そういう汚染が出たということでございますので、それらをどうやって周りの影響が出ないような形でできるのかです

とか、再度調査をどういうふうに進めるべきなのかとか、その辺は、もちろん先ほど申し上げましたように、土地の所有者は鳥栖市でございますので、計画が変更されれば、当然、鳥栖市のごみの管理という形になりますので、そこは踏まえながら、考えていきたいと。

ただ、現状では、やはりどうしても区域がまだそういう、組合が進めている現状の区域がございますもんですから、公式的に、もう鳥栖市のほうでどんどん進めるという話にはなりませんので。そこは内部の中では考えつつも、先ほど申し上げましたように、最終的な決定がなされた後に具体的な取り組みになってくると思っております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

確かに、部長がおっしゃるように、広域の方針を追い抜いたような方針を示すことはやっぱりできんと思うんですよ。

多分、こっちが広域の様子を見ながらと、方針を見ながらっていう部分はあるかと思うんですけど、広域のほうからしても、ほかの1市3町の代表議員がおられるんで、こちらの考えというのは向こうの、広域の方針が決まった後は、鳥栖市はどのように考えられているかっていうのは、多分気になされるところかと思うんで。

ぜひ何か、そうした考え方っていうのを、今は内面でもいいので、そうした具体的な方針が組合で決まった際には、鳥栖市としてはこのように考えていますっていうような、もう具体的な方策じゃなくても、その考え方でもお示しできるように、ちょっと今のところは内々でかもしませんが、ぜひ検討とか考えを担当課といいますか、そこで共有しといていただければというふうにお願いをします。

ここ、答弁はあればというところでお願ひします。

橋本有功市民環境部長

その辺は、組合とも十分連携を図りながら進めていきたいと。

それぞれがそれぞれの情報を共有化しながら、遺漏のないよう行っていきたいと思っております。

成富牧男委員

今に関連して、ちょっとダブるところもあると思いますけれども、南東って言ったかね、南東部。（「はい、南東部」と呼ぶ者あり）南東部を決めたのは、鳥栖市が任されて最適地として決めたんですか。

橋本有功市民環境部長

今の、みやき町のほうの施設が平成35年度をもって20年間の稼働が終了するというところで、その10年前までに、みやき町に決める際に、次の建設予定地としてはみやき町以外で――そ

の辺がどのレベルまでで鳥栖市という形になっていたかは、ちょっとございますけれども――鳥栖市でということでの1市2町、組合からの御依頼もありましたし、その他の自治体からの要請もございました関係で、うちのほうで候補地を選定させていただいたということだと考えております。

成富牧男委員

よく言う、一任って言われたわけでしょう。もう、変なところは探さんやろうっていう前提で、最適地を探してもらえるんだらうということで、一任っていうことですね。

それで、今、出されとる宿題ですたいね。あそこに実は、最適地って思ってたところに、えらいやつがあって、私、そのところもちっと……、もうあっちからこっちから言われちゃっでしょうけど。

私、やっぱり一言、回答は要りませんが、環境対策課がする事業で、その環境対策課が過去――課の名称は違ごったかもしれんけど、過去携わったような事業がOBに聞かんとわからんやったっていうのは、もう、ちょっと笑止千万です。新産業集積エリアの問題と似たぐらい笑止千万。そういうのは絶対、世間では通らない。

例えば、これが、せめて学校を建てようと思ったら、実はこがんとが出てきたげなとかです。福祉施設をつくろうと思ったら出てきたげなっちゃうとやったらまだわかります。

それは幾ら、何か法律から言えば、その時点でそういう作業、本当にそこが建てられるかどうかっちゃう地質調査、土壌調査みたいなのでいいっていう言い方もされたと、私、思っていますけれども。

そういうことやなくて、それとは無関係に、本当はわかっとかないかんことですね。私、ちょっとそれ、強く言っときます。

ちょっとあんまり言いよったら横道にそれてしまいますので。

それで、今、課されとる宿題は何なんですか。

一任と同じで、あんたんところで一番いいところばちゃんと、今度こそきちっと探しなさいちゅう、あれじゃないとですか。

橋本有功市民環境部長

現状につきましては、昨年12月でも御説明申し上げましたように、南東部がそういう土壤になっていたということから、北西部のほうで事業について進める方向で検討したい、ということで首長会の中でも12月末に方向性が決まりまして、じゃ北西部については、そういう影響がないのかというような調査を現在行っております。

ですから、それで適している、適しているというか、影響がないということがわかり次第、再度、先ほど申し上げましたように首長会のほうで最終的な決定がなされるものと思ってお

ります。

成富牧男委員

最終的な決定をするに当たっての、幾つか選択肢があるわけでしょう。

例えば、こちら辺にしたら予算がえらい、こういうふうなことしたら予算がえらいかかるとか。

さっき言われたように、今のリサイクルプラザと実際のごみ処理施設を分けてせないかんとかですよ。

いろいろ焼却施設を分離せないかんとか、幾つかの選択肢があるっちゅうことですか。だから、今、まだなかなか答えが出てこんと。

橋本有功市民環境部長

稼動時期、次の稼動時期が平成36年度となっておりまして、そこまでに建設ができるためには、今どういう状況である必要があるのかということが一番重要かと思っております。組合のほうでもですね。

その際に、今回こういう課題が出てきて、それに対応した上で、間に合わせるためのやり方として、説明会でもちょっとお話させていただいたと思うんですけども、じゃ新たな場所を選ぶ時間的余裕あるのか。

それは、ちょっと厳しくて、今ある土壌対策をするようにしても時間が必要になってくるという中で、配置の計画を北西部のほうにすることについては、現段階では過去の履歴、地歴等を確認したところでは、その確認の状況ではいろいろな事がされているような土地ではないと。

昔から田んぼや畑やったというのが確認できてますんで、影響はないんじゃないかということで、じゃあ北西部のほうをもう一回調査した上で、どういった形で建設できるのかという判断をすることが、適切であろうということでの現状だと考えております。

成富牧男委員

もう、いろいろ言いませんけど、結局、さっき言われていたようなことに尽きると思うんですよ。

当然、組合のほうとその都度すり合わせとかやられていると思いますけれども。

だから、いずれにしろ、お尻が決まっとるっちゅうか、平成36年度っちゅうのがある中で、の選択肢だから、非常に限られていくと思うんですよ。

だけど、とにかく、平成36年、何か一から始めんでいいようなことでやっていただきたいと思うし、それこそ最小の経費で最大の効果が出るような、やっぱり選択が必要になってくると思うんですよ。

くれぐれも、そのところはよろしく、大変でしょうけど、お願いしたいと思います。

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「いっぱいあり過ぎて」と呼ぶ者あり）

どがんですか。（「一般質問でやります」と呼ぶ者あり）

牧瀬昭子委員

話の中で、みやき町のお話し合いの中で20年間で終了しますっていうのが規定の中であったと思うんですけど、鳥栖市としては、建てる前に何年間ですよとか、そういう契約っていうのは、もう結ぶ予定はありますか。

橋本有功市民環境部長

現在、うちのほうで、現在の衛生処理場のほうにということで、地元真木町の皆様とかお話しもさせていただき計画の中で、そういう処理場の基本的な耐用年数が30年ということが言われておりますので、30年という年数をめどにお話は進めさせていただいております。

牧瀬昭子委員

では、今回、南東部のほうでいろんなものが出てきたというのがあったと思うんですけど、最初の地元の説明会のときに、地元の方たちはもう知っていたと。

何でここにつくるんだと、危ないんじゃないかという話とかが出たと思うんですけども、それにもかかわらず、やっぱりここに建てますっていうので地歴調査とかが始まったと思うんですね。

今、北西部のほうに建てますよということで、以前、南東部のほうに建ててほしくないという方たちが、北西部だったらどうなのかって言ったら、いやいや、あそこは道が込みますので、いや、北西部には建てることはできませんっていうことが言われて。

それで、ええっていう話があったにもかかわらず、南東部のほうにもやっぱり出てきたっていうのがあって、地元の方たちの声とか、もう少し聞いといていただいて、事前に調べていう材料がいろいろあったときに、ぜひそこで調べといていただければ、ここまで時間のことを考えずに、別の選択肢をとることができたと思うんですね。

でも、もう今、せっぱ詰まっているから、どうしょうもないからこっっていうふうにしか考えられなくて、それは本当に、今後30年間使い続けるとなったときの、何か段階を踏むに当たって、ばたばたし過ぎではないかなっていうのがすごく不安に思うんですね。

この南東部のほうで出てきたものっていうのが、きちっと処理されるまでにどういう手段を選ぶのかとか、そこに地下水がどのぐらい張りめぐらされているのかとか、粘土層だから大丈夫だっていうけど、粘土層はどのぐらいのメーターあるのかとか、そのあたりも含めて鳥栖市全体、鳥栖市の部分なので、調査をしていただかないと、30年間もし使うのであれば、

それが北西部のほうまでしみ出していく可能性もありますし、また後ほど地震とか洪水だとかそういうこともあったときに、ほらやっぱり出てきたじゃないかというふうに、30年近くたってとか出てくる可能性もあるので。

そこは本当、建てる前の基盤となると思うので、そのあたりも含めて、要望として、ぜひ調査を、しっかりした調査をお願いしたいと思います。

橋本有功市民環境部長

経過の中で、さまざまな御意見もあるものとは、認識はいたしておりまして、ただ、段階段階での協議、検討が行われた上で現状に至っていると思っておりまして、ただ、現段階でそういった課題があることについては、認識をより深めて、今、牧瀬委員おっしゃったような部分については、鳥栖市としても、しっかりと受けとめて進めていく必要があるものと考えております。

藤田昌隆委員

今、質問の中で地元説明会、地元説明会で、今さっきあった、知っとったと。それは、何を知っとったのか。ごみがあるのを知っとったのか。そういう報告は、全然受けてないんですね、執行部のほうからは。

地元説明会やりました。その理由としては、あそこに決定したのは、まず市の土地であり、安価で、要するに土地代は要らんと。

2番目に煙突、あれをぶっ壊すのに国からの補助が出る。

それから、広域にすれば補助金の率が高くなる。

今、言われた、地元からあのごみがあったと、知っとったというその辺の報告は全然、一回もなかったですよ。

あったんですか、ほんじゃあ。

地元説明会を、あれ真木町と下野とか江島、それから高田、説明会やっていますよね。その中で出ていたんですか、報告として。地元説明会の段階で、あそこにごみが埋まっていると。

最終処分場のあれは知っていたと思うんですよね、確かに。あの下にコンクリートで埋まっていると。

しかし、グラウンド側、あその下にあれが埋まっているって、地元の皆さん知っとったんですかね。全然報告を受けていないんですけどね、そこは。

橋本有功市民環境部長

そこについては我々も、なかなか承知というか、そういった話が具体的にっていうのは確認できておりません。

我々として、そういう状況であったかなかったかっちゅうことについては、なかなか、何をもってそれがそうだったと、確証が得られるのかっちゅうのは非常に難しい部分がございますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

藤田昌隆委員

地元の人にはね、納得したと。

今言った、安く、市の土地だからっていう、後々出てきたのは、あのエリアが非常に低いと。だから、水が高く、水位が高くなって使いもんにならんようになるかもしれないというのが1つと、それからあと、焼却場に隣接するそのアクセス道路、パッカー車とかそういう専用道路を、きちんと道路を整備してほしいという報告は聞いたんですよね。

ほんじゃあ、ごみがずっとあったち。さっき、OBの方からしか聞いてないっち。そういうはずはないんですよね。

だって、業務が、要するに退職する場合には、きちんと次の人に引き継ぎはあるじゃないですか。引き継ぎはあるはずですよ、違うと。引き継ぎなしで退職されるっていうのはないと思うんでね。

それがないっちゅうのもおかしいし、恐らくのその時点で、OBから聞かんでも、知ったんじゃないかっていうような推測はされるわけですよ。

ともかく、尻が決まっているしね、まだそのほかに、問題点っちゅうのはいっぱいありますよね。

実際に、近隣の小森野とか、ああいう問題も解決してないし、何もかんもが宙に浮いたまんまになっているんで、結局、もう鳥栖市に任せますという環境施設組合の議会の中で言われているわけですからね。

だから、鳥栖市が全面的に責任を持ってやってもらわないと、市民の生活に大きな影響を与えるんで、その辺は、よっぽど気を引き締めて、ともかく期間内にやるということを、ぜひお願いしたいんですよね。

だから、もう少しきちんと、隠さんで出さないかんものはきちんと出して、しとったがよかったんやないですかね。

以上。

中川原豊志委員長

答弁もあるかと思いますが、暫時休憩します。

午後2時37分休憩

中川原豊志委員長

では、ごみ袋がふえたことと、ごみの減量化についての関連性を御答弁お願いします。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

ごみの減量化についてですけれども、鳥栖市の環境基本計画のほうでごみの排出量を1人当たり、平成28年度で871グラムという目標値を持っておりました。

それで、平成33年度で846グラムというものを持っておりましたけれども、平成29年度では、全体で845グラムと、平成28年度の871グラムよりも低い数値を持っておりましたけれども、現在のところ、この計画に基づく数値としましては、低いものでございます。

それで、ごみ袋の量でございますけれども、増加した経過といたしましては、人口増と資源リサイクル率の低下によるものだと考えております。

成富牧男委員

ちょっと、気になるのは、資源リサイクル率の低下なんですけれども、これは、何か要因があるんですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

要因といたしましては、やはり資源回収奨励金のほうでも減ってきておりますので、特にその要因としましてどういうのがあるのかっていうことは、把握はできておりません。

成富牧男委員

把握できてないけど、確かに受け入れる量が減りよるっっちゃう話でしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）ですよね。それは、やっぱりもうちょっと調べてもらわんといかんのやないかなあと。

とにかく、計画が計画倒れにならないように、ひいては、その施設そのものも、新しいごみ焼却施設も、そういう目標を前提に、規模とかいうのを決められていくと思いますので。

これについては、全体のそれぞれの市町の計画とかとの整合性とか、全体のとか、いろいろありますけど、そういう話はまた別の機会にさせていただくとして、ぜひ、ごみ減量化に向けての今までの計画の中にも、その方策なんかもいろいろ記述されておりますので、それをぜひやっていただきたいなと思います。

終わります。

中川原豊志委員長

ほかの御質問、ございますか。

成富牧男委員

これ、何の場所で言うたかな、とにかく委員会場で言いましたけれども、市民課関連で言うならば11ページになりますかね。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳、こないだお尋ねしたのがサンメッセで——住民票とそれから印鑑証明かな、されているのは——されているということもあり、市民課の仕事もあそこにはあるということで、あそこは、1 つは文化芸術振興課が基本的に管理しているんですよ。

そういうこともあるという前提なんですけど、現在、文化芸術振興課の係長さんが兼務をやっているんですよ、市民課の。市民課の係長の兼務をやっているんでしょう、それ、間違いないですか。

村山一成市民課長

おっしゃるとおりでございます。

成富牧男委員

それで、余りぐだぐだ言いませんけど、要は、この間ここで質問したときに、実際苦情があるときには、もう市民課のほうで対応していますというふうに言われたんですよ。

であれば、今の形だけの芸術振興課の係長さんが兼務っちゅうのは、やっぱ私は、もうやめて、むしろ、結構、やはり、窓口に、実際、交付する内容っちゅうのは簡単なんでしょうけれども、やっぱりいろいろなやつを注文されているとか、窓口、何でもできるんじゃないかということで、市民の方がいろいろな質問もされるっちゅうような話も、何でこれ、できんとかとかも含めてね。

実際は、市民課の職員が苦情とかにも、課長を初め行っておられるのであれば、市民課の兼務の係長が芸術振興係長じゃなくて、むしろサンメッセに、やはりきっちり係長、市民課の係長さんなり、私は、それが一番いいと思うんですけどね。

そういう形で、とにかく、今のやり方はやっぱりおかしかですよ、実態と違うから。

というふうに思いますので、いつも、先に福祉のほうで、先に審査になりますので、いつもそちらに言ってしまいよるけど、まだ4月1日までありますから、ぜひ問題提起をしていただきたいと、協議をしていただきたいなと思います。

要望です。これ以上、言いません。

中川原豊志委員長

いいですか、要望で。

牧瀬昭子委員

先ほどの、システムの件でなんですけれども、コンビニの手数料ということで。資料の11ページで合っていますかね。

この分の手数料の、コンビニでっていうのが656万6,000円っていうことだと思うんですが、合っていますでしょうか。

いいですかね。

その分っていうのは、何人ぐらい利用されての金額なのかっていうのを教えていただけますでしょうか。

中川原豊志委員長

コンビニ手数料と人数。

村山一成市民課長

資料は12ページでございます。節12の役務費の中にございます手数料17万8,000円が、新年度でお願いしている予算額、コンビニの手数料でございます。

現状といたしましては、平成30年度の御利用状況なんですけど、4月から本年1月までに至りますまで、現在817件の御利用がっております。

手数料の単価は、1件115円でございます。掛ける817件分が現在のところ支出している金額ということになります。

新年度の17万8,000円につきましては、年間1,500件を予定しておりまして、掛ける115円で計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかの御質問はございますか。

よろしいですか。

牧瀬昭子委員

まちづくり推進センター費の分で教えていただきたいんですけども。

放課後子ども教室の分なんですけれども、節8報償費なんですけど、何人ぐらい子供さんは通っていらっしゃいますか、何年生ぐらいがメインでしょうか、教えてください。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

放課後子ども教室数の利用状況ということでございますけれども、平成30年度につきましては、まだ事業の途中でございますので、平成29年度の実績でいきますと、小学生を全学年対象にしたところ、各地区で、まちづくり推進センターを主な活動場所として開催をしておりまして、延べ人数でございますけれども、参加者については平成29年度の年間で7,307人ということになっております。（「延べ数でございますね」と呼ぶ者あり）

延べ人数でございます。

それで、1回当たりでいきますと、平均5人から10人程度で利用をいただいているような状況でございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

今、なかよし会に入れなくて、行き場に困っている方たちがいらっしやると。

特に、4年生以降のお子さんたちが四、五人とか各校区いらっしやると思うんですけど、その方たちの、下支えというか、行き場所になっているのかなっていうのがちょっと気になってお尋ねしたんですが。

そのあたりは、時間帯とか御要望に沿えたものなのかっていうのを、ちょっと知りたかったものでして。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

放課後子ども教室の開催につきましては、主に学校が早く終わります水曜日の午後であるとか、あとは土曜日の午前中、学校がないときですね。

それと、夏休み等の長期休暇の際に実施をしておるところでございまして、放課後子ども教室については、さまざまな、全ての児童を対象に開催をしているというところでございますので、広く利用いただけるように周知等も図っているところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

その指導員の方は、何人ぐらいおられるのでしょうか。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

指導員の人数につきましては、いろんなそれぞれの、まちづくり推進センターのほうで開催する教室に応じていろいろ人数を、例えば、書き方教室の際に書き方の先生に来ていただくとか、お茶の教室をするときにお茶の指導をいただける方に数名来ていただけるとかいうことになっております。

大体教室それぞれ開催するに当たりまして、2人とか3人で対応していただいている場合もございます。

牧瀬昭子委員

1人当たりの謝礼というのは、どのぐらいなのでしょう。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

放課後子ども教室で御協力をいただく方につきましては、一定国のほうで謝礼の額等が定められているところもございまして、鳥栖市においては、1回の教室当たり、お1人当たり大体2,000円でお支払いをしているところでございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、国保事務にかかわる人件費や事務費に係る経費の繰り入れでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、保険税軽減の対象となる被保険者の保険軽減相当である保険税軽減分と、保険税軽減の対象となる一般被保険者数に応じて、平均保険税の一定割合である保険者支援分を繰り入れるものでございます。

出産育児一時金繰入金につきましては、出産育児一時金の費用のうち、3分の2を繰り入れるものでございます。

財政安定化支援事業繰入金につきましては、低所得者が多い、病床数が多い、高齢者が多いなど、保険者の責めに帰することのできない特別な事情による国保財政の負担について、地方財政措置された分を繰り入れるものでございます。

子どもの医療費助成事業繰入金は、子どもの医療費助成の実施による国保財政の影響分を補填するための繰入金でございます。

特別繰入金につきましては、その下の、項 2 基金繰入金と一緒に説明申し上げます。

平成29年度末で累積赤字を解消するために、県の広域化等支援基金から借り入れておりました 6 億円の償還が平成31年度から始まります。

平成31年度から 5 年間、毎年 1 億 2,000 万円を償還していくこととなります。

その財源は、一般会計から繰り入れることとしておりましたが、平成29年度末の累積赤字解消時に、県から 6 億円借り入れたのと同時に、一般会計からも 6 億円繰り入れましたので、余剰金が 1 億 9,000 万円ほどあり、その余剰金は、国民健康保険基金に積み立てておりました。

積み立てた余剰金につきましては、一部精算による平成29年度分国庫負担金の返還金などの財源といたしましたが、まだ残金が 1 億 871 万 8,000 円ありますので、この 1 億 871 万 8,000 円と、一般会計からの特別繰入金 1,128 万 2,000 円を合わせて 1 億 2,000 万円とし、平成31年度分の県広域化等支援基金の償還金の財源としたいと考えております。

6 ページをお願いいたします。

款 8 諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料のうち、目 1 一般被保険者延滞金及び目 2 退職被保険者等延滞金につきましては、当初見込み額を計上いたしております。

7 ページをお願いいたします。

項 3 雑入のうち、目 2 一般保険者第三者納付金及びその下の目 3 退職被保険者等第三者納付金につきましては、交通事故など第三者の行為による保険給付の請求に伴う損害賠償金の当初見込み額を計上いたしております。

以上が歳入につきましの説明でございます。

資料の 8 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費のうち、節 2 給料から節 4 共済費につきましては、国保業務に従事する職員 7 人分の人件費でございます。

節 9 旅費から節 12 役務費につきましては、それぞれ国保業務に係る経費を見込みにより計上いたしております。

節 13 委託料のうち、第三者行為求償事務委託料及び共同電算処理業務委託料は、第三者行為による求償事務、レセプトの例月処理や、被保険者の資格異動処理などの業務を国保連合会に委託するものでございます。

目 2 連合会負担金につきましては、県内の市町が加入する佐賀県国保連合会の運営経費に対する市町の負担金でございます。

目 3 医療費適正化特別対策事業費のうち、節 12 役務費につきましては、国保連合会で対応するレセプト点検処理に係る手数料でございます。

資料の 9 ページをお願いいたします。

項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費のうち、節 4 共済費及び節 7 賃金は、国保税の滞納整理に従事する国保税滞納整理補助員の社会保険料及び賃金でございます。

節 9 旅費から節 12 役務費につきましては、滞納整理や督促、納税通知など、国保税の賦課徴収に係る事務処理経費でございます。

節 28 繰出金につきましては、国保税の収納に係る滞納整理システム関連経費等について、一般会計に繰り出すものでございます。

項 3 運営協議会費につきましては、鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会の経費でございます。

10 ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費及び目 2 退職被保険者等療養給付費につきましては、被保険者が医療機関の窓口で自己負担分として支払った残りの医療費分を現物支給として支払うものでございます。

目 3 一般被保険者療養費及び目 4 退職被保険者等療養費につきましては、柔道整復師による施術や、コルセットなどの治療用具の経費に対して現金給付として支払うものでございます。

目 5 審査支払い手数料につきましては、レセプトや柔道整復施術療養費支給申請の審査や、医療機関等への支払いなどの手数料であり、国保連合会へ支払うものでございます。

項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費及び目 2 退職被保険者等高額療養費につきましては、被保険者が一月の間に利用機関の窓口で支払った一部負担金の額が、その所得に

応じて一定の限度額を超えた場合に、被保険者に対し支給するものでございます。

目 3 一般被保険者高額介護合算療養費及び目 4 退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険両方の自己負担を年間で合算した額が一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものでございます。

11ページをお願いいたします。

項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金につきましては、被保険者に、出産 1 人につき 42 万円を支給する出産育児一時金に要する経費でございます。

項 5 葬祭諸費、目 1 葬祭費につきましては、被保険者の死亡により、葬祭を行ったものに対して、被保険者 1 人につき 3 万円を支給するものでございます。

12ページをお願いいたします。

款 3 国民健康保険事業費納付金につきましては、県全体での国民健康保険運営に必要な経費の一部として鳥栖市が県に納付するもので、項 1 医療費給付費分、項 2 後期高齢者支援金等分、項 3 介護納付金分、それぞれ県からの提示額を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

款 5 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査、特定保健指導の事業実施に要する経費でございます。

14ページをお願いいたします。

項 2 保健事業費、目 1 保健衛生普及費につきましては、年 3 回発送する医療費通知の経費及び年 4 回発送する後発医薬品差額通知の郵送料及び通知書作成委託料でございます。

目 2 療養費につきましては、被保険者の健康づくり事業といたしまして、はり・きゅう施術 1 回につき 1,000 円を助成するものでございます。

目 3 健康推進事業費のうち、節 12 役務費及び節 13 委託料につきましては、人間ドック等の助成に係る経費を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。

款 7 公債費、下のほうの項 2 広域化等支援基金償還金につきましては、先ほど歳入でも申し上げましたとおり、累積赤字解消のために県から借り入れました県広域化等支援基金の平成 31 年度分償還金でございます。

款 8 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 一般被保険者保険税還付金及び目 2 退職被保険者等保険税還付金につきましては、所得の更正や社会保険加入により、過年度還付金が発生した場合の還付金を計上いたしております。

款 9 予備費につきましては、2,000 万円を計上しております。

説明は以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

説明が終わりでしたんで、質疑を行います。

いかがですか。

成富牧男委員

4 ページの3 段目、款4 県支出金、項1 県補助金の節2 特別交付金、これについて、長くなりますか、説明は。この説明のところの丸4 つ、どういう趣旨の交付金とかいう形での説明をお願いしたいと思います。

これ、初めてなのか、今までもあったものなのかとか、そこら辺も。

古賀友子国保年金課長

これらの交付金につきましては、平成29年度までは国から直接入ってきた分ですとか、県から入ってきた分もございますけれども、保険者努力支援金というのは新しい、平成30年度から創設されたものでございますが、平成28年度から前倒しで来ておりまして、国が定めたいろいろな基準がございまして、それに該当するか該当しないかで各市町の点数が決まりまして、それに応じて交付金をもらえることになっております。

特別調整交付金につきましては、結核性疾患とか精神病に係る療養給付費が多いということとありますとか、非自発的失業者が多いとか、その他、特別な事情が定められておりますので、それに応じまして、基本的にこれは、今までの制度では国から直接来ておりましたが、平成30年度からは県を通して来るようになっております。

県繰入金（2 号分）というのは、今まで県の2 種交付金と言っていた部分でありまして、こちらにつきましても、普通に算定するようなものではなくて、その市町でいろいろな事業を行っているってということで、県のほうでメニューが決められていますので、それを実施しています市町に交付されるものでございます。

特定健康診査等負担金につきましては、国の基準による査定にはなりますけれども、集団健診とか個別健診、あと保健指導をした場合に国から3 分の1、県から3 分の1 それぞれ来ておりましたけれども平成30年度からは、県からまとめて3 分の2 が交付されるようになっております。

以上でございます。

成富牧男委員

平成31年度から新たについていうのはないようですけど、要は、今ちょっと例示ぐらいしてもらいたいとですけど、例えば、こういうことをやることによってふえるとか加減されると

か、何かそういう交付金なのかどうなのか。

わかりますか。例えば、こういうことをやれば、この交付金がふえとか。そういうのがないのなら、そういう加減されるような話じゃないんですね、この交付金は、全部。

であれば、御心配無用っていうふうに言っていただいてもいいんですけど。

古賀友子国保年金課長

保険者努力支援金につきましては、例えば特定健診の受診率が全国平均より高いとか、収納率が高いとか、そういうところに重点的に行くようにはなっていますので、なかなか鳥栖市としては苦戦をしているところでございますが、その他の努力でできる部分については、いろんな事業とか進めていって、できるだけ加点を取れるようなことはしていきたいと思っております。

けれども、主なウエートはそちらの受診率、収納率ということになっておりますので、そちらのほうもどうにかできないかなというところで考えているところでございます。

成富牧男委員

なかなか国のほうに対して不信感が強いもんだから、すぐこういう交付金とか調整交付金とかいう話になると、一番懸念するのは、そのしわ寄せが加入者、被保険者っちゅうかな、国保に加入されている方に、マイナスの影響があるっちゅうことになるといかんなあと思って。

例えば、今ちょろつと言われた、徴収のやつでも、鳥栖市の場合は、余り非人道的なことはやっておられないみたいですけど、全国を見るとね、かなり非人道的と思われるような徴収の仕方なんかもやられとるんで。

そういうことで点数が上がるということになるといって、それはちょっと違うかなと思っていますので。無理してこの交付金……。

交付金はプラスなんですか。例えば、今言われたような点数でっちゅうのは、プラス、マイナスあるんじゃないなくて、それをしたらプラスになるという仕組み、制度ですか。

古賀友子国保年金課長

一応、全てが点数制になっております。

これをしたら50点とか、これをしたら1点とかいろいろありまして、それを全国で、全国の市町村がどのくらい点数があるかということになっているんですけど、国が基本としています予算は余り変わりませんので、よそが努力すればその1点の価値がどんどん下がってきちゃってということになります。

ですから、するかしないかだったら、するほうがいいと思いますけれども、これをやったから、じゃ去年より上がるのかってなると、ほかの市町村も努力をすれば、実際にそれが必

課徴収費など後期高齢者医療事務に要する経費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合の共通経費について、それぞれ一般会計から繰り入れをするものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減分につきまして、県が4分の3、市町が4分の1の負担割合で補填いたします後期高齢者医療保険基盤安定負担金を一般会計から繰り入れするものでございます。

17ページをお願いいたします。

款5諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1償還金につきましては、保険料の還付金を広域連合から受け入れるものでございます。

以上が歳入についての説明でございます。

資料の18ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節9旅費から節12役務費につきましては、後期高齢者医療の事務処理等に要する経費を計上いたしております。

項2徴収費につきましては、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務処理等に要する経費を計上いたしております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収いたしました後期高齢者医療保険料及び広域連合での共通経費、並びに保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものでございます。

資料の19ページをお願いいたします。

款3諸支出金、項1償還金及び還付金につきましては、所得の更正などにより、過年度還付金が発生した場合の還付金等の見込み額を計上いたしております。

説明は以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

どなたかございますか。

成富牧男委員

さっきの健康保険のほうもそうですけど、この後期高齢者のほうも合わせてお尋ねしたいんですけど、10月からの消費税引き上げ分がどのような形で反映されているのでしょうか。

反映されてないなら反映されてないと、まず、そのところ、ちょっとお尋ねしたいですが。予算を組むときに。

古賀友子国保年金課長

先ほどの国保につきましては、特定健診の委託料とかが9月までは8%、10月からは10%という見込みではあります。

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

この積算により、1時間当たりの使用料の金額は、集会場及び大広間が現在の450円から460円に、調理実習室が250円から260円に値上げとなります。

なお、その他諸室については、変更はございません。

施行日は平成31年10月1日からとしております。

以上で説明を終わります。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

条例案等参考資料の27ページをお願いします。

議案甲第9号 鳥栖市衛生処理場設置及び使用料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

改正の理由としましては、消費税の改正により引き上げられるもので、し尿処理施設使用料を改正するものでございます。

改正の内容としましては、し尿処理使用料の算定後に乗じる率を100分の108から100分の110に改正するものでございます。

施行日は、平成31年10月1日となります。

続きまして、31ページをお願いします。

議案甲第11号 鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

改正の理由としましては、消費税の改正により、一般廃棄物処理手数料を改正するものでございます。

改正案の算定方法につきましては、前回の料金を1.05で割り、円未満を切り上げ、1.1を掛け、10円未満を切り捨てております。

なお、ごみ袋につきましては、円未満を切り捨てております。

改正の内容としましては、別表第1中の指定ごみ袋の可燃用ごみ袋（小）及び不燃物用ごみ袋（小）を25円から26円に、粗大ごみシールを510円から520円に、一時多量排出ごみの料金を7,200円から7,330円に、衛生処理場へ小動物廃棄物を個人の方が搬入される場合、300円から310円に、同じく事業者の方が搬入する場合は、1,540円から1,570円に改正。

また、し尿収集運搬手数料は、算出後に乗じる率を100分の108から100分の110に改正するものです。

施行日は、平成31年10月1日となります。

以上、説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

平成31年 3 月 8 日（金）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長	詫間 聡
健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長	小柳 秀和
社会福祉課長補佐兼地域福祉係長	庄山 裕一
健康福祉みらい部次長兼こども育成課長	石橋 沢預
健康増進課長兼保健センター所長	坂井 浩子
文化芸術振興課長	松隈 義和
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長	古賀 達也

市民環境部長	橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐 兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
市民課長	村山 一成
国保年金課長	古賀 友子
国保年金課健康保険係長	田中 綾子
税務課長	青木 博美
税務課長補佐兼市民税係長	槇 浩喜
環境対策課長兼衛生処理場長	佐々木利博

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係長 横尾 光晴

5 審査日程

自由討議

議案審査

- 議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）
- 議案乙第2号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案乙第3号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案乙第8号 平成31年度鳥栖市一般会計予算
- 議案乙第9号 平成31年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算
- 議案乙第10号 平成31年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案甲第1号 鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例
- 議案甲第5号 鳥栖市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例
- 議案甲第6号 鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案甲第7号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案甲第8号 鳥栖市保健センター条例の一部を改正する条例
- 議案甲第9号 鳥栖市衛生処理場設置及び使用料条例の一部を改正する条例
- 議案甲第10号 鳥栖市休日救急医療センター設置条例の一部を改正する条例
- 議案甲第11号 鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案甲第21号 鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例
- 議案甲第23号 鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例
- 議案甲第24号 鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例
- 議案甲第25号 鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例
- 議案甲第26号 鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

報 告（市民環境部税務課、国保年金課）

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午後 1 時38分開議

中川原豊志委員長

厚生常任委員会を開きます。

~~~~~

自由討議

中川原豊志委員長

これより、委員間で自由討議を行いたいと思っております。

今回、付託されました議案も含め、議員間同士で協議をしたいことがございましたら、御発言をお願いいたします。

樋口伸一郎委員

自由討議の中では、保育行政全般について、今後のあり方でちょっと提案をしたいと思います。

幼児教育の無償化とか、例えば、それに伴う公立の実質負担100%とか、そういう部分があるので、今回上がった議案外にも計画の見直しとかもあるので、保育行政に関してはどういった選択肢ができるとか、そういうことを検討しながら進めていただければというふうに提案をさせていただきたいと思います。

中川原豊志委員長

今、樋口副委員長から、幼児教育の無償化に伴う保育行政のあり方についてということでは、提案がございましたけれども、この件について何か御意見、またはお考えがありましたらお願いしたいと思います。

成富牧男委員

その前に、自由討議やけん確認やけど、子ども・子育て支援計画も見直しがあるとよね、もう5年たって。（「この1年間が見直しです」と呼ぶ者あり）

ということは、今言われたようなやつも包括的に入ってくるわけかいな。

入ってくるよね。（「入ってきます。ニーズ調査していますので、今」と呼ぶ者あり）

だから、大いにそういうところでもきちっと……、どっちみち計画ばつくらないかんわけやけん。今、言われたような問題、提起されたような問題はあると思います。

それで、（発言する者あり）もうちょっとよかですか、続けて。

それで、さっき予算審査の中でも言ったけど、ちょっと言い足りなかったのは、入ったらん人たちが損から損やんっちゅう乱暴な言い方したけど、いわゆる、私たちも入れてっていう人がふえてくる可能性があるっちゅうことやね。

だから、今うちが待機児童はないって言いよる、入所待ち児童しかないっち言いよるけど、待機児童が出てくる可能性があるっちゅうことですよね。

そこら辺もやっぱり、ちょっと強調されないかんのかなあと。

それと、あと言われた、来年度以降はまさに100%市は負担せないかんごとなるから、勢い、方向的には、もう背に腹はかえられんちゅうことで、民営化のほうになりそうな感じ。

私は、それについてはちょっとね、やはり公的な保育園の役割っちゅうのはあるわけだから、それはそれとしてやるべきだっていう考え方ばってんが。

そこら辺を含めて、やっぱり役所の中でも十分議論してもらいたい。

それが具体的には、さっき言われた計画の中にも反映されるんじゃないかというふうに思っております。

#### **森山林委員**

一応、今、内容を言われたばってん、保育行政全般についての中での無償化に伴うとが1つ。

そして、今、言われましたように待機児童、ここの問題も、自分の行きたかところに行けないところ、待つとが結構多かわけですよ。

本当に、待機児童はゼロならゼロということばってんがですよ。自分の行きたかところに行けんというかそういうことあるわけですよ。行きたかところに行けないと。

そういうことも含めたところの保育行政全般と、この中の、今言う無償化に伴うとが1つと。

そういったいろんな問題があるけん、それについて、例えば市も、もう民営化ということになったほうがよかって、逆に言うと。

一応、そういうことです。

#### **藤田昌隆委員**

やはり現場の声、やっぱり親御さんの声とかね、ほいから、公的も私立もあるわけやけん。

その辺のきちんとね、やっぱり実施するまでには説明を、十分わかった上で——親もわかっとかないかんっちゃけんね、これは。親も。

そういうことで、ぜひ丁寧な説明、要するに、現場の声をきちんと吸収した上でせんと、何か偏り過ぎとかね。

要するに、さっきもあつたように、待機児童ががんがん生まれる可能性もあるんで、ぜひ現場の声をよく聞いた上でやってほしいということです。

牧瀬昭子委員

待機児童のことももちろんなんですけど、やはり先生たちが足りないっていうことがまず上がってきていたと思うので。先生の数もなんですが、質の問題もぜひ確保しつつ、先生たちが研修に行きやすいとか、本当に日々、悩みながらされている先生たちを下支えする、そういったサポート体制といいますか、そういったのも充実させながら、ただ単に子守をするみたいなのではなくて、幼児教育っていうもののあり方とか、大切さとかっていうのを鳥栖市全体でわかりながら、そこに力を入れていくぞという気持ちで取り組むということを求めています。

以上です。

古賀和仁委員

3歳から5歳までの話がかなり出ているんですけど、実際には0歳から2歳までも、これも子育ての中の1つですから、ここも踏まえてやっていかないと。ここについては、全く無償にはならないんですから、ここは有料ですからね。この辺もしっかり踏まえてやっていくということ。

それと、もう一つは、保育士の確保をどうするか。確保っちゅう言い方は悪いかもしれないですけど、実際に携わる人をどうやって働きやすいようにするかと。

これも踏まえてやっていかないと、なかなか、これによって、下手すれば、0歳から2歳がふえるんじゃないかという可能性もあるということですから、そうすれば、ますます足らんことになるという状態になりますからね。この辺の、人材の育成と確保というのをしっかりやっていかなきゃならないかと。

ここを踏まえてから子育て計画を立てないと。ただ、キャパをふやせばいいとか、ただにすればいいとかちゅう議論だけで終わってしまうといけなないと、私はそういうふうに思っております。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後 1 時45分休憩



午後 1 時55分開議

中川原豊志委員長

再開します。

保育行政全体についての御意見がありましたので、先ほどちょっと触れましたけれども、幼児教育の無料化に伴って、今後保育行政の全般の見直しといいますか、待機児童の問題とか、それから保育士の確保とかそういったものを含めて積極的に取り組んでいただきたいというふうな要望を自由討議の中で、採決の前にさせていただくというふうに思っていますので、そういうことでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

暫時休憩します。

午後 1 時56分休憩

~~~~~

午後 2 時 8 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

自由討議につきましては、先ほど藤田議員からの御提案がありましたスタジアムの塗装改修工事の発注の件でございますけれども、一応、委員会の総意ということで、総括前に担当部署のほうに確認と要望をするというふうにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに自由討議、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、自由討議を終わります。

~~~~~

中川原豊志委員長

休憩します。

午後 2 時 9 分休憩



託業務だからこうしたニーズ調査ありました、だけじゃなくですね。

こうした計画策定になりましたので、これに準じてやりますだけじゃなくて、その中身とか経緯をしっかりと収集して理解へつなげていけるように取り組んでほしいと思っております。

それと、まだはっきりしてない部分もあるかもしれないんですけど、幼児教育の無償化に伴う影響については、わからないと言えども、想定はしながら取り組んでいただければというふうに思っています。

例えば、公立保育所の関連する当初予算に関しましても、どうしようもなくなって、例えば公立保育所だけで言えば、質問等でもあったように、負担としては公立だけで考えれば100%になりますんで、どうしようもなくなってからの民営化とかの選択とかではなくて、私立の見本とかお手本になれるような公立のあり方を考えてほしいと思っております。

そのためにも、やっぱり公立保育所のできることとしては、嘱託職員のここ数年の減額補正の推移とかも考えて、正規職員を増員するための予算確保につながるような検討とか、予算確保じゃなくても嘱託職員さんと正規職員さんのバランスを調整しながら検討をしてほしいと思っております。

これも、ずっと永久にやっていくんじゃないで、鳥栖市の人口ビジョンでもここ数十年やれば子供は減っていくっていうふうな推移もされてますんで、子供が減少していくような時代に入ってしまうと、その保育士の分母であっても人数自体も、関連の予算も減額をしていかなければいけないし、それは段階を踏まえてしっかり調整はしていけると思うので、現在のできるところの考えとしては、やっぱり、まずできる職員増員に関して努力をしていただきたいというふうに要望して、総括とさせていただきます。

終わります。

**中川原豊志委員長**

よろしいですか。

ほかございますか。

**藤田昌隆委員**

ごみ処理施設の問題なんですけど、何遍も言いますが、このごみ処理施設は、市民の生活に直結する大きな問題です。

それで、当然、この委員会もかわりが大きくありますし、それでもう一つ、東部環境施設組合議会というのがあります。

そういう中で、どうも話を聞くと、なかなかうまく連携がとれていないような気がします。連携がとれないっていうのは、非常に情報が一方的なのか、その辺がちょっと不足しているような気がしますので、ぜひとも、これはお願いします。

できたら、橋本部長もそういう議会に傍聴でもいいし、もう少し深くかかわってほしいなという気がします。

ぜひ、その辺の御検討、よろしくお願いします。

以上です。

#### 中川原豊志委員長

いいですか。

よろしいですか。

#### 成富牧男委員

私からは、組織の見直しといいますか、予算については、審査終わったわけなんですけれども、私が、どこも結構大変だと思うんですけど、特に、いつも私が気になっとるのが個別に言いますと社会福祉課ですね。

4係でありますよね。あそこの課長さんは大変だと思います。

それぞれ、高齢、障害、そして地域福祉、そして——もう一つあったろう、それだけかいな。（「保護」と呼ぶ者あり）保護、まだ重たい保護っちゃうのがありますね。

それを1つの課長さんがやられる、失礼ですけど、やれるはずがないと私は思っています。

だから、ぜひ、やっぱり上からの組織の見直しを待たず、この問題、ここについては、上のほうに、しかるべき組織を扱うところ、総務なんだろうけれども、しっかり上げていたきたいと。

今、いわゆる組織の見直しが、何かボトムアップのちゃんとしたルールがないみたいな話もちよっと伺っていますのでね。

やっぱり皆さんも、ちゃんとした仕事をちゃんとした環境でやりたいというふうに思われていると思いますので、結局、最終的には市民のためなんですね、そういう組織の見直しって。

組織の見直して具体的にいうと、やっぱりあれは課を2つぐらいに分けないかと私は思っていますので。生活保護と、何か地域福祉の担当を1つ、福祉事務所、庶務課か何かに全体を見てもらって。

そしてあと、ほかのやつをもう一つ係、高齢と障害の係を1つの課とするとか、具体的にはそういうこともすべきやないかと。

積極的に提案をされるべきだというふうに思います。

これは、私が一番気になるところを挙げただけで、ほかも一緒ですよ。こども育成課にしても、やっぱり福祉はかなり昔のところから見ると厳しい職場になっていると思います。

昔は、どっちかっていったら、ありがたいございますと言われるような仕事の間やっただけ





中川原豊志委員長

まず、議案乙第1号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案中、当厚生常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



議案乙第2号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第2号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第3号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第3号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案とおり可決いたしました。

~~~~~


中川原豊志委員長

次に、議案乙第10号 平成31年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案甲第 1 号 鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第1号 鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

議案甲第5号 鳥栖市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第 5 号 鳥栖市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

## 議案甲第6号 鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

## 議案甲第7号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

## 議案甲第 8 号 鳥栖市保健センタ一条例の一部を改正する条例

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

〔替成者举手〕



〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

〔賛成者举手〕

議案甲第11号 鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第11号「鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例」について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

挙手多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案甲第21号 鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第21号 鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

挙手多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案甲第23号 鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第23号 鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

挙手多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第24号 鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第24号 鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

挙手多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

議案甲第25号 鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第25号 鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

中川原豊志委員長

次に、議案外ではございますが、執行部のほうから報告をしたいという旨、申し入れがっておりますので、お受けをいたします。

青木博美税務課長

それでは、議案外ということで、専決予定の鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

資料は、06厚生常任委員会参考資料（議案外）をお願いいたします。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

お願いします。

青木博美税務課長

それでは、2ページをお願いいたします。

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要についてということで、専決予定分について御説明をいたします。

まず、改正の理由といたしまして、地方税法等の一部改正が今国会において協議中でございまして、3月末に成立となる予定でございます。

この中で、平成31年4月1日及び平成31年6月1日施行のものについて、議会に諮る時間がないために、専決が必要なものとして予定しております。

改正の主な内容といたしまして、個人市民税で2点ございまして、まず、第1点は、ふるさと納税の寄附金税額控除に係る見直しでございます。

これは、ふるさと納税に対する返礼品が、金額にして過度なものが多くなっているというようなことから、これに対してきちんとした規則を設けて、その基準に合ったものかどうかということを総務大臣が指定をいたしまして、指定を受けたものについて、寄附金の税額控除を認めると。

そして、指定を受けられなかったものについては、寄附金の税額控除の対象外とするというようなことでございます。

内容としましては、寄附金の返戻品で、返礼割合が寄附金の3割以下とすること。また、返礼品を地場産品とすることなどが盛り込まれております。

ふるさと納税に関しては、平成31年6月1日施行を予定しております。

次に、住宅ローン控除期間の拡充でございます。

これは、平成31年10月1日の消費税率引き上げに伴いまして、所得税における住宅ローン控除の控除期間が3年延長されることによりまして、個人住民税の控除期間を3年延長されるものでございます。

内容としましては、住宅ローンの残額の1%を控除するというものでございますが、現在、10年間控除がきいておりますが、内容はそのままでございますけれども、控除期間を13年と延長するものでございます。

この対象としまして、消費税率が10%になります平成31年10月1日から平成32年12月31日に取得された消費税10%が適用された住宅ということでございます。

施行予定は、平成31年4月1日を予定しております。

もう一点、この中には書いておりませんが、これ以外で、固定資産税関係があるんですけれども、条例内容は変わらずに、地方税法改正による番号ずれというものがございしますので、その点も同時に改正したいと思っております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

この際ですんで、確認したいこと、意見等がありましたらお受けいたしますが。

成富牧男委員

議会にかける時間、いとまがないちゅうことでしょうけど、前もこれ、議論されたと思うけど、ないんですかね。

その予定っていうのは、3月末、まさに3月末の予定ですよ、これ。あくまで国会成立は。予定ですよ。

その専決に必ず、専決が、本当に専決やむなしという感じじゃないところで、例年、やられているような気がするんですけど。できんことはないんでしょう。

それと、合わせて聞きます。

ここの最初のところに、及び平成31年の6月1日施行のものについてって書いてありますが、ちょっとその説明が、私、聞き漏らしたのかもしれませんが、そのところをちょっと。

青木博美税務課長

まず、ふるさと納税関係、施行日が6月1日施行予定でございます。（「ああ、ここ書いてあるね、失礼いたしました」と呼ぶ者あり）

住宅ローン控除が4月1日施行予定でございますので、6月議会では間に合わないという

ことで専決を予定させていただいております。

中川原豊志委員長

いいですか。

じゃあ、続きまして国保年金課。

古賀友子国保年金課長

専決予定としております、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について説明申し上げます。

説明は06.委員会参考資料（議案外）によって行わせていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、地方税法施行令の一部改正が3月末に公布される見込みであり、平成31年4月1日施行のものについては、専決が必要となるためでございます。

改正の内容は2点ございます。

まず、1点目は、賦課限度額の改正でございます。

国民健康保険税の賦課限度額は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分でそれぞれ限度額の上限が地方税法施行令で規定されておりますが、今回、医療給付費分の賦課限度額を58万円から61万円に引き上げるものでございます。

なお、後期高齢者支援金分と介護納付金分の限度額につきましては、据え置きとなっております。

改正の2点目は、国民健康保険被保険者で、所得が低い被保険者に対し、保険税軽減措置の拡充を図るため、軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。

今回の軽減判定所得の基準額改正については、5割軽減と2割軽減の引き上げとなっております。

5割軽減の判定では、これまでの基準額は、33万円に、27万5,000円に世帯人員を乗じた額とを加算しておりましたが、改正によりまして、世帯人員に乘じる額を28万円に引き上げるものでございます。

また、2割軽減の判定におきましては、これまで33万円に、50万円と世帯人員を乗じた額を加算しておりましたが、改正により、世帯人員に乘じる額を51万円に引き上げるものでございます。

このことによりまして、5割、2割軽減の上限判定所得が引き上げられ、世帯の所得がそれぞれの軽減判定所得以下であれば、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分、おのおのの均等割分と平等割分が軽減されるものでございます。

なお、今回の健康保険税関係の見直しを盛り込んだ地方税法施行令の改正政令は、現在会

期中の通常国会に政府が提出しております地方税法の改正案の成立に合わせて年度内に公布され、平成31年4月1日から施行される予定となっております。

したがって、議会にお諮りすることが困難なことから、今回の改正に伴います鳥栖市国民健康保険条例の一部改正につきましては、専決処分を行わせていただきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

この際ですんで、確認したいこととか御意見ありましたら、お受けいたします。

成富牧男委員

確認したいことは、この施行令の改正をされると。

これ、標準なんですか。それともこれ、合わせないかとですか。

古賀友子国保年金課長

政令で定められております賦課限度額につきましては、上限額でございます、実際には各市町村が上限額以内で条例を定めることとなっております。

佐賀県につきましては、佐賀県の国民健康保険運営方針の中で、全市町賦課限度額に合わせるということになっておりますので、鳥栖市といたしましても賦課限度額、国の基準に合わせたいと考えております。

成富牧男委員

それ、別に制度が変わった、県内が1つの制度のもとに置かれるっていうふうになったとか関係なく、前からそういう取り決めがあったということですか。

古賀友子国保年金課長

佐賀県の国民健康運営方針というのは、新しく平成30年度から制定されているものでございますが、佐賀県内20市町につきましては、それまでも全ての市町が国の基準に合わせた賦課限度額となっていたという状況でございます。

成富牧男委員

それは、どこで決めた……、何か自治体の市町の協議会で、それとも何か……、もう一回お願いします。その組織の名前。

古賀友子国保年金課長

平成29年度までは、特にどこで決めたということはなく、それぞれの市町で、各条例で国の基準に合わせていたということで。

平成30年度からは全部、今までもそうだったので、県全体としてもそうしようという

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 印

